

安らぎと活力あるひらかれたまち

「生まれてよかった」

「育ってよかった」

「住んでよかった」

と思える町を目指して



第二次身延町総合計画

平成29年3月

はじめに

私たちの「身延町」は、青空の下、四季を織りなす山々に囲まれ、空を映す水辺と透き通った風がそよぐ豊かな自然に恵まれた、歴史と文化、伝統が息づく魅力あふれるまちです。



本町は、平成16年9月13日に誕生し、12年が経過しました。

この間、平成19年3月に新町建設計画の基本方針や計画内容を尊重し、策定した第一次身延町総合計画により、町民の皆様と行政がお互いに知恵を出し合い、様々な施策による町づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、出生率の低下と若者の転出による少子高齢化と人口減少、過疎化がもたらす生活サービス供給の不足、生活の根幹となる雇用の創出など、今後一層の取り組みを推し進めていくことが求められています。

このような状況のなか、平成29年度から10年間を期間とし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、「第二次身延町総合計画」を策定しました。

本計画は、第一次総合計画において、町づくりの将来像として提唱した「安らぎと活力ある ひらかれたまち」を継承しつつ、未来の身延町の創造と更なる発展に向けて策定しています。また、平成31年度を目標年度として取り組みを進めている「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策も重点課題として取り込み進めることとしています。

私は、本計画に掲げた施策を着実に実施し、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、町民の皆様「生まれてよかった」「育ててよかった」「住んでよかった」と思っただけできるよう、町民優先を尊重し、全力を挙げて取り組みを進めてまいりますので、皆様の積極的な参画とご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、慎重なご審議のうえ答申をいただきました総合計画審議委員会委員の皆様をはじめ、町議会、町民の皆様「心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

身延町長 望月幹也

第1部 序 ～身延のまちづくりを考える

第1章 総合計画の趣旨

1. 策定の背景と趣旨1
2. 構成と期間2

第2章 まちづくりの課題

1. 全国の社会動向3
2. 身延町の概況と社会動向7
3. 町民の意向調査13
4. まちづくりの主要課題27

第2部 基本構想 ～身延のまちづくり目標を定める

第1章 まちづくり将来像

1. 目指す将来像30
2. 将来人口の目標32
3. 土地利用の方向性33

第2章 人口減少と少子高齢化対策の取り組み（総合戦略）

1. 総合戦略の目的37
2. 総合戦略の基本的な考え方37
3. 総合計画における総合戦略の位置づけ38
4. 総合戦略の基本目標38

第3章 まちづくりの分野

1. 安らぎの暮らしづくり（福祉・健康・生活）40
2. うるおいの環境づくり（環境保全・景観整備）40
3. 発展の活力づくり（基盤・産業）41
4. 学びの人づくり（生涯学習・教育・文化）41
5. 協働のまちづくり（交流・協働・行財政）42

- 基本構想の体系図 43

第3部 前期基本計画 ～身延のまちづくり施策を定める

第1章 安らぎの暮らしづくり

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化44
2. 高齢者福祉の充実47
3. 子育て支援50
4. 障害者自立への支援54

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備56
2. 水道施設の整備59
3. 下水道施設の整備61

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化63
2. 保健・医療の充実66
3. 消防・救急の充実70
4. 交通安全対策の充実72
5. 防犯対策の充実74

第2章 うるおいの環境づくり

第1節 緑の継承

1. 自然・緑の保全78
2. 自然との共生80

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル82
2. 環境衛生・美化活動84

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成86
2. 公園・憩いの空間整備88

第3章 発展の活力づくり

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発91
2. 交通網の整備94
3. 集落の整備99
4. 地域情報化の推進101

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興104
2. 商業の振興110

3. 工業の振興	112
4. 地場産業の振興	114
5. 観光の振興	116
第3節 起業支援と就労の場の確保	
1. 新たな事業おこし	120
2. 就労環境の充実	122
第4章 学びの人づくり	
第1節 まちづくりを支える人づくり	
1. 生涯学習の充実	125
2. スポーツの振興	128
第2節 明日を担う人づくり	
1. 学校教育の充実	130
2. 青少年の育成	135
第3節 地域文化をはぐくむ	
1. 文化活動の展開	137
2. 歴史と文化遺産の継承	139
第5章 協働のまちづくり	
第1節 住民が主体となる	
1. 男女共同参画	143
2. 住民と行政の情報交流	145
3. 地域協働のまちづくり	147
第2節 多様な交流の力を活かす	
1. 町内外の交流の展開	150
2. 国際交流の展開	153
3. 定住の促進	155
第3節 行財政改革を進める	
1. 行政運営の効率化	157
2. 財政運営の健全化	159
3. 広域連携の推進	162
小学生の絵 「私の町 身延町の未来」	76.77.90.124.142.164
高校生のまちづくり意見 「町長と語る高校生の集い」 より	165
資料編	167
用語集 (*印の付いた語句の説明)	170

第1部 序 ～身延のまちづくりを考える

第1章 総合計画の趣旨

1. 策定の背景と趣旨

本町では、旧3町の合併協議会の協議と合意のもとに策定された「新町建設計画」の基本方針や計画内容を十分に尊重しつつ、具体性や実効性などについて検討を加え、まちづくりを推進するための総合的な指針として、平成19年度から平成28年度までの10箇年を計画期間とする「第一次身延町総合計画」を策定し、この計画が目指す将来像「安らぎと活力ある ひらかれたまち」の実現に向かってまちづくりを進めてきました。

この間、各地を襲った未曾有の大災害、長引く不況による経済の低迷、大都市圏域への一極集中、少子化や高齢化の進行、人口減少社会の到来、急激に進む情報化など、私たちを取り巻く社会環境は、大きな変化を続けています。

このような社会の変化に対応し、住民の生活を豊かにすることを実現するため「第二次身延町総合計画」を策定しました。

この計画は、第一次総合計画の基調を受け継ぎ、本町の更なる発展に結びつけていくため、様々な課題や住民のニーズに的確に対応し、地域特性や地域資源を生かし、住民と行政が連携し、分担して個性的で元気なまちづくりを進めていくための指針とします。

■総合計画の役割・性格

総合計画は、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定は、市町村の判断に委ねられることとなりました。

本町では、身延町総合計画条例を制定し、総合計画は、町の最上位の計画として位置付け、その基本構想は、町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を示し、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、将来像の実現のため推進すべき目標であるとしています。

2. 構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」で構成しており、この取り組みは、3 箇年分の「実施計画」を毎年度更新するローリング方式*により進行管理を行います。

■基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。

計画期間は、平成29(2017)年度を初年度とし、平成38(2026)年度を目標年度とする10箇年計画とします。

■基本計画

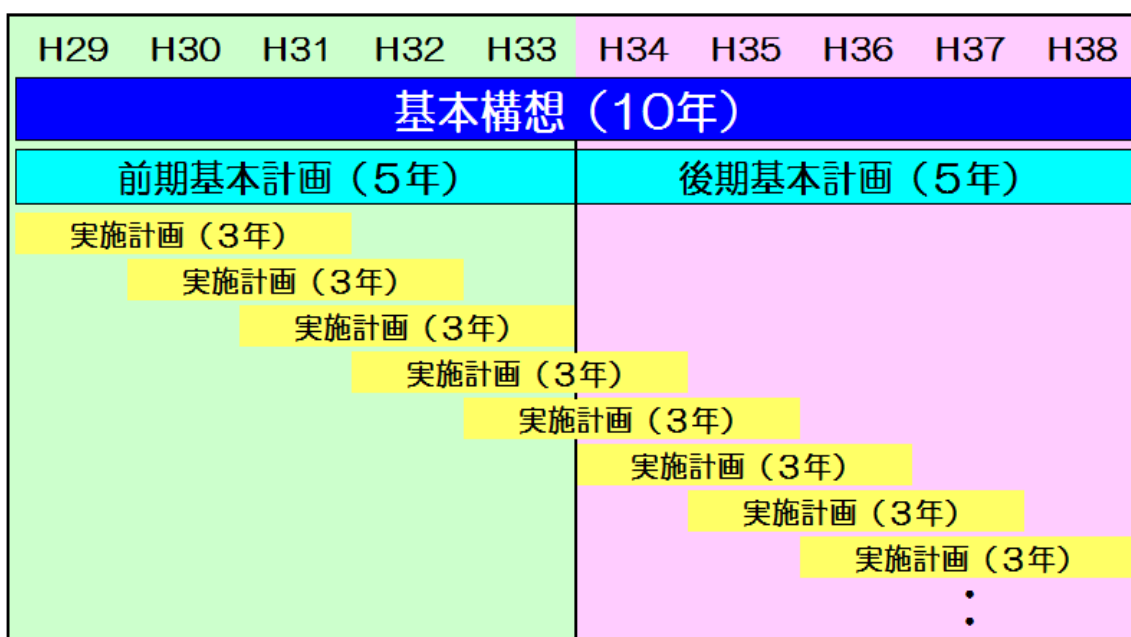
基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方向を目標として、その実現に必要な政策体系を分野別に定めます。

計画期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度を前期基本計画とし、これに続く5箇年計画を後期基本計画とします。

■実施計画

各課または、各担当において、基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極め、実施時期、事業内容、事業量を計画し、財源を示すことにより、毎年度の予算編成の指針とするものです。

実施計画は、PDCAサイクル*検証結果を基本にして、財政計画*や行政評価システム*の運用と密接に連動させ、計画期間を3箇年とし、毎年度更新するローリング方式*により進行管理を行います。



第2章 まちづくりの課題

1. 全国の社会動向

(1)人口減少・少子高齢化

■人口減少社会

我が国の総人口は、平成20年をピークに人口減少過程に入っています。人口減少は、経済や社会に深刻な影響をもたらすものと懸念されています。

■少子高齢化

我が国では、世界の先進国の中でも類をみない速度で、高齢化が進行しています。平成22年の国勢調査で23%であった高齢化率*は、平成27年国勢調査において26.6%となり、超高齢社会*に移行しています。

また、未婚化・晩婚化傾向が進むなか、全国的に急速な少子化が進行しています。国における合計特殊出生率*は、平成22年に1.39人、平成27年に1.46人となり、平成17年に過去最低の1.25人となった後わずかに上昇していますが、依然として低い水準が続いています。この数値は、先進国の中でも低い水準であり、我が国の少子化の進行が極めて深刻な状況となっていることを示しています。

(2)グローバル経済の中での地域産業

■社会のグローバル化

日本に在留する外国人数は、平成20年末にピークとなった後、リーマンショック*を契機として減少傾向にありましたが、平成25年からは再び増加に転じ、平成27年末は約223万2千人と、前年末に比べ約11万人増になりました。平成27年の訪日外国人数は過去最高の約1,973万7千人を記録し、前年比47.1%増と大幅な伸びを示しています。政府は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に向けて、訪日外国人2,000万人の早期実現を目指し、ビザ要件の緩和や、外国人旅行者の受入環境の整備、外国人ビジネス客の取り込み等に官民一体となった取り組みを進めています。

■経済のグローバル化

各国の経済はますます国際的な結びつきを強め、我が国の産業構造も、国際化の影響を受け、大きく再編していくことが求められています。特に、製造業においては、海外生産拠点へのシフトによる国内産業の空洞化が進んでおり、従来の企業誘致中心の産業振興は難しい状況にあります。政府は、新興国を中心に急速に拡大している世界のマーケット獲得に向けて、TPP*協定をはじめとする経済連携交渉を推進しています。

■地域間競争の激化

地域自らの創意工夫を発揮したまちづくりが全国各地で進むことにより、地域産業においても地域間競争の激化が予想されています。このため、地域が保有する技術や資源を効果的にいかし、産業間を結び付け、新たな情報と技術を加えて、地域の創意で付加価値を生み出していく内発型の産業づくりがより重要となってきます。

(3)環境に配慮した生活

■環境意識の高揚

人類の生存に関わる地球環境問題は、オゾン層*の破壊や温暖化の進行などにより、一層深刻化しています。そのため、二酸化炭素等温室効果ガス*の排出量の削減目標を掲げ、環境改善が進められています。

このような地球規模の環境問題に加え、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、電力供給不足や放射性物質による環境汚染問題を改めて考えさせる契機となり、省エネルギーや太陽光、風力等の再生可能エネルギー*への関心が高まっています。

■環境保全

大量消費・大量廃棄の生活の現状を見直し、環境負荷（環境に及ぼす悪影響）の低減への様々な取り決めや規制対策が本格化し、持続可能な循環型社会づくりが進められています。省エネ対策、ごみの減量化・リサイクルの強化など廃棄物処理をはじめ、製造者や住民一人ひとりの日常的な環境保全への取り組みがより重要となっています。

(4)本格的な ICT*社会

■情報通信技術の進展

ICT*の進展に伴い、行動・状態等のデータの収集・分析が可能となっていきます。また、行政が保有するデータを二次利用可能な形で提供する取り組みも進められ、経済の活性化や社会的課題の解決に活用されることが期待されています。

■情報管理と活用

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 28 年 1 月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバー*の利用が開始され、行政の効率化と国民の利便性向上が図られています。インターネットを利用した様々なサービスが提供されることによって、生活が便利になる一方で、情報への不正アクセス*などによるサイバー犯罪*の脅威・個人情報の流出・プライバシー*の侵害などの危険性が急速に増加しています。

(5) ライフスタイル*・価値観の多様化

■ ライフスタイル*の多様化

ICT*社会の進展、経済・文化のグローバル化、女性の社会参加の進展などを背景に、人々のライフスタイル*は多様化しています。このような中でだれもが豊かさを実感できるようにするためには、社会を構成するあらゆる人々にとって暮らしやすい、社会づくりを進めていかななくてはなりません。また、生涯学習活動、ボランティア活動など、だれもが自己実現できる機会の充実は、住民主体のまちづくりに欠かせない要素になります。

■ 質的な豊かさ志向

物よりも、精神的な心の豊かさ、そして質的な向上を求める欲求がますます高まり、健康、安全、ゆとり、自然、文化、余暇などへの志向が今後も更に強まることが予想されます。また、個性化を求める志向がより拡大し、田舎暮らしを求めるニーズなど多様な価値観に対応できる地域環境、特にそれぞれの地域で暮らす魅力を住民が実感できる環境整備が求められます。

(6) 生活の安全の確保

■ 防災・防犯のまちづくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。近年、局地的な豪雨や豪雪、火山の噴火等の自然災害が発生しており、東海地震、首都直下地震、南海トラフ*地震等の大規模地震による大きな被害の発生が懸念されています。また、全国的に犯罪が多発、多様化しており、テロなどの脅威にも備え、安全の確保は重要な課題となっています。

このような中で、災害に備えた危機管理体制の充実強化と危機管理意識の浸透を図り、自主防災対策の強化をはじめ、犯罪防止への意識を高めて地域ぐるみの防犯活動に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが一層重要になっています。

(7) 地域間交流と連携

■ 交流の力

地域間交流と連携は、地域の人材や資源のみならず、地域外の力を有効に活用する交流ネットワークを形成し、交流人口を地域振興にいかすことが重要です。基盤となる交通や情報網の整備、交流企画の推進、多様なパートナーづくりが求められています。

(8) 地方分権における主体的なまちづくり

■ 地方分権

国と地方の関係を見直すことを目的とした地方分権一括法が施行され、福祉・文化・教育・産業・生活環境など様々な分野における行財政の権限や責任を国から地方公共団体に委譲していく地方分権が進んでいます。

しかしながら、権限委譲に見合う財源配分は不十分で、自主財源の確保も困難になり、自治体の財政運営は極めて厳しい状況が続くことが予想されています。また、様々な分野における地域課題が顕在化し、行政への期待もますます高まると考えられます。

■ 地方創生

国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し、人口減少、東京一極集中、地域経済低迷を克服するべく「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの政策を基本目標に掲げ、地方に対する人的支援・財政支援による対策を進めて行くことを示しました。

2. 身延町の概況と社会動向

(1) 自然・歴史の概況

1) 位置・地勢

山梨県南部に位置する身延町は、301.98 km²の面積を有し、森林が約 8 割を占めています。町の中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流である早川、常葉川など多くの中小河川が流れ込んでいます。

富士川をはさんで東西に急峻な山地が連なり、平坦地は、富士川沿いとその支流の中・下流域に広がり、比較的まとまった集落や農地を形成しています。山間部の中小河川沿いには、中小集落が散在し、周辺に農地がひらかれています。

2) 自然

本町には、日本列島の成立にかかわるフォッサ・マグナ*（中央地溝帯）の西端をなす糸魚川静岡構造線が位置しており、数多くの貴重な地形・地質、さらに多様な動植物相を有しています。また、本栖湖をはじめとする富士山の眺望地、山々と渓谷が織りなす四季の美しい景観を誇っています。

本町では、このような価値の高い自然資源をいかすため、ニューツーリズム*を推進し、新たな観光志向や滞在型観光の受け皿として、地域住民がインストラクターやガイドとして参画する地域の魅力づくりとして期待されています。また、本栖湖とその周辺は、平成 25 年 6 月、「富士山-信仰の対象と芸術の源泉-」の名称のもと世界文化遺産に登録されました。

3) 歴史

町域に人々が居住し始めたのは縄文時代と考えられ、町内にその遺跡が発見されています。身延山は、1274 年に波木井郷の領主、波木井氏の招きにより日蓮聖人が庵を結んだことに始まり、日蓮宗総本山として年間 120 万人を超える参拝客が訪れています。

戦国時代のこの辺りは、富士川流域の河内地域として、武田氏の親族、穴山氏が支配する地域となり、下部温泉は武田信玄公の隠し湯とされていました。

それ以前の身延山開山の頃の下部温泉は「下部の湯治場」として諸国に知られており、現在は国民保養温泉地に指定され、身延山とともに観光拠点となっています。また、穴山氏の大工番匠の保護統制政策により、職業集団である下山大工が育成され、明治時代まで下山大工の伝統が継承されました。

湯之奥の中山金山は、鉱山技術史の視点からも重要な位置付けにあり、「甲斐金山遺跡」として、国の史跡指定を受けています。

地場産業である西嶋和紙は、武田信玄公に手すき和紙を献上したことが始まりとされ、以来、画仙紙*や書道紙として高い評価を得て伝統技術を守り続けています。

明治時代の本町の区域は、12 村で構成しており、その後の昭和 29 年から 31 年には、旧下部町、旧中富町、旧身延町がそれぞれ誕生し、平成 16 年 9 月 13 日、

新・身延町に至っています。

(2) 社会の動向

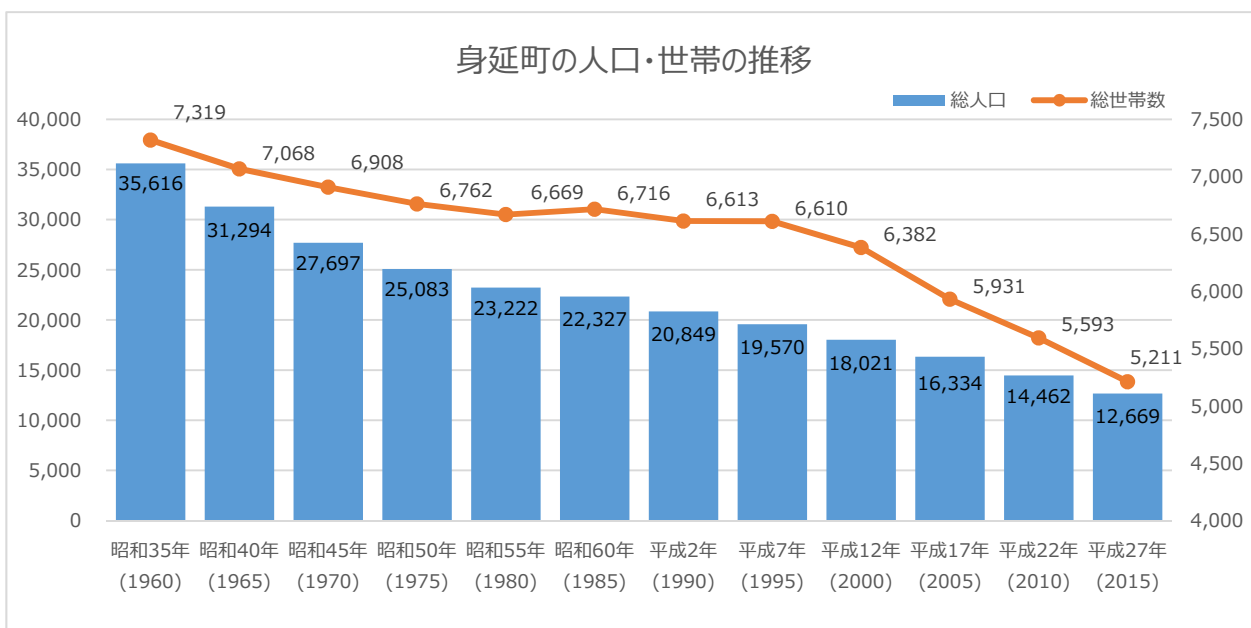
1) 人口減少と少子高齢化の進展

昭和35年には旧3町合わせて35,616人（国勢調査）であった人口は、我が国の高度成長期に伴い都市部への流出が進み、昭和40年代にかけて大幅な減少が続きました。少子高齢化の進展も著しく、合併翌年の平成17年国勢調査では、16,334人であった人口は、現在もなお減少が続き、過疎の地域構造下にあります。

平成27年国勢調査では、12,669人（総世帯数5,211）となり、近年の5年間ごとの減少状況を見ると、人口減少幅が拡大傾向を示しており、さらに世帯数においては、グラフからも読み取れるとおり急激な減少傾向を示しています。

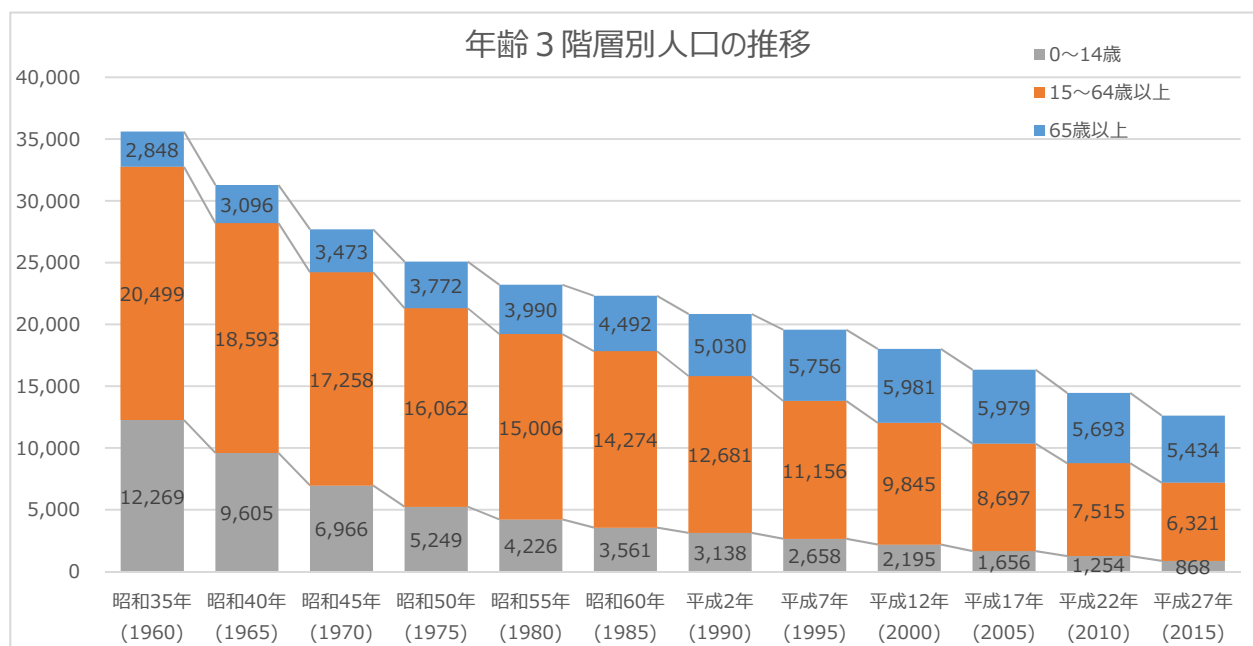
年齢階層別では、少子・高齢化を顕著に反映し、平成2年に高齢化率*24.1%の超高齢社会*に突入、平成27年には42.9%に達しています。このような状況の中で、定住の促進対策、特に子育て世代の定住をいかに図るか、また、高齢者世帯の比率が高い山間集落の暮らしの環境改善は、大きな課題となっています。

■人口・世帯の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3階層別人口の推移



資料：国勢調査

2) 地域産業

本町の就業構成は、農業を中心とした第一次産業*の大幅な減少が続いており、町外への通勤による就労も含め第二次産業*の比率も拡大から減少傾向に転じました。第三次産業*の比率は、拡大を続けていますが、人口の減少に伴い、就業者数は減少し続けています。

基幹的な産業であった農業においては、自給型兼業農家が主となり、従事者の高齢化、さらに鳥獣被害の増加に伴って、遊休農地や荒廃農地が拡大しています。林業は、厳しい経営環境の中で林家数が減少し、管理の行き届かない森林が拡大し、防災面からも森林の荒廃が懸念されています。このように今後の農林業の在り方が大きな課題になっています。

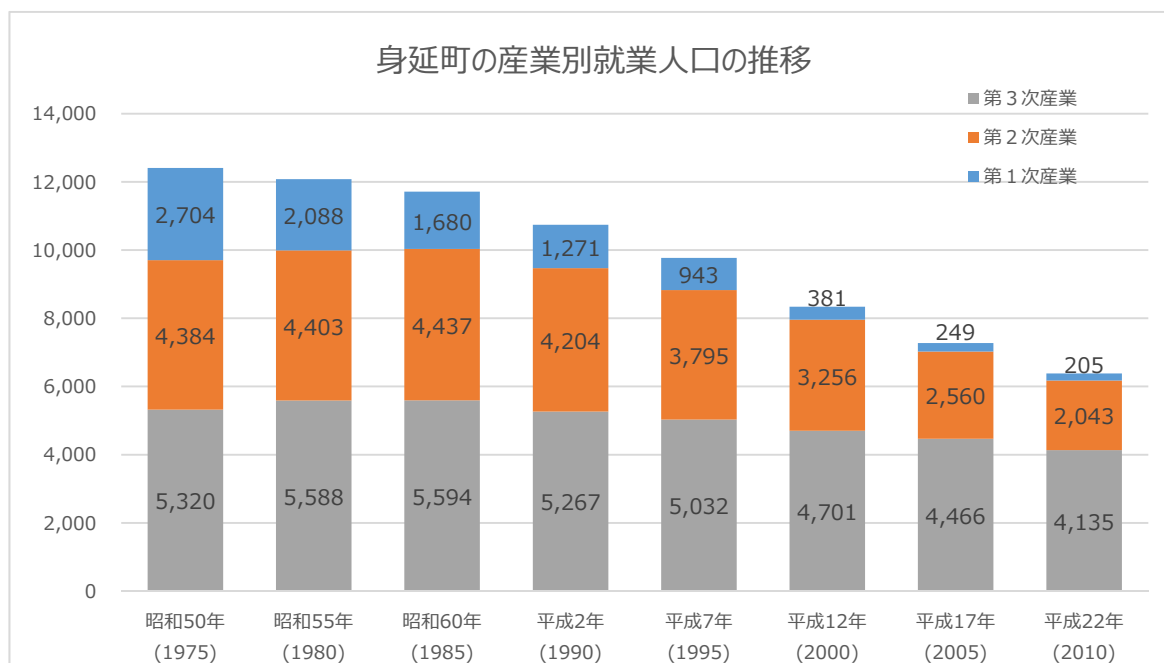
工業においては、下山等の工業団地への企業進出が、雇用の場の拡大、地域経済活性化の役割を担ってきました。中部横断自動車道の開通により最寄りのインターチェンジを利用した交通条件の改善による敏速な物流が期待されています。

西嶋の西嶋和紙、久那土の印章業は、地場産業として伝統技術が継承されていますが、従業者の高齢化などにより、生産量が減少しており、厳しい経営環境にあります。

商業は、JR身延駅前、身延山門内、下部温泉、さらに国道52号沿いのなかとみ和紙の里周辺や飯富が商業集積地となっています。しかし、依然として町外大型店への購買力の流出が続いています。

商業機能は、定住環境の充実において重要であり、観光振興面とも効果的な連携が必要とされています。商工会では、ポイントカード加盟組織の拡大など町外への購買力流出防止対策を推進するとともに、観光と連携した特産品開発など、消費拡大に取り組んでいます。

■ 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査（常住地）、分類不能は含まない

■ 就業人口の推移（人・%）

	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)
就業者総数	12,408	12,079	11,711	10,742	9,770	8,338	7,275	6,383
対15歳以上就業率	62.6	63.6	62.4	60.7	57.8	52.7	49.6	48.3
第1次産業	2,704	2,088	1,680	1,271	943	381	249	205
構成比	21.8	17.3	14.3	11.8	9.7	4.6	3.4	3.2
第2次産業	4,384	4,403	4,437	4,204	3,795	3,256	2,560	2,043
構成比	35.3	36.5	37.9	39.1	38.8	39.1	35.2	32.0
第3次産業	5,320	5,588	5,594	5,267	5,032	4,701	4,466	4,135
構成比	42.9	46.3	47.8	49.0	51.5	56.4	61.4	64.8
(分類不能)	(17)	(1)	(10)	(11)	(0)	(5)	(13)	(118)

資料：国勢調査（常住地）、第3次産業に分類不能を含む

3) 観光・地域間交流・定住化の促進

観光は、本町を代表する身延山と下部温泉、本栖湖などが観光ポイントになっており、誘客イベントも数多く実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、なかとみ和紙の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは各種体験メニューを提供しています。また、特産あけぼの大豆の枝豆収穫体験、ゆばづくり体験、味噌づくり体験、さらに都市部住民との交流を通じて、農業体験の場の提供など、農業振興と連携する取り組みを進めています。

多様な資源を有する本町において、観光・交流客を拡大する可能性は高く、資源相互の連携による観光プログラムの開発など観光地としての魅力を強化し、観光や交流に関連して経済効果を生む仕組みづくりなどが期待されています。

また、田舎暮らしを求める都市住民などに対して身延町空き家バンク制度をPRし、移住者の定住と2地域居住をきっかけとした移住定住の推進が求められます。

4) 防災・防犯

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、震源とされる駿河湾に地理的に近いため、大きな被害の発生が懸念されています。山梨県がまとめた東海地震による被害想定*では、本町が県内市町村で最も多い死者数が発生するおそれがあるとされ、町民の関心も非常に高まっています。過去における大地震発生のサイクル等を踏まえると、地震の発生が近づいていると考えられ、その備えが大変重要となっています。

特に、本町は急峻な地形、富士川沿いの中小河川、点在する集落など災害を受けやすい条件下にあり、加えて高齢化が著しく進んでいる集落状況などから、災害時における、住民の生命と財産の保護が重要な課題になっています。

さらに、本町は富士山麓の本栖湖西岸を町域としており、富士山火山災害への対応*の強化も求められています。

こうした状況下において、町では「身延町地域防災計画」を策定し、災害の被害を最小限にとどめるべく、予防対策、応急対策などを定めていますが、今後とも防災対策の推進はもとより、自主防災組織を中心に地域や各戸における災害への備えや個人の防災意識を高めることが一層重要になっています。

防犯の面で、本町は平成19年4月から実施された警察署の再編整備により、南部警察署の管轄区域（本栖湖地区は富士吉田警察署）となっています。高齢化が進む本町においては、高齢者を対象とした詐欺事件が懸念されています。

5) 自治活動

本町の地区は137地区あり、組が組織され、各種の自治活動組織の単位となっています。また、町から地区への情報提供や情報交換の場となっており、道路愛護や清掃活動などの自治活動も行われています。

コミュニティ*活動の基礎となっている公民館組織は、中央公民館を頂点として、旧町単位に地区館が、地区館のもとには分館が、さらには集落館が配置され、公民館活動が行われています。

しかし、山間地では、過疎化と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて集落機能の維持ができなくなりつつあるところもあり、道路、衛生、救急医療、防災、鳥獣害対策など生活環境の改善に多くの課題を抱えています。

■行政区数、公民館組織の現状（集落館：休館・活動なしを除く）

	地区	組数	地区館	分館	集落館
下部地区	64	148	1	3	50
中富地区	32	161	1	5	28
身延地区	41	207	1	4	38
計	137	516	3	12	116

(3)交通の動向

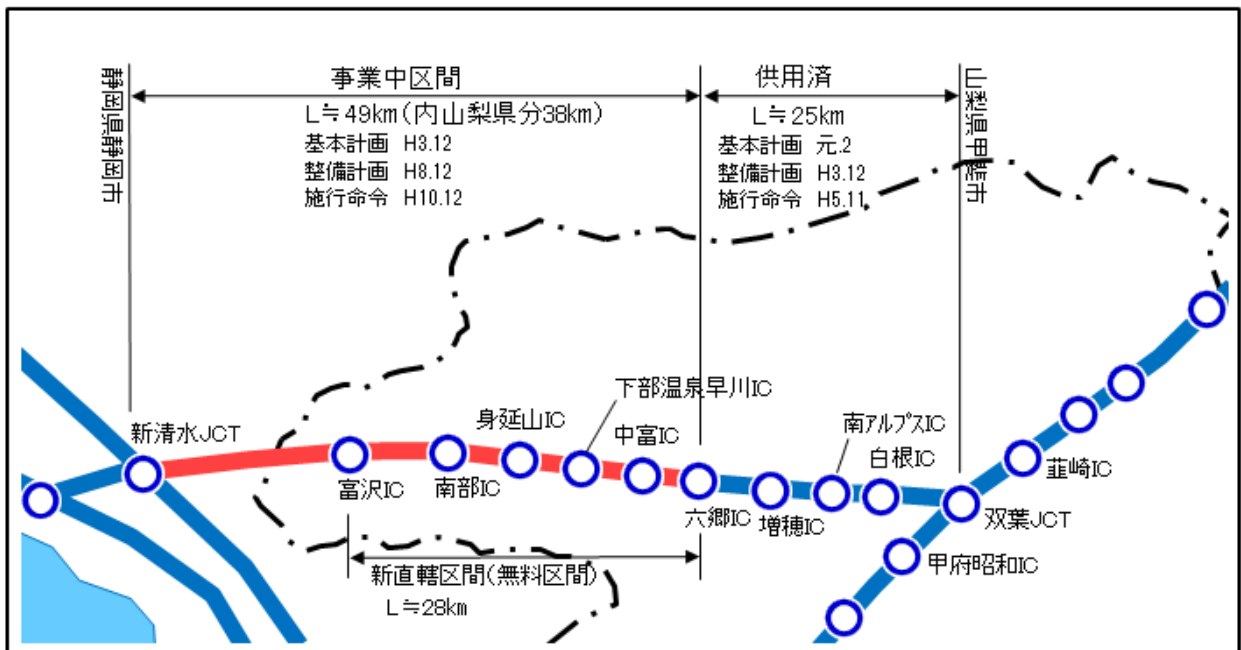
本町の広域的な交通幹線は、富士川沿いを通る JR 身延線（町内 8 駅）、国道 52 号と富士五湖方面に延びる国道 300 号で構成されています。県道と町道は、これら広域幹線をつないでおり、また、支線として険しい地形を縫うように道路網を形成しています。

これらの交通網は、住民の日常生活や経済活動の生命線となっていますが、いずれも急峻な地形を切り開いていることから、雨量通行規制を受けやすく、特に国道の防災工事の促進や通行止めの際のバイパスとなる道路の整備などの改善が継続的な課題となっています。また、本町は富士川により東西に二分されており、富士川に架かる橋梁は交通の重要基盤となっています。しかし、幅員が狭く、老朽化が著しい状況にあり、整備を進める必要があります。

中部横断自動車道の建設が進められています。中部横断自動車道は、静岡県静岡市と長野県佐久市を結び、町内では、和田地内に「身延山インターチェンジ」、波高島地内に「下部温泉早川インターチェンジ」、下田原地内に「中富インターチェンジ」、が設置されます。

中部横断自動車道の開通は、沿線各地を結ぶ走行時間の大幅な短縮、物流の短時間化による工業の活性、広域観光の振興、災害時等の輸送ルート確保など大きな効果が期待されますが、既存国道等の通行車輛の減少による地域経済へのマイナス面も懸念されています。このため、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に活かしていく取り組みを着実に進めなければなりません。

中部横断自動車道 「君は太平洋を見たか。僕は日本海を見たい。」



3. 町民の意向調査

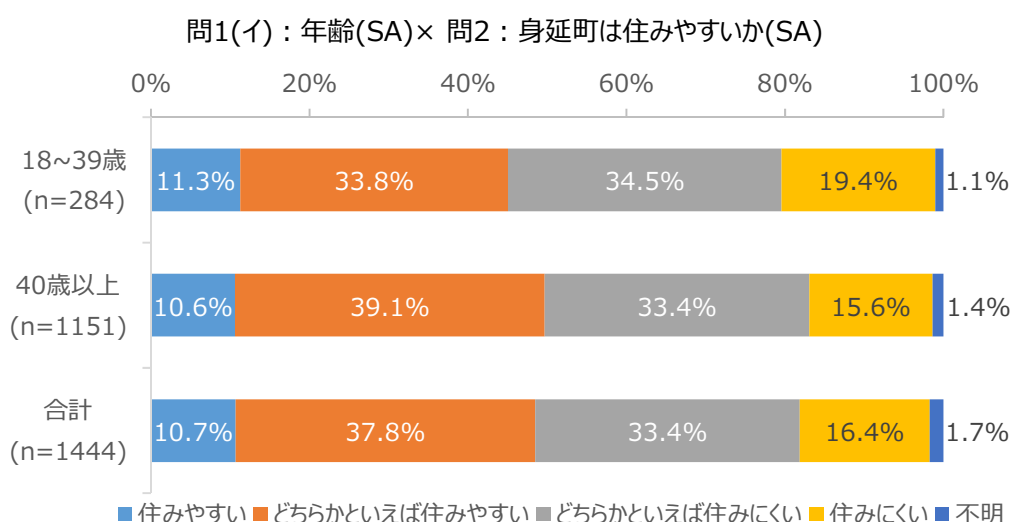
平成 27 年に町民を対象に、アンケート調査を実施し、まちづくりに対する意向を調査しました。アンケート調査から町民の現状認識や今後への期待は、次のように集約されます。

調査時期	平成 27 年 7 月 9 日（木）～31 日（金）
調査対象	身延町に在住する 18 歳以上の町民を無作為抽出
対象者数	3,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	1,444 件（回収率：48.1%）

(1) 定住意識

■ 身延町の住みやすさ

18 歳～39 歳の若年層では「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」をあわせて 53.9%、40 歳以上の中高年層（49.0%）よりも「住みにくい」と感じている割合が高くなっています。

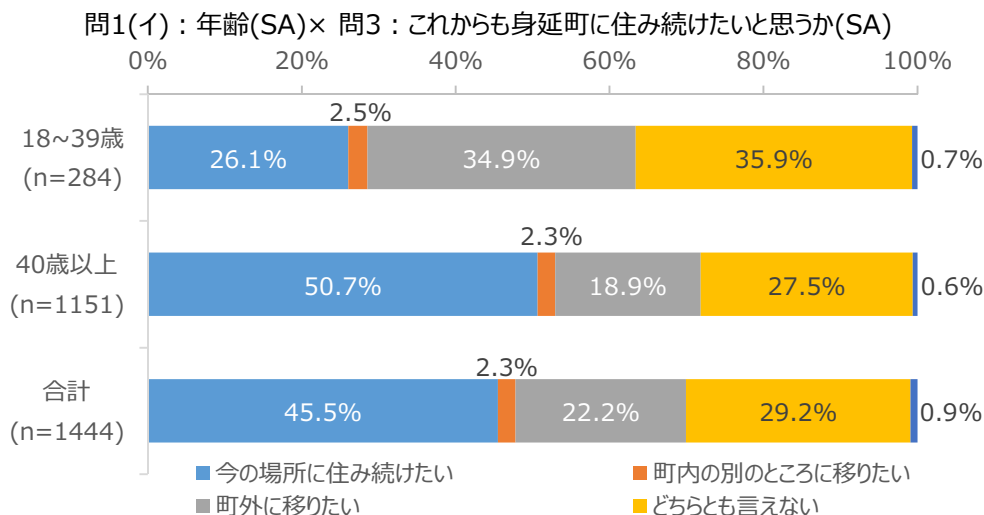


- ： 町民全体
「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」（48.5%）
「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」（49.8%）
- ： 18 歳～39 歳の若年層
「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」（45.1%）
「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」（53.9%）
- ： 40 歳以上の中高年層
「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」（49.7%）
「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」（49.0%）

* 前回調査(町民全体)では「住み良い」、「どちらかといえば住み良い」あわせて 50.5% であった。

■これからも身延町に住み続けたいと思うか

18歳～39歳の若年層では、「町外に移りたい」が34.9%と「今の場所に住み続けたい」の26.1%を大きく上回っています。中高年層では「今の場所に住み続けたい」が半数を超えますが、「町外に移りたい」も2割ほどあります。



町民全体

「今の場所に住み続けたい」(45.5%) > 町外に移りたい (22.2%)

18歳～39歳の若年層

「今の場所に住み続けたい」(26.1%) < 町外に移りたい (34.9%)

40歳以上の中高年層

「今の場所に住み続けたい」(50.7%) > 町外に移りたい (18.9%)

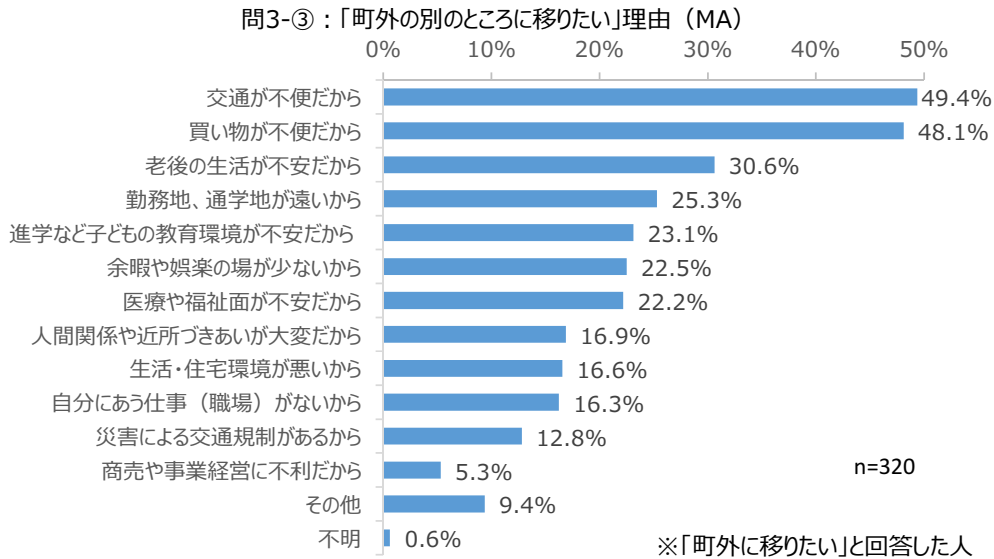
「今の場所に住み続けたい」と思う理由については、「土地や家がある」、「生まれ育った土地である」、「住みなれている」といった理由が多く、「町内の別のところに移りたい」と思う理由については、「日当たりの悪さや災害の危険性」といった自然環境に起因する理由と「買い物に不便」、「交通が不便」、「通勤、通学に不便」など生活環境の不便が多い結果となりました。

* 前回調査(町民全体)では「今の場所に住み続けたい」49.5%、「町外に移りたい」21.2%であった。定住意識は下降傾向にある。

■町外に移りたい理由

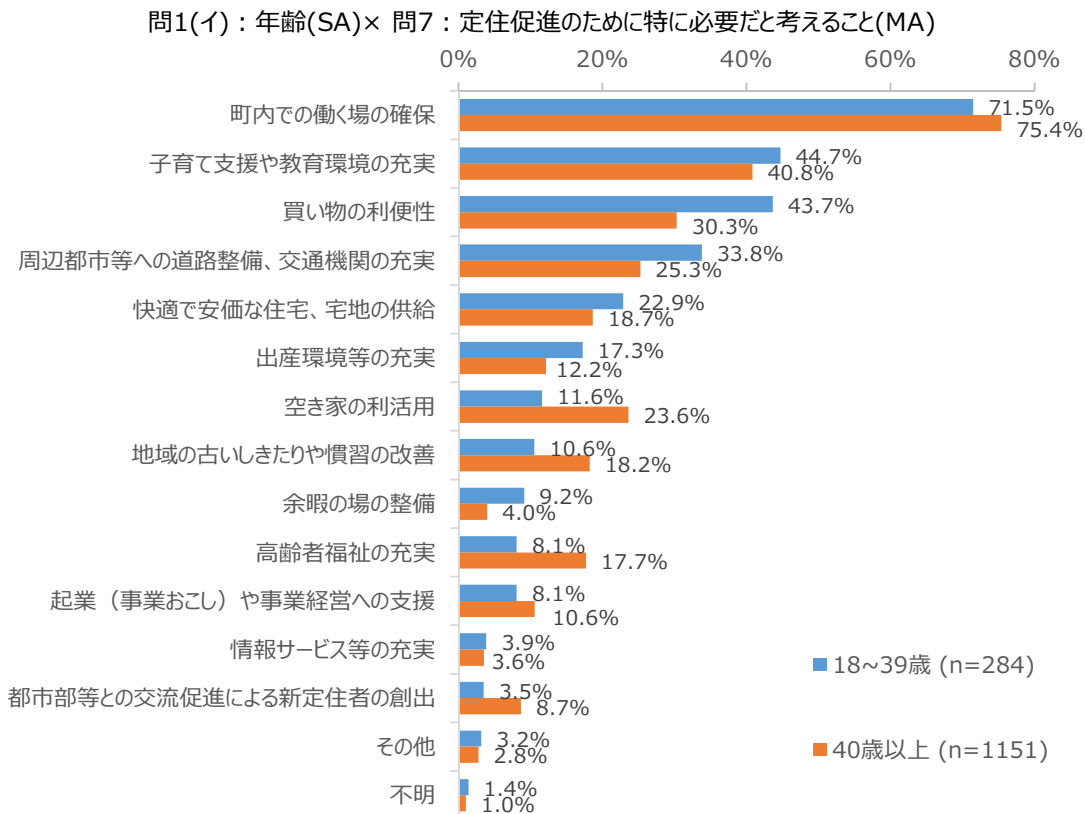
「町外に移りたい」と思う理由は「交通が不便だから」と回答した人の割合が49.4%と最も高く、次いで「買い物が不便だから」(48.1%)、「老後の生活が不安だから」(30.6%)と続いています。

* 前回調査では「交通が不便」50.2%、「買い物が不便」41.9%、「近所づきあいが大変」25.3%、「医療、福祉」24.9%、「余暇や娯楽」24.9%となっていました。「買い物が不便」、「老後の生活が不安」といった理由が上昇しています。



■定住を促進するために、特に必要だと考えること

定住促進のために特に必要だと考えることは、「町内での働く場所の確保」が圧倒的に高く、「子育て支援や教育環境の充実」、「買い物の利便性」が続いています。



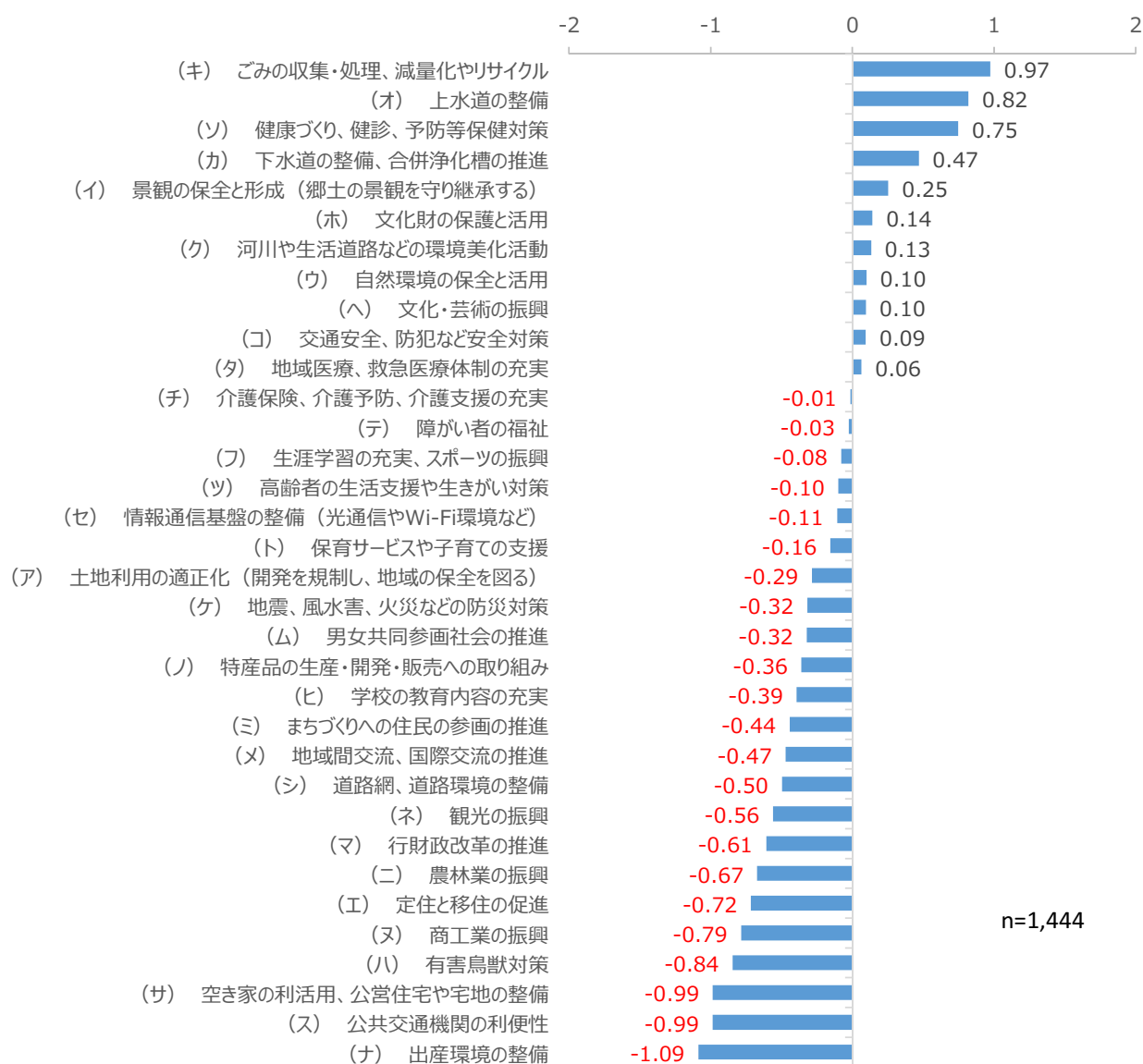
* 前回調査では、「町内での働く場所の確保」69.9%、「交通機関の充実」40.2%、「子育て支援や教育環境の充実」35.3%、「住宅、宅地の供給」28.1%であった。

(2) 施策に対する満足度と重要度

■ 取り組みの現状評価

34 施策のうち、ほとんどの施策は満足度がマイナスで、34 施策の満足度の平均は「-0.16」という結果でした。満足度が比較的高い施策は、「ゴミ処理」、「上水道の整備」、「健康づくり」などで、反対に特に低い施策は「出産環境」、「公共交通機関」、「空き家の利活用」という結果でした。

問4：身延町の現状について_満足度(加重平均)

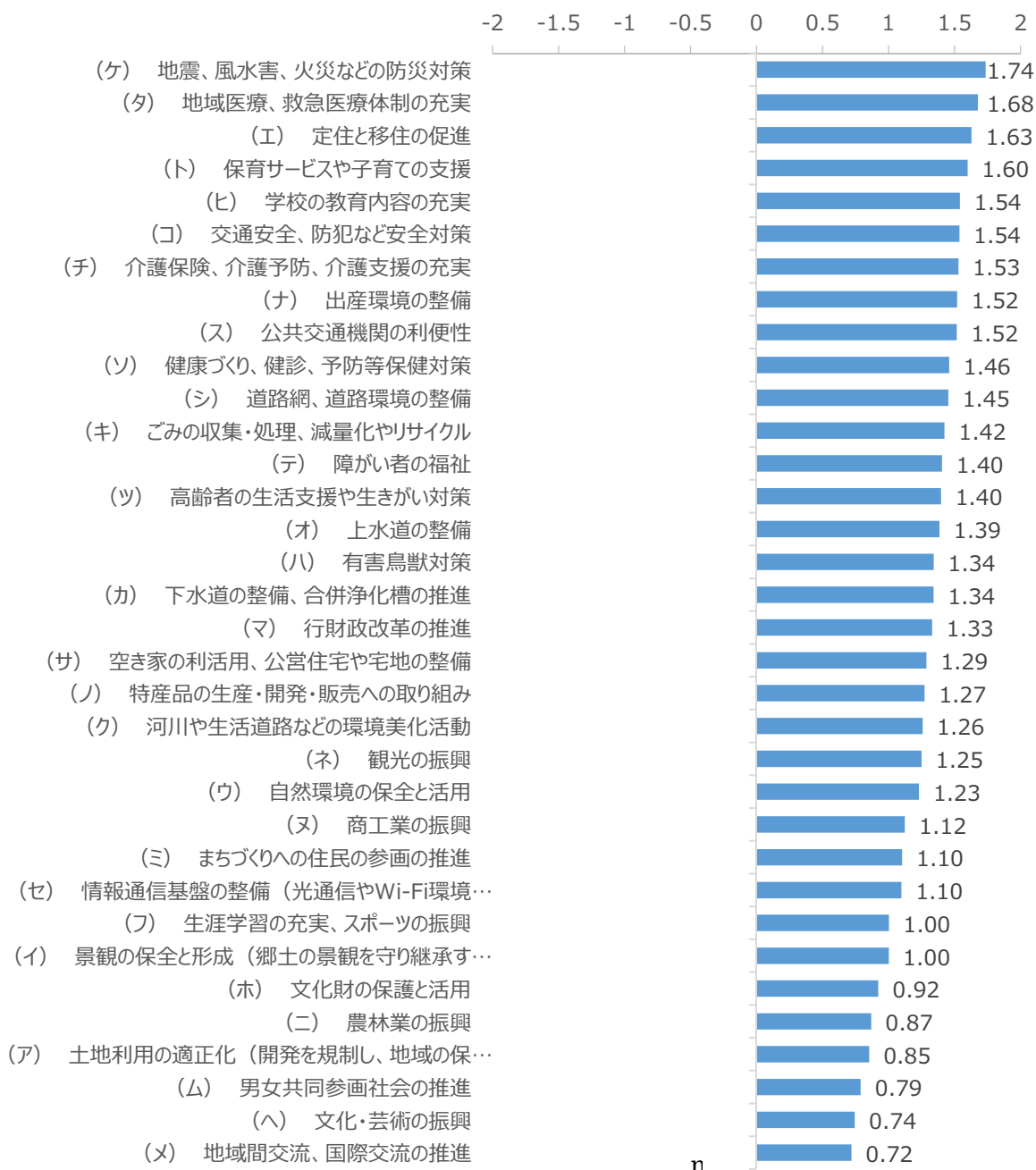


注)「加重平均」とは、「満足」から「不満」までの回答者数に、+2～-2までの数を掛け、回答者数（無回答及び「どちらともいえない」を除く）で割った数字。全員が満足であれば「+2」、不満であれば「-2」となる。34 項目平均は「-0.16」。

■ 取り組みの重要度

34 施策全てが重要という回答結果でした。34 施策の重要度の平均は 1.28 となり、特に重要度が高い施策は「地震、風水害、火災などの防災対策」、「地域医療、救急医療体制の充実」、「定住と移住の促進」、「保育サービスや子育ての支援」でした。

問9：身延町の今後のまちづくりにおける取り組み_重要度(加重平均)

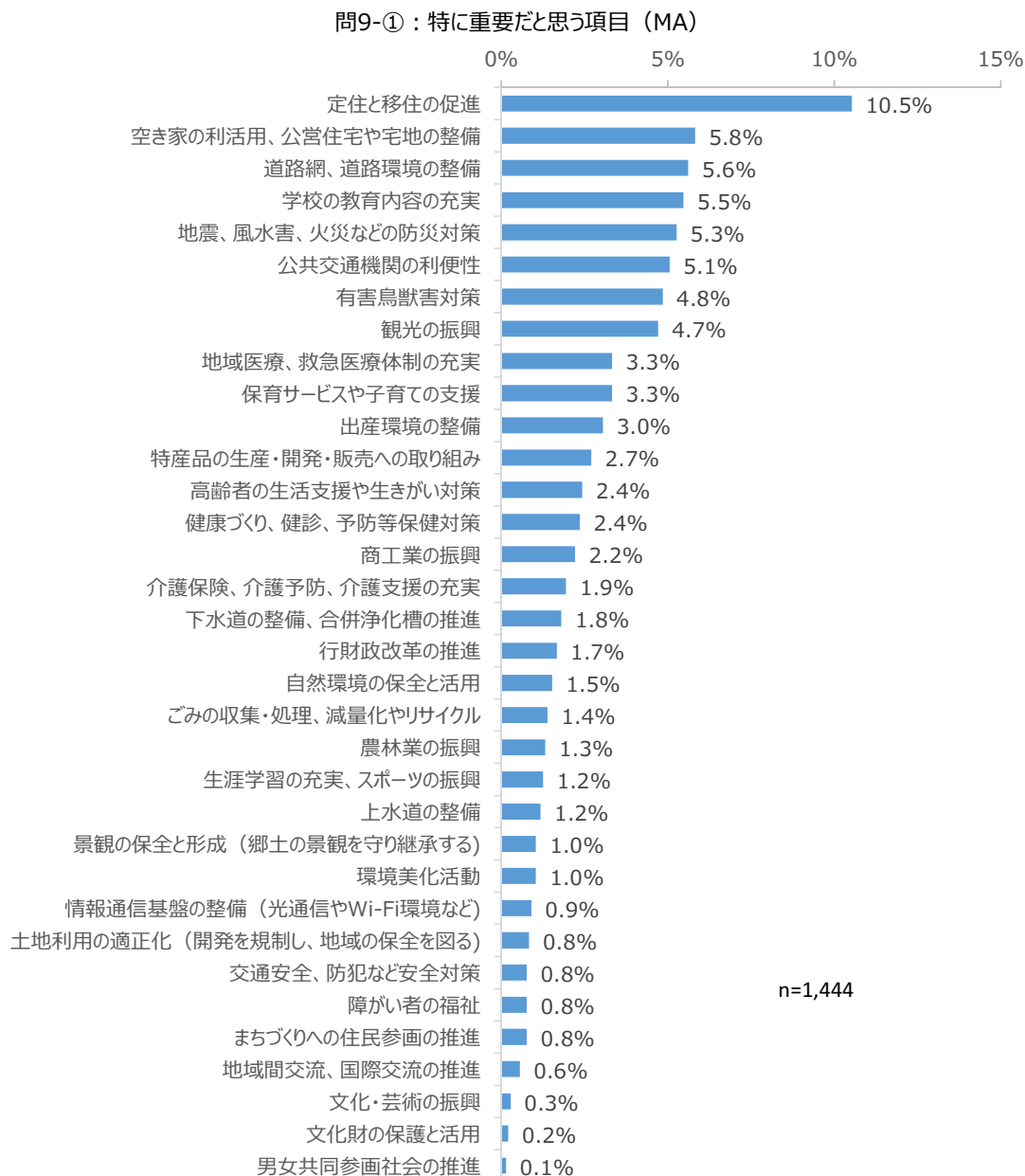


注)「加重平均」とは、「重要」から「重要でない」までの回答者数に、+2～-2までの数を掛け、回答者数(無回答を除く)で割った数字。全員が満足であれば「+2」、不満であれば「-2」となる。34 項目平均は「1.28」。

■特に重要と思う項目

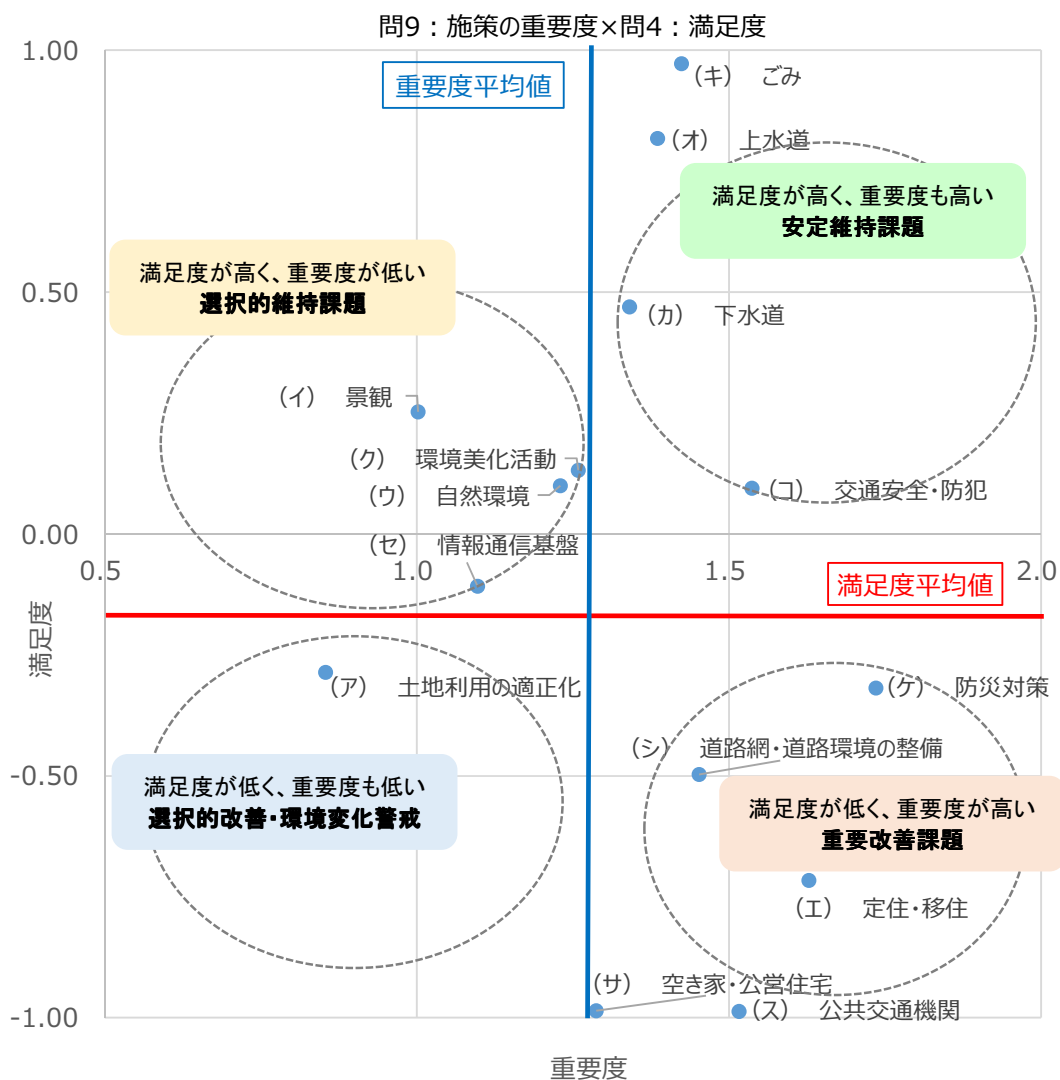
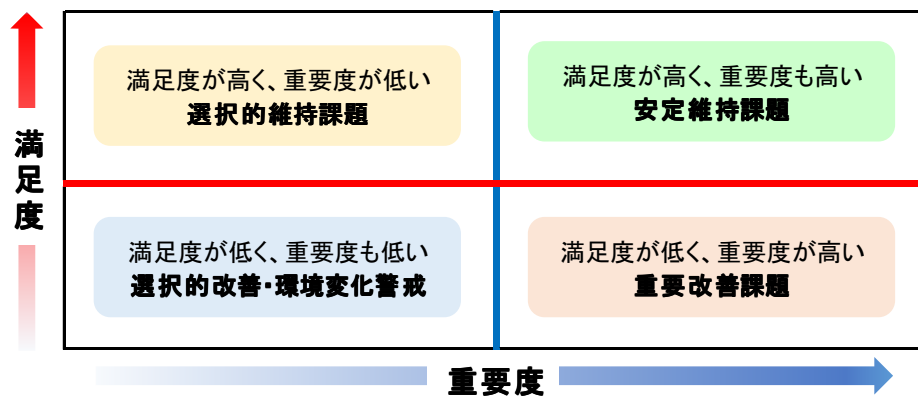
特に重要だと思う取り組みは、「定住と移住の促進」が10.5%と最も高く、次いで「空き家の利活用、公営住宅や宅地の整備」(5.8%)、「道路網、道路環境の整備」(5.6%)、「学校の教育内容の充実」(5.5%)、「地震、風水害、火災などの防災対策」(5.3%)でした。

一方、低い順では、「男女共同参画社会の推進」が0.1%と最も低く、次いで「文化財の保護と活用」、「文化・芸術の振興」、「地域間交流、国際交流の推進」、「まちづくりへの住民参加の推進」でした。

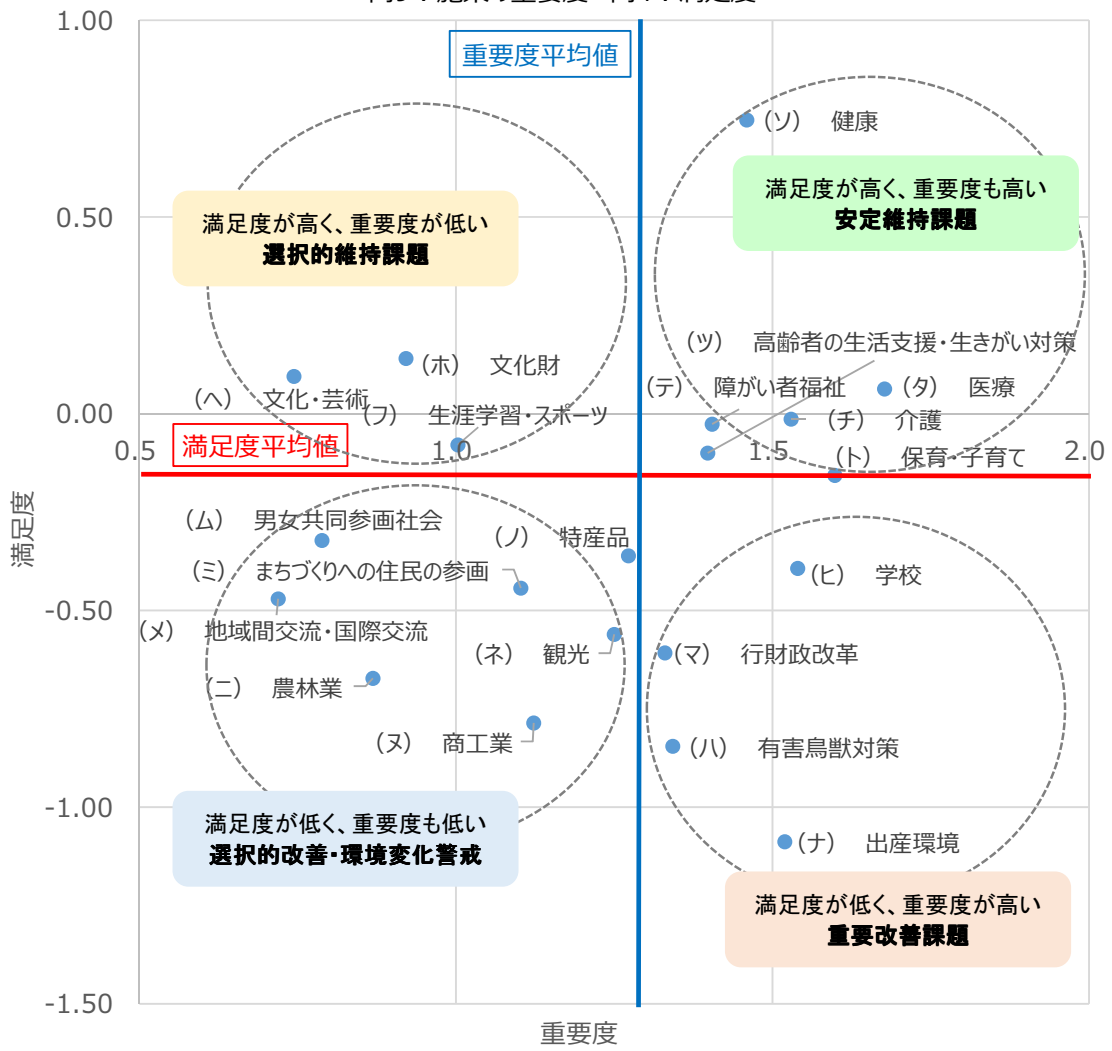


■今後の改善の課題

「満足度」と「重要度」から、「満足度が低く、重要度が高い」重点改善課題は、「防災対策」、「道路網の整備」、「公共交通機関」、「定住・移住」、「空き家・公営住宅」、「学校」、「行財政改革」、「有害鳥獣対策」、「出産環境の整備」でした。



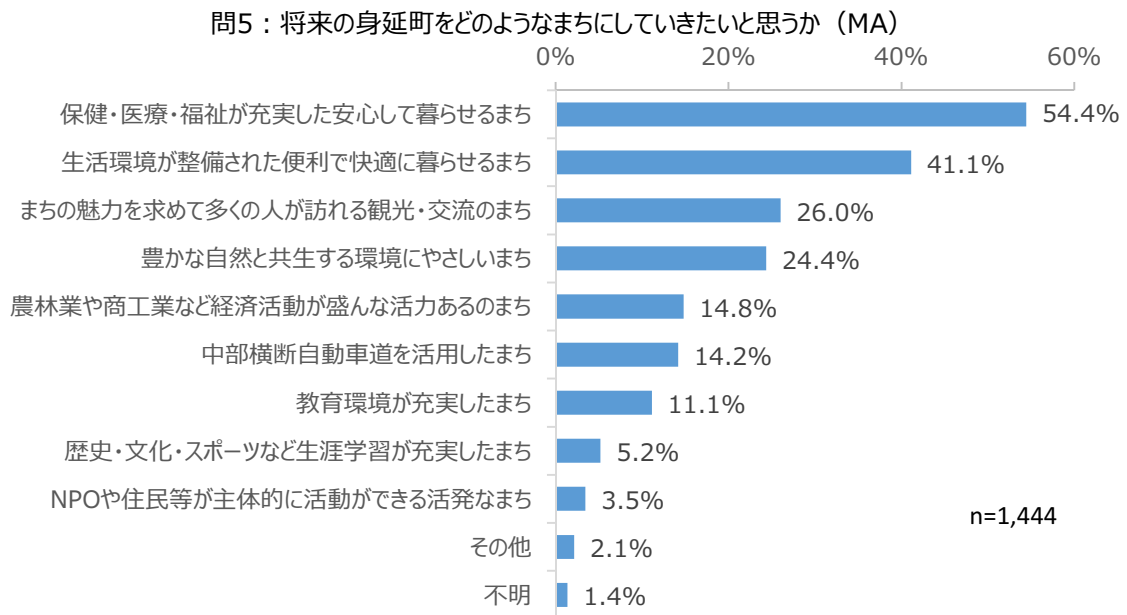
問9：施策の重要度×問4：満足度



(3)まちづくりについて

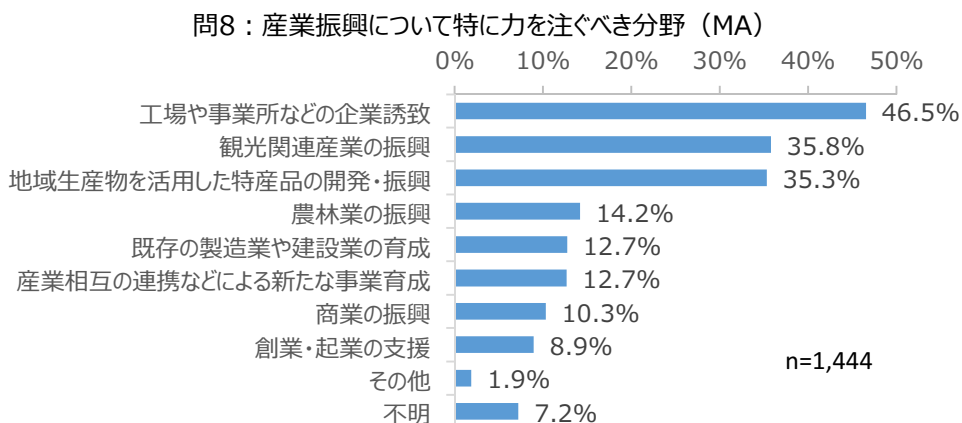
■まちの将来像

身延町の将来像としては、「保健・医療・福祉が充実した安心して暮らせるまち」が54.4%で最も高く、次いで「生活環境が整備された便利で快適に暮らせるまち」が41.1%、「まちの魅力を求めて多くの人を訪れる観光・交流のまち」が26.0%と続きました。



■身延町の産業振興について

産業振興について特に力を注ぐべき分野は、「工場や事業所などの企業誘致」が46.5%と最も高く、次いで「観光関連産業の振興」が35.8%、「地域生産物を活用した特産品の開発・振興」が35.3%と続きました。

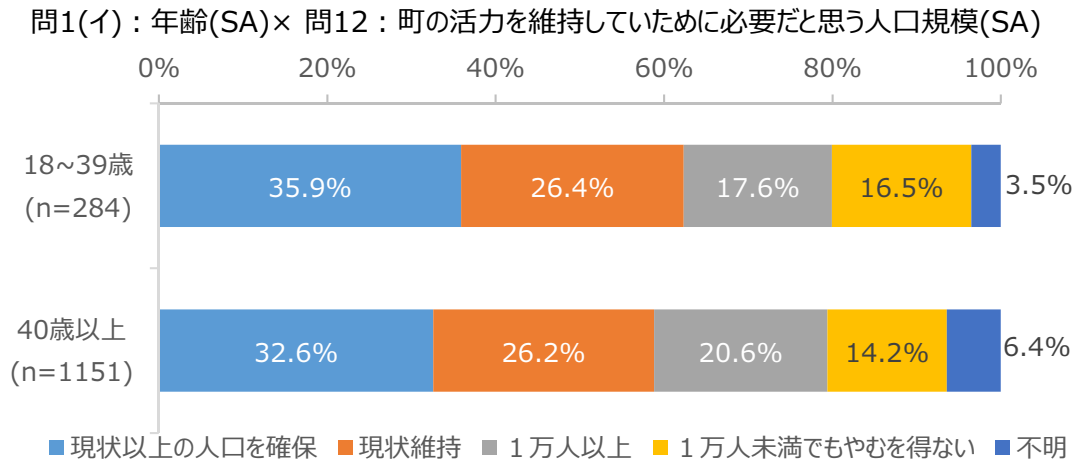


* 前回調査でも、「工場や事業所などの企業誘致」、「観光関連産業の振興」、「地域生産物を活用した特産品の開発・振興」が上位を占めています。

(4)人口、結婚・子育て

■町の活力を維持していくために必要な人口規模

町の活力を維持していくために必要な人口規模については、若年層では6割強が「現状維持」及び「それ以上の人口規模」としています。一方、中高年層では6割弱が「現状維持」及び「それ以上の人口規模」としています。



■結婚の有無

「結婚している」が68.2%、「結婚していない」が25.6%となっています。

	N	%
結婚している	985	68.2%
結婚していない	369	25.6%
その他	45	3.1%
不明	45	3.1%
サンプル数	1,444	100.0%

■未婚率

女性の未婚率は30歳代、40歳代、50歳代でそれぞれ32.4%、22.5%、9.0%、男性の未婚率は30歳代、40歳代、50歳代48.3%、54.7%、32.6%でした。男性の方が晩婚化、未婚化が進んでいます。

	女性				
	結婚している	結婚していない	その他	不明	計
18~29歳 (n=82)	6.1%	91.5%	0.0%	2.4%	100.0%
30~39歳 (n=68)	66.2%	32.4%	1.5%	0.0%	100.0%
40~49歳 (n=89)	73.0%	22.5%	4.5%	0.0%	100.0%
50~59歳 (n=167)	84.4%	9.0%	4.2%	2.4%	100.0%
60~69歳 (n=210)	86.2%	4.3%	5.7%	3.8%	100.0%
70歳以上 (n=145)	83.4%	0.7%	5.5%	10.3%	100.0%
不明 (n=0)	-	-	-	-	-
計	73.3%	18.7%	4.2%	3.8%	100.0%

	男性				
	結婚している	結婚していない	その他	不明	計
18~29歳 (n=73)	5.5%	93.2%	0.0%	1.4%	100.0%
30~39歳 (n=60)	48.3%	48.3%	0.0%	3.3%	100.0%
40~49歳 (n=75)	45.3%	54.7%	0.0%	0.0%	100.0%
50~59歳 (n=144)	63.9%	32.6%	2.1%	1.4%	100.0%
60~69歳 (n=211)	80.1%	15.6%	2.8%	1.4%	100.0%
70歳以上 (n=106)	86.8%	3.8%	3.8%	5.7%	100.0%
不明 (n=1)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
計	62.8%	33.1%	1.9%	2.1%	100.0%

■将来結婚したいと思うか

「結婚していない」と回答した人に、結婚願望を聞いたところ、「すぐに結婚したい」、「いずれ結婚したい」が53.9%、「結婚するつもりはない」が28.5%でした。

	全体	男性	女性	全体計%
すぐにでも結婚したい	50	34	16	12.1%
いずれ結婚したい	173	96	75	41.8%
結婚するつもりはない	118	67	50	28.5%
その他	30	17	13	7.2%
不明	43	21	20	10.4%
サンプル数	414	235	174	100.0%

女性の未婚者については、30歳代では「すぐにでも結婚したい」、「いずれ結婚したい」の結婚願望は78.3%、40歳代になると結婚願望は33.4%に低下し、「結婚するつもりはない」が50%と上昇する結果となりました。

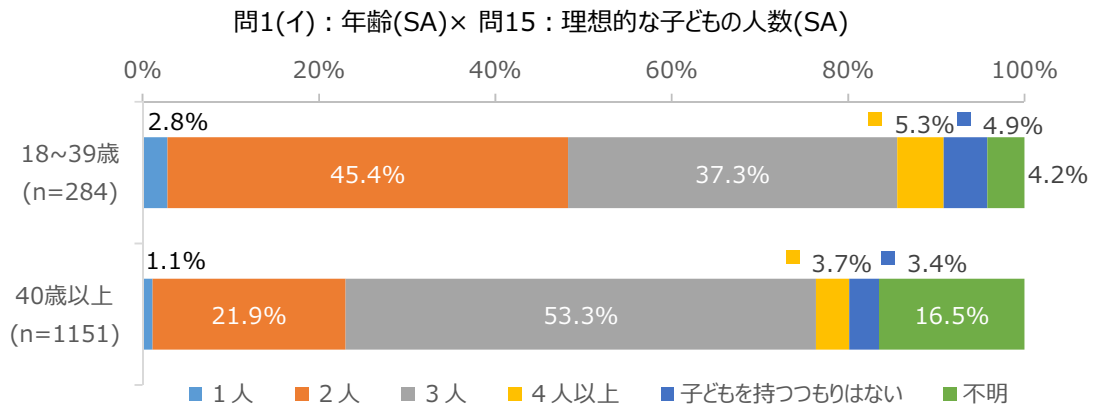
男性の未婚者については、30歳代では「すぐにでも結婚したい」、「いずれ結婚したい」の結婚願望は75.9%、40歳代でも結婚願望は70.7%と高い結果となりました。

	女性					
	すぐにでも結婚したい	いずれ結婚したい	結婚するつもりはない	その他	不明	計
18~29歳 (n=75)	9.3%	74.7%	12.0%	1.3%	2.7%	100.0%
30~39歳 (n=23)	34.8%	43.5%	8.7%	4.3%	8.7%	100.0%
40~49歳 (n=24)	4.2%	29.2%	50.0%	8.3%	8.3%	100.0%
50~59歳 (n=22)	0.0%	9.1%	54.5%	13.6%	22.7%	100.0%
60~69歳 (n=21)	0.0%	0.0%	52.4%	19.0%	28.6%	100.0%
70歳以上 (n=9)	0.0%	0.0%	44.4%	22.2%	33.3%	100.0%
不明 (n=0)	-	-	-	-	-	-
計	9.2%	43.1%	28.7%	7.5%	11.5%	100.0%

	男性					
	すぐにでも結婚したい	いずれ結婚したい	結婚するつもりはない	その他	不明	計
18~29歳 (n=68)	2.9%	79.4%	10.3%	1.5%	5.9%	100.0%
30~39歳 (n=29)	20.7%	55.2%	17.2%	3.4%	3.4%	100.0%
40~49歳 (n=41)	36.6%	34.1%	17.1%	4.9%	7.3%	100.0%
50~59歳 (n=50)	12.0%	10.0%	50.0%	16.0%	12.0%	100.0%
60~69歳 (n=39)	7.7%	15.4%	46.2%	12.8%	17.9%	100.0%
70歳以上 (n=8)	25.0%	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%	100.0%
不明 (n=0)	-	-	-	-	-	-
計	14.5%	40.9%	28.5%	7.2%	8.9%	100.0%

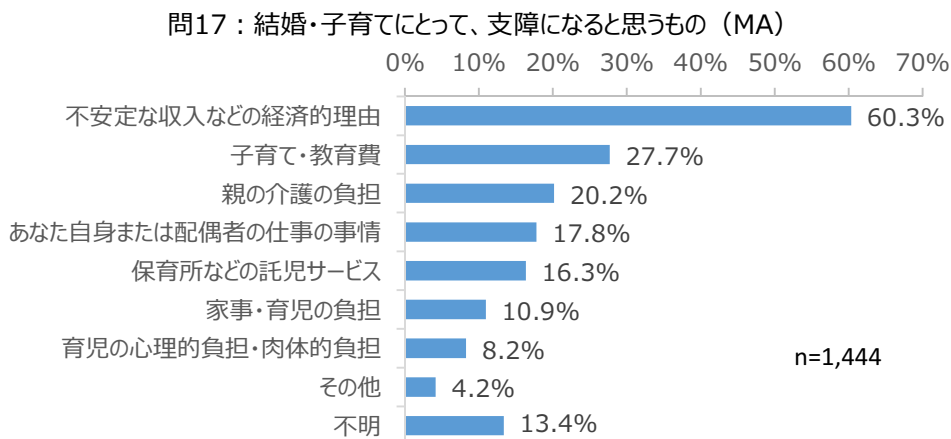
■理想的な子どもの数

若年層では「2人」が5割弱を占め、次いで「3人」が37.3%と続きました。中高年層では「3人」が5割以上を占め、「2人」が2割強となりました。



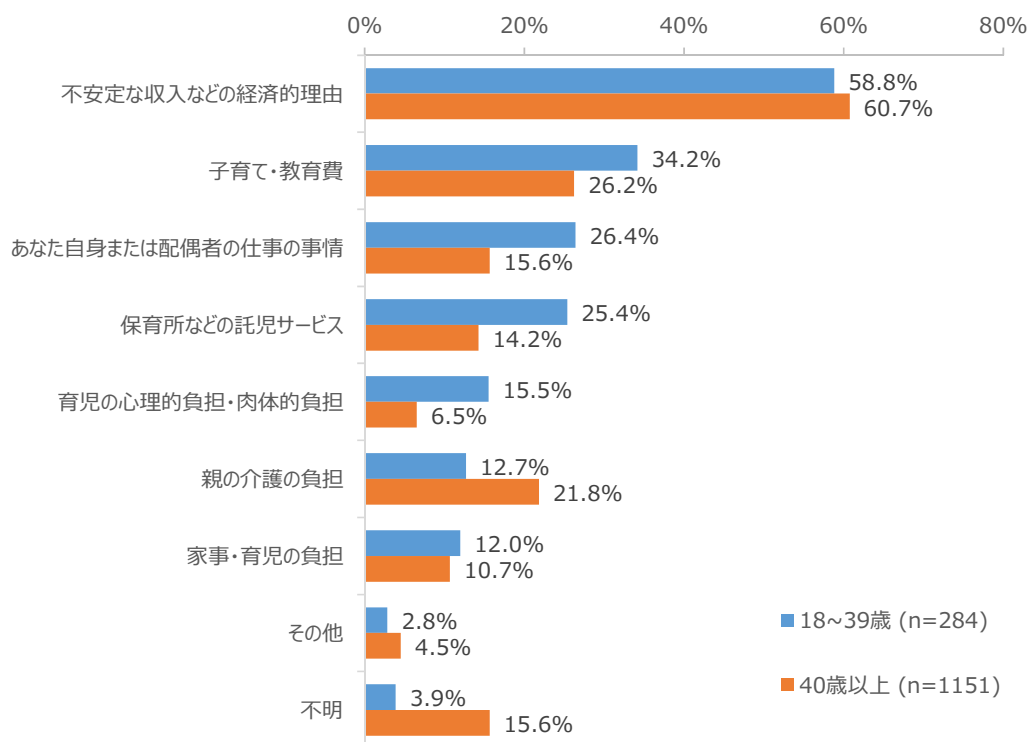
■結婚・子育てにとって、支障になること

結婚・子育てにとって支障となることは、「不安定な収入などの経済的理由」が約6割、「子育て・教育費」が27.7%、「親の介護の負担」が20.2%でした。



若年層と中高年層ともに同様の傾向を示しました。若年層が上回る項目は、「子育て・教育費」、「あなた自身または配偶者の仕事の事情」、「保育所などの託児サービス」、「育児の心理的負担・肉体的負担」です。中高年層が上回る項目は「親の介護の負担」でした。

問1(イ)：年齢(SA)× 問17：結婚・子育てにとって、支障になると思うもの(MA)



4. まちづくりの主要課題

身延町のまちづくりは、全国の社会動向を踏まえ、身延町の動向、町民の意向調査などを考慮しながら、広範な課題に対応していくことが求められます。

今後のまちづくりにおいて、重点的に取り組んでいかなければならない主要な課題とその要点は、次の通りです。これらの課題は個別的なものではなく、複合的な課題であるため、相乗的な効果を求め、戦略的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 定住と移住者の受け入れ

■ 求められる“住みやすい”、“住み続けたい”まち

本町は生産・年少人口の減少とともに老年人口も微減の途上にあり、今後は老年人口も大幅に減少する本格的な人口減少社会を迎えます。定住人口を確保するためには、福祉を優先にあらゆる取り組みを着実に、継続していく必要があります。

人口減少のスピードに歯止めをかけるためには、「生まれてよかった」「育てよかった」「住んでよかった」と思えるまちを実現することが、重要な課題となります。

■ 定住促進、新たな移住者の受け入れ環境

町民が、特に重要と思う施策は、「定住と移住の促進」です。定住・移住の促進には、「町内の雇用の場の確保」、「子育て環境の充実」、「教育環境の充実」、「買い物の利便性」、「交通機関の充実」、「快適で安価な宅地の供給」など様々な分野での取り組みが必要です。

特に、若い女性や子育て世代に対応した生活環境の改善とこれら世代に対する移住・定住促進に向けての重点的な取り組み、さらに受け入れ体制の総合的な整備に力を入れる必要があります。

(2) 雇用に繋がる地域資源の活用や地域ニーズに対応した産業

■ 観光振興

町民や企業経営者から見て、産業振興の中で観光振興に対する期待は最も高く、観光振興による雇用や就業機会の確保は今後とも重要な課題です。特に、身延山、下部温泉、本栖湖などは全国的に知られており、これら観光資源を訪れる観光客に満足感を持って頂くとともに、町内に宿泊して頂くことが課題です。

■新たな産業

企業誘致など外からの力に依存する産業振興は、難しくなっています。これまで地域が蓄積してきた人材や資源を見直し、新たな産業を創出することが課題となっています。

(3)環境保全と安全・安心なまち

■環境保全

本町では「身延町地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて取り組みを行っています。また、民間においても、環境保全への取り組みが進められてきました。

町の基本的な財産である自然環境を未来に継承していくことが課題です。

■防災対策と安心・安全な生活環境

防災対策については、大きな被害の発生が懸念されている東海地震や富士山火山災害への備え、集中豪雨による洪水や土砂災害対策を一層強化していくことが課題です。

また、基盤となる道路網の整備や地域情報化の推進とともに、保健・福祉・医療の一層の充実など、快適に安心して暮らせる生活環境のさらなる改善が求められています。

(4)協働のまち

■町民が主役となるまち

行政による事業に依存したまちづくりには限界があります。町民優先で住民と行政の連携と分担による将来に希望のもてるまちづくりを推進し、町民が主役となり、行政はそれを支援し、後押しする仕組みをつくることが重要な課題となっています。

■行財政改革

本町では、“小さくて効率的な役場経営”を目標に、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治を基本に、改革を進めています。

事務・事業の整理統合や経費の節減、費用対効果を厳正に評価していく行政評価制度の活用など、町を運営する観点による行財政改革を強力に推進するとともに、住民と行政の連携と分担で進める地域協働のまちづくり体制を具体化していく必要があります。

■人口減少の影響

本町では既に人口減少社会を迎えており、これに伴い、土地需要は減少し、空き家、耕作放棄地が増加しています。その結果、宅地・農地、道路、農道・林道、水路などの管理水準の低下が懸念されます。

今後、町民と行政が協働して、人口減少社会における土地利用やインフラ*の適切な管理のあり方を構築することが課題であります。

第2部 基本構想 ～身延のまちづくり目標を定める

第1章 まちづくり将来像

1. 目指す将来像

(1) まちづくりの基本理念

平成17年12月1日に「身延町民憲章」が制定され、まちづくりの意思が定められました。

身延町民憲章

私たちの郷土は、雄大な山なみに抱かれ、四季を通して緑と水とが織りなす美しい自然環境に恵まれています。古くから河内路の要衝として栄えた歴史と文化は、幾世代にわたって受け継がれ、今もなお郷土の中に脈々と息づいています。

私たちは、身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進めていかなければなりません。

このことをふまえて、ここに町民憲章を定めます。

- 一 ふるさとの自然を愛し、安らぎのある町をつくります。
- 一 心と体をきたえ、明るく健康な町をつくります。
- 一 仕事に励み、創意と活力あふれる町をつくります。
- 一 生涯を通して学びあい、香り高い文化の町をつくります。
- 一 助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくります。

平成17年12月1日制定

第一次総合計画において、この「身延町民憲章」が基調にしている「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」ことを基本理念におき10年が経過し、この取り組みが定着してきました。これまでの取り組みをさらに発展させることを期待して基本理念を継承します。

まちづくりの基本理念
身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて
安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める

(2) 目指す将来像

第二次身延町総合計画が目指す将来像は、基本理念を踏まえ、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」とします。

また、住民と行政がともに力を合わせ、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して、まちづくりを強化推進します。

この将来像に向け、次のような5つの目標の実現を目指します。

「生まれてよかった・育ってよかった・住んでよかった」と思えるまちを目指して

安らぎと 活力ある ひらかれたまち

安らぎの暮らしづくり

活き活きと安心して暮らせる快適な環境を築き、住み続けたいまちと**安らぎのある暮らしを実感できる身延町**を目指します。

うるおいの環境づくり

緑と水の多様な自然、清涼な空気、美しい景観などの優れた環境が継承され、**うるおいのある環境を実感できる身延町**を目指します。

発展の活力づくり

産業の振興や交通網の整備、地域情報化などの基盤を整備拡大する**発展の活力を実感できる身延町**を目指します。

学びの人づくり

教育の充実により明日を担う子供たちを育成し、生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域文化が醸成され、**心の豊かさや学ぶ喜びを実感できる身延町**を目指します。

協働のまちづくり

町内外の多様な交流活動とともに、住民と行政の情報交流と共有化が進み、住民の自主的活動に支えられた連携・分担のまちづくりの仕組みが構築された**地域協働とひらかれたまちを実感できる身延町**を目指します。

2. 将来人口の目標

(1) 人口ビジョン*

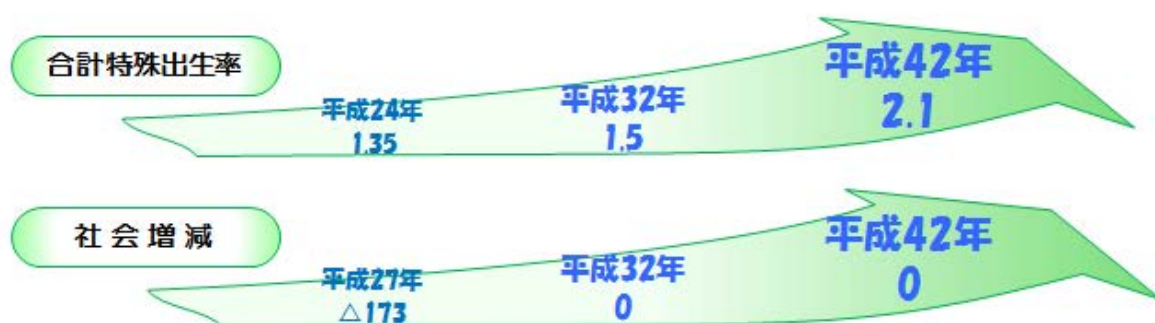
本町は、超高齢社会*と、著しい少子化が進む過疎の地域構造下にあり、人口の減少は避けられない状況にあります。

このような中で人口減少に歯止めをかけ、地域社会の活力を維持するためには、移住・定住促進のための様々な対策を継続的に実施し、人口減少幅を着実に縮小させ、定住人口を確保していくことが必要です。

このため、本町の特色を活かした地域産業の振興と雇用・就労の場の創出、町を元気にできる人財の育成、若者の定住や新たな移住者の拡大に向けた宅地分譲・空き家の活用などの移住・定住対策、結婚・出産・子育て環境・教育の充実、生活・交流・防災拠点の整備など若者を呼び込むための総合的な対策を推進することが重要です。

また、中部横断自動車道をはじめとする交通条件の改善とともに、交流人口を増やし、町ににぎわいをつくり出していくことも重要です。

将来人口は、「人口ビジョン*」に準じて、次のとおり目標を掲げます。



	実績			目標設定	
	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2021年 平成33年	2026年 平成38年
総人口	16,334	14,459	12,669	12,132	11,278
世帯数	5,931	5,593	5,211	5,203	5,042
1世帯当たり人員	2.75	2.59	2.43	2.33	2.24

3. 土地利用の方向性

(1) 立地条件

身延町は、東西約 24km、南北約 25km に町域が広がり、301.98km² の面積を有しています。町の中央を北から南に富士川が貫き、早川、常葉川など多くの中小河川が流れ込んでいます。富士川をはさんで東西に急峻な山地が連なり、西方には七面山（標高 1,989m）、東方に毛無山（標高 1,964m）がそびえています。

まとまった平坦地は、富士川沿いとその支流の中・下流域に広がり、農地や集落が形成されています。また、山間部の中小河川沿いには、中小集落が散在し、周辺に農地がひらかれています。

富士川の東側に JR 身延線、西側には国道 52 号が南北に走り、東に富士五湖方面とをつなぐ国道 300 号が延びており、これらが広域的な交通幹線の骨格を形成しています。また、中部横断自動車道の開通に向け、身延山 I C、下部温泉早川 I C、中富 I C の整備も進められています。高速道路網の連結により、流通の広域化が図られ観光や産業面など新たな飛躍が期待されています。

(2) 社会条件

町土利用をめぐるのは、基本的条件が変化しています。

本町では既に人口減少社会を迎えており、減少ペースも加速化しています。これに伴い、土地の需要は減少し、町土利用は様々な形で縮小し、町土の管理水準の低下や非効率な土地利用の増大が懸念されています。このため、本格的な人口減少社会における町土の適切な利用・管理のあり方を構築することが課題となっています。また、既に開発圧力*は減少状態にあるため、その保全・再生を図ることが重要となっています。

自然環境については、再生可能な資源によるエネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善などの自然が持つ多様な機能を評価し、持続的で豊かな生活を実現する基盤としての活用が期待されます。

東日本大震災をはじめとする自然災害の経験を通じ、居住地や公共施設の立地などの安全・安心に対する意識が高まっています。中長期的の視点から、より安全な町土利用を実現することが重要となっています。

(3) 方向性

これらを十分に踏まえながら国土利用計画（全国計画）の3つの基本方針「適切な町土管理を実現する町土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」と国土利用計画（山梨県計画）を基本とした国土利用計画（身延町計画）に沿って豊かな土地利用を目指します。

①適切な町土管理を実現する町土利用

人口減少、高齢化が進行する中で、適切な町土管理をするために、地域状況を踏まえ、行政、医療・福祉、商業等の機能集約化を図ります。

また、交通ネットワークや拠点機能の適正配置など、利便性の高い基盤整備に努めるとともに、中部横断自動車道を活かし町内外の交流を促進する土地利用を進めます。

②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用

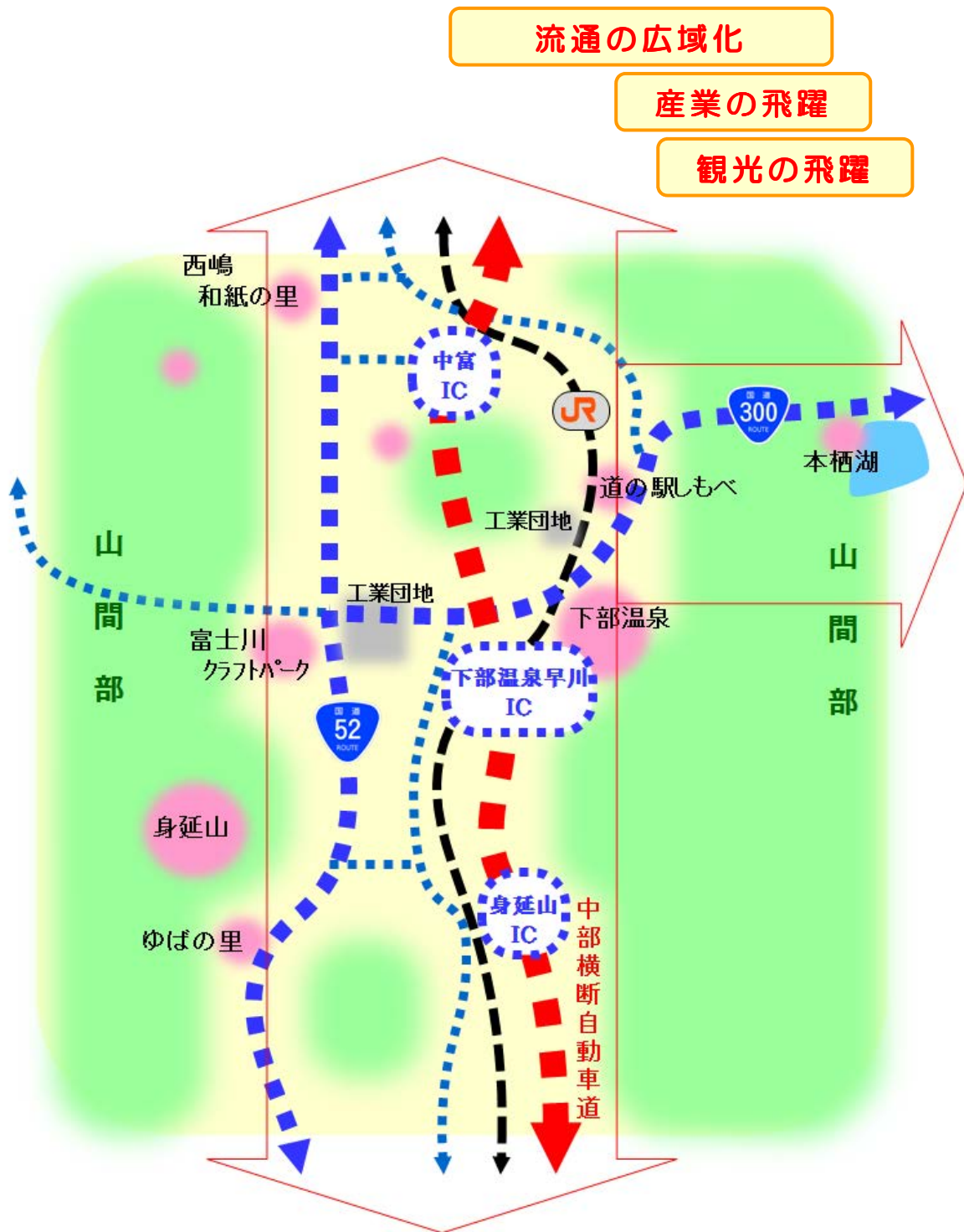
優れた自然環境については、自然環境の保全を進め、町民の福利や地域づくりに資する活用を推進します。また、森林資源を新たな生産の場として、森林管理が行き届く土地利用を進めます。

③安全・安心を実現する町土利用

防災・減災対策とともに、地域の実情を踏まえ、災害リスクの高い地域の土地利用については、町民生活の安全性を高める土地利用を進めます。

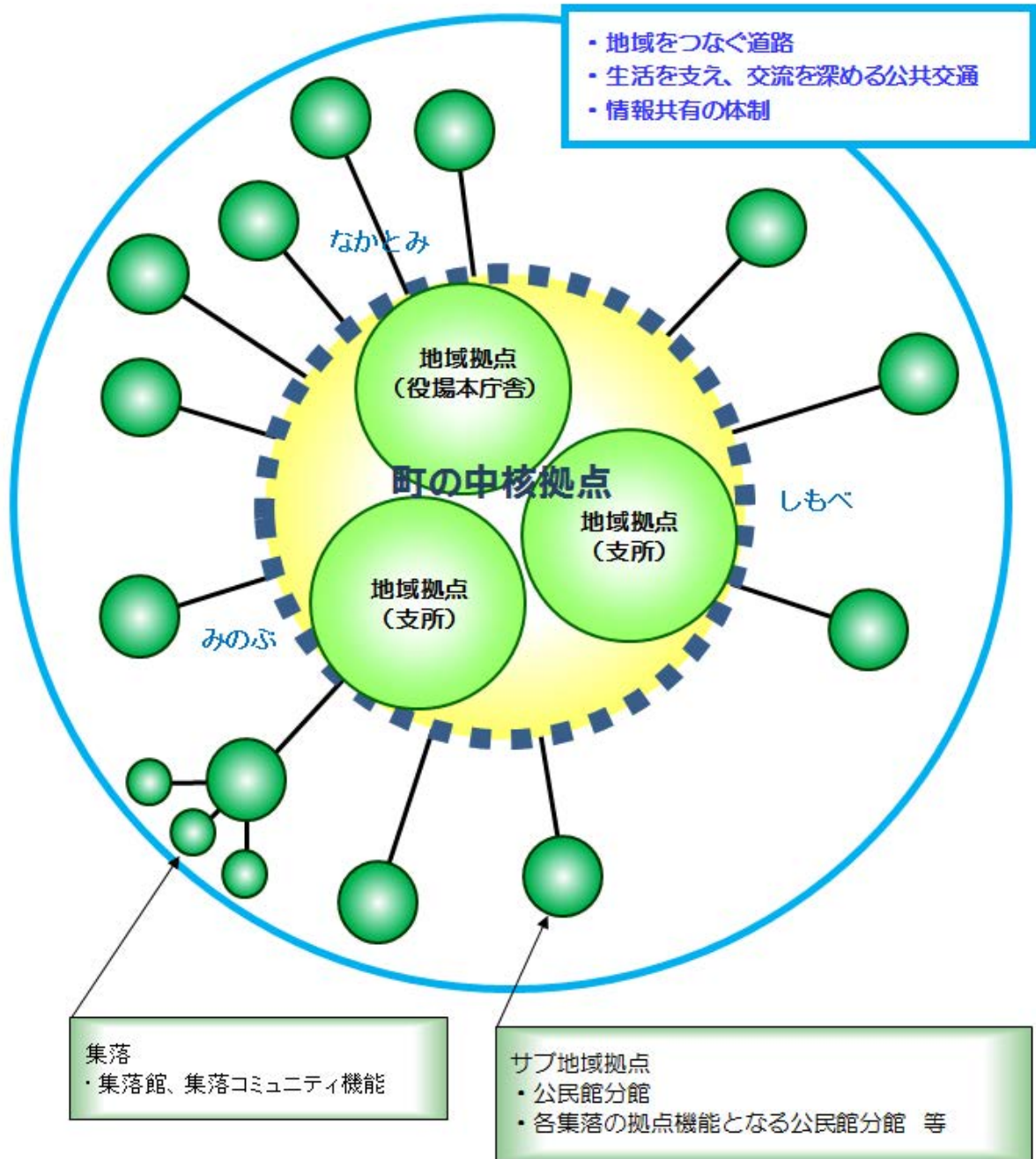
また、過疎化が進み人口の減少が著しい地域において、安心して暮らしていくうえで必要な生活サービス供給を継続するため、各種生活支援機能を集約した小さな拠点づくりについて検討することが必要です。

〈交通幹線と土地利用の概念図〉



- -
 -
-
-

<地域拠点とネットワークの概念>



第2章 人口減少と少子高齢化対策の取り組み（総合戦略）

1. 総合戦略の目的

本町は、平成 27 年 12 月に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度の5か年を計画期間とした「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定しました。

この戦略は、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン*」が示す平成 72 年（2060 年）の目標人口 7,600 人の実現に向けて中期的な目標値を掲げ取り組んでいます。

2. 総合戦略の基本的な考え方

(1)人口減少の克服

人口減少問題の解決に向け、若者を中心とする人財の確保や定住化、雇用の創出、観光をはじめとする交流人口の拡大、結婚・子育て・教育環境の改善などの総合的な取り組みを推進します。

(2)まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、「ひと」が「しごと」、「まち」をつくるという好循環を生み出すことです。「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった構造的な問題を克服するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが重要です。

①しごとの創生

定住促進のためには、安定的な就労・雇用の場の創出が不可欠です。近い将来、中部横断自動車道の開通によって、企業等の誘致が期待される所であり、積極的に取り組んで行く事が必要です。

将来にわたり、安定した雇用を創出するためには、身延山、下部温泉、本栖湖などの観光資源を活用した観光振興とそれに伴う雇用の創出が求められます。

②ひとの創生

将来を担う小中校生の ICT* を活用した教育、英語教育、体験教育の推進、高校・大学間での交流事業の拡大、地域団体との協働事業などを通じ、地域人財の育成を積極的に進めます。また、女性の結婚・出産・子育て支援を通じ、女性が活躍できる環境を形成します。

③まちの創生

身延町は中山間地域であるため、平野部が少なく、生活利便施設や医療福祉施設、教育施設が分散しています。このため、災害の危険性のない良好な条件をもつ地域・地区に子育て世代の住宅の建設を推進し、既存の公共施設跡地の利活用を図ります。また、生活、産業にICT*を活用し、生活面では利便性の確保と質的向上を目指し、産業面では、広く情報発信し、販路拡大等を目指します。

3. 総合計画における総合戦略の位置づけ

総合戦略は、身延町総合計画の基本構想に掲げるまちづくりの将来像である「**安らぎと 活力ある ひらかれたまち**」を目指すとともに、「しごとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」を基本として人口減少問題の克服に必要な基本目標を掲げ、その施策に取り組むこととしていることから第二次総合計画における人口減少問題対策に反映させ一体的に推進することとします。

4. 総合戦略の基本目標

総合戦略では、将来にわたり持続的に発展する社会を実現するため、以下に示す5つの基本目標に沿って、本町の実情に応じた具体的な施策を展開します。

基本目標1. 地域に根ざした雇用の創出

＜基本的方向＞

- 1 起業支援及び新規事業所の誘致を推進します。
- 2 農業振興による新たな地域産業を興し、雇用を創出します。
- 3 観光資源の魅力アップと環境整備により観光産業を拡大します。
- 4 地場産業の活性化とPRの強化を推進します。

基本目標2. 町を元気にできる人財の育成

＜基本的方向＞

- 1 地元高校と大学との連携事業を支援します。
- 2 高校生との意見交換会を開催します。
- 3 人財育成カリキュラムの実施と人財の確保を行います。

基本目標3. 人の流れをつくり、移住・定住の促進

＜基本的方向＞

- 1 CCRC*を推進し、空校舎などを活用した福祉サービスにより、移住・定住を推進します。
- 2 空き家の活用や宅地分譲を推進するなど、移住・定住促進に取り組みます。

基本目標4. 結婚・出産・子育て環境の充実

＜基本的方向＞

- 1 結婚・出産への支援を充実します。
- 2 子育て世代が安心して暮らせる支援の充実を図ります。
- 3 教育環境の質的向上を図ります。
- 4 災害発生時の児童生徒の安全確保に努めます。

基本目標5. 特色ある持続可能な地域社会の形成

＜基本的方向＞

- 1 地域の拠点づくりを推進します。
- 2 公共交通機関の充実を図ります。
- 3 町の情報提供の充実を図ります。
- 4 安心安全に暮らせる環境づくりを推進します。

第3章 まちづくりの分野

1. 安らぎの暮らしづくり（福祉・健康・生活）

(1)福祉のある暮らし

地域ぐるみでの助け合い、支え合いを基本に、高齢者の福祉、子育て環境の整備、ボランティア活動の強化、援助を必要とする人たちの自立への支援など地域福祉体制の充実を図ります。

(2)快適な暮らし

幅広い世代が住みやすい住宅・宅地の整備を進めます。また、水道施設・下水道施設整備等により快適な暮らしのできる環境の充実を図ります。

(3)安心な暮らし

結婚・出産・子育ての充実、健康で安心した生活環境、生涯を通じた健康づくりの強化など、保健、地域医療の充実に努めます。また、消防・救急体制、地震等の災害、非常時に備える防災対策、防犯体制を強化充実し、安心・安全なまちづくりを推進します。

2. うるおいの環境づくり（環境保全・景観整備）

(1)緑の継承

豊かな自然と緑の保全、地球温暖化に対する取組みの推進など環境保全活動を強化し、うるおい豊かな緑の自然環境を継承します。

(2)環境の保全

ごみの減量化とリサイクル、環境美化活動や不法投棄防止対策の強化など、環境保全の取組みを地域ぐるみで推進し、快適な生活環境の維持に努めます。

(3)美しい景観と憩いの環境

四季のうるおいある景観・花の名所づくりなどをさらに進め、住民と本町を訪れる人たちが憩える場の整備充実を努めます。

3. 発展の活力づくり（基盤・産業）

(1) 基盤の強化

環境の保全と防災対策を基本とし、町の発展に効果的で効率的な土地利用を進めます。中部横断自動車道開通に伴う、町内道路網の改善と交通手段の利便性の向上に努めます。また、生活基盤と防災機能の充実など安心して生活できる集落環境の整備を進め、交通ネットワークの強化を図ります。さらに、情報化社会に即応できる地域情報化への取り組みを推進します。

(2) 産業の振興

豊かな自然環境と共生する農林業、賑わいをつくりだす商工業と地場産業、交流や観光の推進と連携する観光関連業を振興し、若者世代や女性の就業・雇用の充実を進め、地域経済の活性化を図ります。

また、特に観光においては、国内外観光客の誘客を強化し、交流人口の拡大に努めます。

(3) 起業支援と就労の場の確保

地域課題に協働で取り組む新たな付加価値を生み出す事業おこしへの支援を強めます。

また、地域産業を担う後継者育成と創業支援を図りながら町内の就労の場の確保に努めます。

4. 学びの人づくり（生涯学習・教育・文化）

(1) まちづくりを支える人づくり

生涯にわたりスポーツ・文化を学び、交流する機会を提供することで、町民の自己啓発を促し、地域活動へ参加することで、生涯学習の充実したまちづくりに努めます。

(2) 明日を担う人づくり

学校再編に対応した学校施設の整備や通学環境の改善を図り、また、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく活動・地域の魅力を理解し、地元への愛着を持てるような活動を進め、心身ともに健康で創造性豊かな明日を担う子どもたちの育成に努めます。

(3) 地域文化をはぐくむ

歴史文化遺産の継承に努め、芸術文化の振興による幅広い交流活動を通じ、町の誇りとなる地域文化を育み、地域文化の発信を推進します。

5. 協働のまちづくり（交流・協働・行財政）

（1）住民が主体となる

まちづくり活動の基礎となる住民の日常的な暮らしに身近なコミュニティ*活動の育成を進め、地域の課題解消を自らの問題とする積極的な取り組みを推進します。また、男女共同参画社会の形成に努めます。

まちづくりの様々な動向や情報を住民に提供し、住民の意見や提案をまちづくり諸施策に反映していくため、住民と行政の情報交流による多様な住民参画を進めます。また、まちづくりの諸分野において、住民が自ら考え、行動し、住民が主体となる自主的な活動を促進し、住民と行政が一体となって進める協働のまちづくりの仕組みを強化します。

（2）多様な交流の力を活かす

町内外の住民のふれあいと交流の機会を充実し、多様な人の力をまちづくりに活かしていきます。

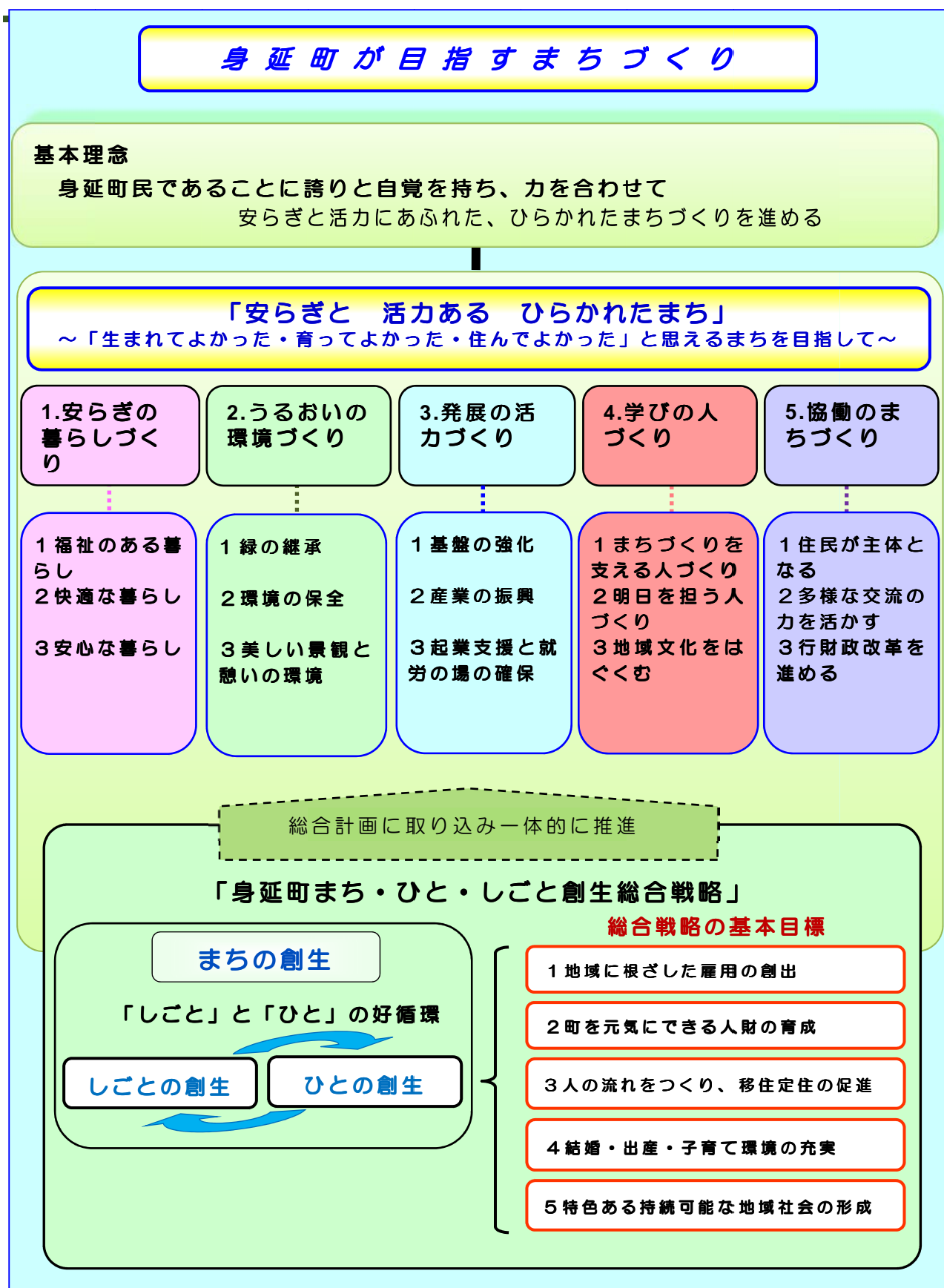
また、交流を通じて町の情報を広く発信していくことを強化し、身延町の魅力を求める新たな定住者や事業所等の受け入れを推進します。

（3）行財政改革を進める

地方分権に対応しながら、厳しい財政状況の中、行政全般の変革を図りつつ、行財政運営の改革を進めます。そのため、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実を図ります。

また、広域での対応が必要な行政課題に対しては、関係市町村、県との連携を強化し、市町村の枠を超えた共通の課題に取り組んでいきます。

基本構想の体系図



第3部 前期基本計画 ～身延のまちづくり施策を定める

第1章 安らぎの暮らしづくり

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

【現状と課題】

急速な過疎化及び少子高齢化によって地域や家庭の様態が変化する中で、高齢者はもちろん障害者など、地域において生活上の支援を必要とする人々が増加しています。また、近年は子育てに地域が関与しない傾向も生じており、地域の中での助け合いや支え合いの重要性が高まっています。

本町においては、地域社会における助け合いの活動ははぐくまれるよう、地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関・団体との連携を推進してきました。こうしたことから各種ボランティア組織や地区における地域福祉に関わる活動は活発化して来ています。

しかし、本町においては山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯も多いことから、移送支援や買い物代行など身近な生活支援の一層の充実が求められています。今後は、NPO*、ボランティア団体及び地域コミュニティ*等の活動が母体となる生活支援サービスの事業化を促進することが大切です。

地域福祉を推進していくためには、町が取り組んでいる様々な施策を、効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会、地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などと行政との連携と分担による地域協働の体制を強化する必要があります。

なお、生活保護世帯は、近年の社会構造の変化に伴い、今後も増加していくことが懸念されています。したがって、生活困窮状態からの早期自立を支援し、支援を必要とする世帯の実態に応じて自立できるように相談・支援を進めていく必要があります。

【基本方針】

地域協働による地域福祉の推進体制を整え、ボランティア活動や地域における支え合い活動の促進、地域の包括的なユニバーサルデザイン*環境の整備を進めます。また、低所得者福祉など社会保障を推進します。

【施策体系】

1. 地域福祉の強化	【1-1-1】	(1)地域福祉推進体制の充実	【1-1-1-1】
		(2)地域福祉活動の展開	【1-1-1-2】
		(3)福祉対応の環境整備の推進	【1-1-1-3】
		(4)低所得者福祉の推進	【1-1-1-4】

【施策】

(1) 地域福祉推進体制の充実

① 地域福祉推進指針の策定

- 地域福祉計画など地域福祉推進の指針を策定し、社会福祉関係団体との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。

② 福祉関係団体等の連携

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。

(2) 地域福祉活動の展開

① ボランティア活動の促進

- ボランティア機能の充実を図るため、地域住民、NPO*、ボランティア団体の活動等のPRに努めます。
- 学校教育や社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

② 地域の支え合いの推進

- 地区の社会福祉活動（小地域福祉活動）の基盤強化についての方策を検討するとともに、地域ぐるみの支え合いや見守りなどの地域支え合い事業を推進します。

③ 暮らしのサポート事業の推進

- 買い物代行サービス事業等のコミュニティ・ビジネス*を促進し、高齢者や障害者等の日常生活におけるサポートを推進します。

(3) 福祉対応の環境整備の推進

①ユニバーサルデザイン*環境の整備

- 生活空間及び施設において、全ての利用者に可能な限り、優しく使いやすい環境への改善を促進するユニバーサルデザイン*化推進事業を進めます。
- 各種催しにだれもが参加できるような交通手段の確保など、生活面も含む包括的な地域ユニバーサルデザイン*化を進めます。

(4) 低所得者福祉の推進

①生活の支援

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携により生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、各種支援制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた相談、指導、負担軽減を図る支援を推進します。

2. 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

団塊の世代が高齢期を迎える中で、本格的な高齢社会に備え、高齢者が安心して健康に暮らすための環境整備や各種施策を展開するための体制づくりが求められています。

本町の高齢化率*は39.3%（平成22年国勢調査）で、極めて高い高齢化率*となっていますが、町においては住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができる地域社会づくりを基本とし、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供に努めています。

平成12年に介護保険制度が施行され、本町では介護サービス事業者等と協力し介護サービスの基盤を整えるとともに、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。

さらに適切な介護サービスの確立に向けて、平成27年度から第6期身延町介護保険事業計画・身延町高齢者福祉計画が始まりました。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、新たな介護サービス事業の創設や、継続的な地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいきます。

高齢者が心身の健康を維持するためには、生きがいつくりや社会参加が重要であり、高齢者でも参加しやすいスポーツや文化活動などにも積極的に活動支援を行ってきました。高齢者の健康づくりと合わせて、豊富な経験と知識をいかした地域づくりへの参画をさらに拡大する必要があります。

特に、ふるさと回帰者も含む定年退職後の世代を地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として位置付け、高齢者が活躍できる環境をつくり出すとともに、退職後の就労や雇用の受け皿を整えていくことが必要です。

【基本方針】

高齢者が生涯を健康で自立した暮らしを営めるよう、在宅福祉対策を強化するとともに、民間活力と連携した介護サービス提供の充実を進めます。また、生きがいつくりを支援し、高齢者の能力がまちづくりの様々な場面で発揮されることを目指します。

【施策体系】

2. 高齢者福祉の充実	【1-1-2】	(1) 高齢者福祉施設の充実	【1-1-2-1】
		(2) 在宅福祉対策の推進	【1-1-2-2】
		(3) 高齢者介護の充実	【1-1-2-3】
		(4) 生きがい対策の充実	【1-1-2-4】

【施策】

(1) 高齢者福祉施設の充実

① 地域密着型サービス*施設の有効利用

- 高齢者が住み慣れた地域で身体能力の向上及び維持に係る訓練等が受けられるよう、サービス事業者の協力を得て地域密着型サービス*施設の充実と有効利用を図ります。

(2) 在宅福祉対策の推進

① 在宅支援

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるように、緊急通報システム事業（ふれあいペンダント）、外出支援サービス事業、配食サービス事業、認知症高齢者徘徊探索サービス事業、生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や軽度生活援助事業等の充実に努めます。

② 地域包括支援

- 地域包括支援センター*を中核とした総合的な介護予防システムの確立に向け、介護予防ケアマネジメント*の専門職を配置し、地域ケアネットワークづくりを進めてきましたが、さらに介護予防サービス事業者との連携により、効果的な介護予防の推進を図ります。
- 認知症ケアに関する情報提供や早期治療の必要性の啓発を図るとともに、認知症サポーター*を養成し、地域で見守るネットワークづくりなど、地域全体で支える環境整備を進めます。
- 高齢者虐待防止の啓発と早期に適切な対応が行える体制を整えます。

③ 地域の支え合いの推進

- 住民主体による通いの場で、介護予防事業としての筋力向上トレーニング「いきいき百歳体操」を実践し、地域による介護予防推進支援事業の普及に努めます。
- ボランティアによる介護サポーター等の活動体制の強化や地域支え合い事業の推進を図ります。

④ 暮らしのサポート

- コミュニティ・ビジネス*を促進し、日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めま

す。

(3) 高齢者介護の充実

① 介護サービス情報の提供

- 介護保険サービスの利用者が質の高いサービスを安心して受けることができるように、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を的確に提供していきます。

② 地域密着型サービス*の提供

- 住み慣れた地域で、きめの細かいサービスの提供を図るため、サービス事業者の協力を得ながら、「身延町介護保険事業計画」との調整を図り、地域密着型による施設サービスの要望にこたえていきます。

③ 介護保険事業の運営

- 介護保険制度を円滑に運用するため、峡南広域行政組合との連携を図り、認定事務の迅速化に努めます。
- 介護給付費の適正化のため、ケアプランの点検・指導の強化と町指定の地域密着型サービス*事業者の指導・助言・監督に努めていきます。
- 介護予防事業の一層の推進を図るとともに、保険料抑制のため広報等による周知を図り、介護保険財政の健全な運営に努めます。

(4) 生きがい対策の充実

① 社会参加の拡充

- スポーツ大会、ゲートボール大会、集落敬老事業などの高齢者の社会参加機会の拡充を促進します。
- 高齢者が持つ技術・知識や経験をいかしていくため、シルバー人材センターと連携し、匠の技術伝承をはじめとした生きがい活動を促進します。

② 高齢者によるコミュニティ・ビジネス*の促進

- 高齢者が主体となる相互の助け合いビジネスの起業を促進します。

3. 子育て支援

【現状と課題】

町内の四つの公立保育所、二つの民間保育園では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、町では小学生を対象にした学童保育を実施し、放課後児童の健全育成を図っています。

子どもを取り巻く環境は、核家族*化、少子化、ライフスタイル*の変化等により大きく変動しています。特に、急速な少子化の進行により、将来の地域社会の運営や住民生活全体への深刻な影響が懸念され、子育て環境を改善し少子化を抑制する観点から、社会が一体となって総合的な少子化対策への取り組みを推進することが緊急の課題となっています。このため平成15年には次世代育成支援対策推進法*が制定され、それをうけて本町では、平成17年3月に「身延町次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」(前期計画)、平成22年3月には後期計画を策定し、家庭、学校、地域、企業、行政等がそれぞれの役割のもと、一体となってすべての家庭に対する子育て支援を、また27年度には「子ども・子育て関連3法*」を受け、「身延町子ども・子育て支援事業計画(みのぶ 子ども・子育て応援プラン)」を策定し、新たな子ども・子育て支援制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などの取り組みを推進します。

そのため、様々な活動団体とより一層連携し、子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

家庭や学校における児童虐待やいじめが、痛ましい事件に発展する事例が増えており、これらを未然に防ぐ対策も引き続き重要な課題になっています。

また、離婚等による母子・父子世帯等が増加しており、子育てへの支援をはじめ、生活の安定と自立に向けた援護をしていく必要があります。

【基本方針】

「身延町子ども・子育て支援事業計画(みのぶ 子ども・子育て応援プラン)」の着実な推進を図るとともに、関係部署や関係機関及び関係団体などとの連携強化により、総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

【施策体系】

3. 子育て支援	【1-1-3】	(1) 少子化対策の取り組みを充実する	【1-1-3-1】
		(2) 子ども・子育て支援サービスを充実する	【1-1-3-2】
		(3) 親と子双方の育ちを応援する	【1-1-3-3】
		(4) 子育て家庭を応援する	【1-1-3-4】
		(5) 働きながら子どもを育てる家庭を応援する	【1-1-3-5】
		(6) 安心して暮らせる環境づくりを応援する	【1-1-3-6】

【施策】

(1) 少子化対策の取り組みを充実する

① 結婚・出産の支援

- 出会いの場を提供する事業を実施し、結婚に結び付け、安心して子どもをもてるように子育てへの支援をします。
- 民間事業者が企画実施する結婚に結びつけるための出会いの場を提供する事業への支援をします。
- 少子化対策に向けた新たな取り組みの検討をします。

(2) 子ども・子育て支援サービスを充実する

① 教育・保育・地域型保育、地域子ども・子育て支援事業の充実

- 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、「量の見込み」に対応するよう、確保に努めます。

② 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

- 幼児期の学校教育・保育の一体的に提供していく体制を検討します。

③ 放課後児童クラブ*（学童保育）の充実

- 利用児童の増加により受け入れ困難となる施設については、施設の増加を検討し待機児童*が生じないよう確保に努めます。

(3) 親と子双方の育ちを応援する

① 要支援児童へのきめ細やかな取り組み

- ひとり家庭や障害のある子のいる家庭、外国人家庭や遺児など、支援の必要がある家庭へきめ細やかな取り組みを進めます。

② 食の安全性や食育についての啓発

- 保育所の給食について各関係機関と連携を図り、食の安全性や食育についての啓発を図ります。

(4) 子育て家庭を応援する

① 様々な子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援センター*事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業*等の充実及びファミリー・サポートセンター事業*等の新しい事業を推進します。

② 情報提供・相談活動の充実

- どのようなサービスがあるのか、誰でも子育てに関する情報を得られるよう積極的に情報を発信します。

③ 子育て支援ネットワークづくり

- 保護者同士のネットワークや相談指導を行う人のネットワーク、行政や関係機関とのネットワークなど、地域のつながりを強化して、地域の子育て力の向上に努めます。

④ 経済的支援の充実

- 子育てにかかる経済的負担は重く、少子化の一因となっています。養育費、教育費、医療費といった費用負担を軽減する政策を進め、子育てしやすいまちを目指します。

(5) 働きながら子どもを育てる家庭を応援する

① 保育所の充実

- 施設の老朽化に伴う施設設備の整備及び町立保育所の統廃合について保護者や地域の声を聴きながら検討を行い、子どもたちにとってよりよい保育条件を確保します。また地域とともに歩む保育所に向けて地域交流を進めます。

② 多様な保育サービスの充実

- 0歳児からの受け入れや、延長保育、一時預かり、広域入所など、様々なサービスを展開してきましたが、住民ニーズを踏まえた多様な保育サービスが提供できるよう努めます。

③ 放課後児童対策の充実

- 放課後児童クラブ*（学童保育）についてニーズを適切に把握するとともに、指導員の資質向上を図ります。
- 放課後子供教室については、放課後児童クラブ*の一体的な実施に向けた運営委員会の設置を含めて検討を進めます。

④ 働き方の見直し

- 仕事と子育ての両立を図るためには、企業と事業主の理解と協力が不可欠です。出産や子育てを理由に仕事を続けられないことのないよう、情報提供や啓発活動などをおして、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランス*の実現に努めます。

(6) 安心して暮らせる環境づくりを応援する

① 遊び場の確保

- 子どもたちが安全で、安心して遊べるよう児童館運営の充実と教育施設の開放をとおして、遊び場を確保します。

② 児童虐待防止の充実

- 関係機関との連携のもと、虐待の防止や早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うための体制づくりを進め、子どもの人権を守る取り組みを進めます。

4. 障害者自立への支援

【現状と課題】

本町では、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な取り組みを進めてきましたが、平成15年には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する制度になりました。

その後、平成18年4月に施行された障害者自立支援法（現名称：障害者総合支援法）により、障害者サービスの提供主体は市町村に一元化され、身体・知的・精神などの障害の種類にかかわらず、また難病患者等も含め、共通の制度によるケアマネジメント*を経て福祉サービスを提供し、障害者の自立と社会参加を進めてきました。

現在、障害者総合支援法の一部が見直され、新たなサービスの導入等が検討されるとともに、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の目的（全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現）を達成するための具体的な取り組みも求められています。今後も、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう支援体制を継続することが重要です。

そのためには、福祉サービスを提供する事業所の拡充、障害者が働ける地元企業への就労開拓、障害者の権利を擁護するための啓発活動などが必要となります。

こうした状況の中、障害者基本法に基づき策定した身延町障害福祉計画を見直し、障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組むとともに、これまで以上に在宅の障害者が住みやすく、地域で暮らしたいという思いを尊重し、「施設から地域」「病院から地域」への移行ができるよう福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、風水害のみならず東海地震の被害が大規模と予想される本町では、東日本大震災の教訓をもとに災害時要配慮者等への防災、救出体制の強化など、安心して暮らしていける環境づくりが急務となっています。

【基本方針】

施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進するなど、支援を充実します。また、社会参加・交流を促進し、ユニバーサルデザイン*を理想とした環境づくりに努めます。

【施策体系】

4. 障害者自立への支援	【1-1-4】	(1)障害者福祉施設の充実	【1-1-4-1】
		(2)障害者支援の推進	【1-1-4-2】

【施策】

(1) 障害者福祉施設の充実

① 通所・入所施設の整備

- グループホーム*などの施設整備への支援に努め、在宅生活が困難な障害者の施設への通所及び入所を円滑化します。

② 活動・就労の場の確保

- 就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う地域活動支援センターの運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、自立と社会参加を促進します。

(2) 障害者支援の推進

① 障害者福祉計画の見直し

- 障害者福祉対策の総合的・計画的な推進を図るための指針となる身延町障害者福祉計画を見直します。

② 障害者総合支援制度の運営

- 現行制度のもと、住み慣れた地域で安心して自立生活を送れる支援体制を継続すると共に、障害者総合支援法の一部見直しに対応して福祉サービスのさらなる充実を図ります。

③ 訪問・居宅サービスの充実

- ホームヘルプサービスや移動支援、コミュニケーション支援、障害児の一時預りサービスなど、地域で自立した生活を送ることができるよう、事業を拡充します。
- 障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

④ 就労支援

- 公共職業安定所や地元企業、関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進に努めます。

⑤ ユニバーサルデザイン*環境づくり

- 公共空間にユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れ、住環境の改善を支援します。
- スポーツ大会や各種教室等への参加を促進するとともに、だれでも参加できる行事の開催及び環境づくりを進めます。
- 積極的な広報・啓発活動により、障害者への理解が一層深まり、抱きがちな差別意識をなくすとともに、障害者に対する不当な差別や合理的配慮の不提供など、障害者差別解消法が規定する差別の解消に取り組み、町民が相互に尊重し合うことのできる共生社会の実現に努めます。

⑥ 災害時における支援

- 災害時要配慮者である高齢者や障害者が、災害発生直後から日常生活に戻るまでの間に十分な配慮と支援が受けられるような方途を関係機関と検討します。

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備

【現状と課題】

若者の定住化を進める住宅政策が課題となっており、中部横断自動車道の開通による宅地需用の拡大も想定し、宅地分譲など定住のための環境整備の推進が必要です。

また、過疎化に伴い相当数の空き家が発生しており、防災・防犯・景観・衛生・地域の活性化などの面で悪影響を及ぼすことが考えられ、その対応が課題となっています。地域社会の健全性維持のため、空き家の有効活用、発生の抑制、管理不全の解消への取り組みが求められています。

住宅・宅地の整備は、定住促進を図る上で重要な位置付けにあり、町保有遊休地の利活用や宅地分譲を進めるとともに、交通条件の改善や雇用・就労の場の創出、子育て世代を対象とした低価格住宅の整備など多様な施策を総合的に進めて相乗効果を発揮していく必要があります。

また、現在ある公営住宅については、平成23年度策定の「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき整備を進めるとともに、昭和56年以前に建設された建物の用途廃止を推進し、効率的な管理運営を行っていきます。

高齢化が一層進む中で、住宅におけるユニバーサルデザイン*化など高齢者等に対応した住宅整備について、普及・啓発を行っていく必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震による建築物の倒壊被害により住宅における耐震性能について不安と関心が高まり、東海地震の発生が懸念される中、町民が安心して暮らせるよう住宅の耐震診断の必要性についての啓発に重点を置き、一層の耐震改修の促進を働きかけていきます。

【基本方針】

「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく町営住宅の改修善を進めます。また、子育て世代が求めやすい宅地分譲を進め、空き家等の利活用により移住・定住に繋がります。

【施策体系】

1. 住宅・宅地の整備	【1-2-1】	(1)住宅対策	【1-2-1-1】
		(2)宅地の開発	【1-2-1-2】
		(3)空き家等の利活用	【1-2-1-3】

【施策】

(1)住宅対策

①住宅長寿命化計画の推進

- 平成18年に制定された住生活基本法によって、住宅政策は維持管理や増改築などによる良質な既存住宅の充実を図る方向に転換しました。厳しい財政状況の下、効率的かつ円滑に老朽化した町営住宅等を運営管理するため、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコスト*の縮減につなげていきます。

②安心・安全な居住環境の普及

- 地域に根ざした住宅施策の展開を基本に、高齢化の実情に即した住宅のユニバーサルデザイン*化や建物の安心・安全に配慮した住まいの普及を働きかけていきます。
- 耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に引き続き努めます。

③町営住宅の改修

- 町営住宅については、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく改修等の適切な対策を順次進めていきます。
- 管理運営の効率化を図るための指定管理者制度の導入の検討を進めます。

④集落再編への対応

- 山間部集落において移転を希望する地区がある場合は、集落再編整備等による住宅・宅地の受け皿づくりを検討します。

⑤若者世帯向け低価格住宅の整備

- 町内に定住を検討している若者世帯に貸与する住宅を確保するため、県営住宅の管理代行をも視野に入れ、整備を検討します。

(2)宅地の開発

①宅地の開発、分譲

- 定住化対策、少子化対策、子育て支援対策等とも連携しながら、だれもが住みやすい宅地開発と分譲を促進します。

(3) 空き家等の利活用

① 空き家情報の収集と提供

- 空き家・土地バンク制度により、利活用できる空き家や空き地のバンクへの登録推進とHP等により、広く情報提供を行い、移住・定住に繋がります。

2. 水道施設の整備

【現状と課題】

本町では、町営の簡易水道事業12及び組合管理の簡易水道11、山間地等の小規模給水施設（町営4、組合20施設）により飲料水の供給を行っています。簡易水道の水源地は山間地の谷間からの取水が多いため、豪雨時等の濁りなども発生する状況にあり、さらに小規模給水施設は高齢化等も進み、その適切な維持管理が困難になりつつあります。

今後、安定供給や適切な維持管理を行うため、簡易水道の統合整備が必要となります。また、全町民に安全で十分な水を供給するため、未普及地域の解消を図る施設整備が必要です。さらに、老朽化した施設や送配水管の更新が重要な課題であり、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や改良が必要となっています。

こうした基盤整備は、多額の費用と時間が必要となるため、長期的展望にたった需給計画を検討の上、計画的かつ効率的に施設整備を進めていくことが必要です。

水道事業の経営は、独立採算が法制度化されていますが、水源地が遠いなど施設整備に多額の費用を要し、加えて既存施設の改築更新、新たな施設の建設、水源の確保、未普及地域の解消といった課題等を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。今後、水道整備計画を踏まえ、経営の効率化や料金体系の適正化等を進め、公営企業として経営の健全化に努める必要があります。

なお、家庭の井戸は災害時の有効性を踏まえ、水質管理の徹底により維持していくことが望まれます。

【基本方針】

水道需給計画（水道整備計画）の抜本的な見直しを進めながら、水源の確保、水道施設の整備と統合整備を図り、安全で質の高い水を供給します。また、水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

2. 水道施設の整備	【1-2-2】	(1)水道施設整備の推進	【1-2-2-1】
		(2)水道事業の運営	【1-2-2-2】

【施策】

(1) 水道施設整備の推進

① 水道整備計画の見直し

- 水道事業計画の基礎となる需給計画（水道整備計画）については、将来動向等の状況を勘案しながら抜本の見直しを図る中で統合整備を推進します。

② 水源の確保

- 水源地の保全を図るとともに、安定した水源確保に努めます。

③ 水道施設の整備

- 需給計画に基づき水道施設の整備と統合整備を推進します。
- 安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び浄水施設等を計画的かつ効率的に整備、更新します。

④ 未普及地域の対策

- 未普及地域については、その解消に努め、地理・地形的に給水区域へ包含できない地域については、小規模給水施設として水の確保と濁り除去などの施設整備、管理運営の方向について対策を検討します。

(2) 水道事業の運営

① 経営の健全化

- 計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、地区間及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。

3. 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の公共下水道は、平成3年から身延町特定環境保全公共下水道事業（帯金・塩之沢処理区）、平成8年から身延町公共下水道事業（角打・丸滝処理区）、平成14年から身延町特定環境保全公共下水道事業（中富処理区）、平成21年から身延町公共下水道事業（身延処理区）、平成22年から身延町特定環境保全公共下水道（下部処理区）が供用を開始していますが、接続・水洗化の過程にあります。

農業集落排水施設整備事業は上之平地区、小規模集合排水処理施設整備事業は北川地区で実施し、接続率・水洗化率とも100%となっています。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、快適な生活を確保する上で重要な社会基盤です。今後、公共下水道整備区域内の水洗化率を高めるとともに、下水道事業の計画的な拡張整備、浄化槽の普及促進など、長期的観点から町域全体の生活排水対策が必要です。

そのため、各地区の実情を考慮し、経済性を基に「身延町生活排水処理計画」（平成22年12月）を策定し、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域を明確にし、今後の生活排水処理の方向付けをしています。

この計画に基づいて、社会資本整備総合交付金及び国庫補助金を活用し、公共下水道や浄化槽の整備を計画的に進めていきます。整備にあたっては、長期の整備期間と多くの事業費を要することから、長期的な展望にたち持続的な事業管理と施設の長寿命化の検討を計画的に進めていく必要があります。

下水道汚泥の処理対策として、発生活泥を資源として活用を図る必要性から肥料化等のリサイクルの推進に取り組んできましたが、今後さらに循環型社会の構築を図る観点から、その促進に意を注ぐことが必要です。

事業経営については経営環境を様々な角度から分析を行い、経営改善を実施するとともに、受益と負担の適正化の検討を行い、経営の健全化を図っていくことが必要です。

【基本方針】

「身延町生活排水処理計画」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域に応じた整備を進めます。また、下水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

3. 下水道施設の整備	【1-2-3】	(1)生活排水処理施設の整備推進	【1-2-3-1】
		(2)下水道事業の運営	【1-2-3-2】

【施策】

(1)生活排水処理施設の整備推進

①生活排水処理計画の推進

- 「身延町生活排水処理計画」に基づいて、長期的な視点から、計画的で効率的な生活排水処理を推進していきます。
- 集合処理として下山処理区については、地域の実情等を勘案する中で今後、検討していきたいと考えます。
- 集合処理区の中長期財政計画*（アセットマネジメント）及び施設の長寿命化計画（ストックマネジメント）を策定し経営の健全化と効率的な維持管理の推進を図ります。
- その他の区域は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）、浄化槽設置整備事業（個人設置型）により段階的な浄化槽の普及促進を図ります。

(2)下水道事業の運営

①下水道加入の促進

- 公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図るため、助成制度等のPRと制度の充実を推進します。

②経営の健全化

- 整備施設の維持管理の充実、水洗化の普及促進などにより、効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。
- 処理汚泥を原料とする堆肥化等への活用の推進を図ります。

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

【現状と課題】

本町は、日本三大急流の一つである富士川の氾濫や、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形による、土石流、地滑り、山地崩壊など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。東海地震については地震対策強化地域にも指定されており、被害想定の大規模さや地震発生切迫性により、防災に対する関心が高まっています。また、武力攻撃事態等に対処する国民保護法の成立に伴い、本町においても「身延町国民保護計画」を策定し、態勢づくりを進めています。「身延町地域防災計画」では、町としての防災体制の強化、地域防災力の向上、要配慮者対策の三つをキーワードとして、災害に強いまちづくりを目指します。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの各自治体が策定した防災計画の想定をはるかに超えた未曾有の災害をもたらしたことから、国や県の動向を踏まえ、本町の計画も抜本的見直しを早急に進め防災体制の整備に努めますが、本町の有する地域特性や、観光地、過疎化といった社会特性に加え、高齢者、障害者などの「要配慮者対策」を踏まえ、さらに検討を進めていく必要があります。

【基本方針】

あらゆる災害に対し、町としての防災組織強化、地域防災力の向上、要配慮者対策の三つをキーワードとして、行政、防災関係機関、消防団、自主防災組織、住民が役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりを目指します。

【施策体系】

1. 防災対策の強化	【1-3-1】	(1)災害防止対策の推進	【1-3-1-1】
		(2)地域防災体制の強化	【1-3-1-2】

【施策】

(1) 災害防止対策の推進

① 未然防止と被害の軽減

- 土砂災害の未然防止や河川護岸施設の被害の軽減を図るため、防災パトロールの実施や点検を充実させ、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の整備、河川改修など関連機関と連携し防災施設の整備を推進していきます。
また、土砂災害ハザードマップ*を活用し危険箇所、避難場所を周知徹底し、避難体制の確立を図ります。
- 洪水時における富士川浸水状況や避難所などの情報に加え、山間地も含む全町的な土砂災害による危険箇所、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などを記載した富士川洪水ハザードマップ*により、大雨や洪水時における速やかな対応により被害の軽減を図ります。
- 森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

② 国民保護対策

- 武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処するため、「身延町国民保護計画」を基本に国・県、各関係機関との連携を図りながら、組織体制整備や訓練、研修等の事前対策や広域的な対策強化に努めます。

(2) 地域防災体制の強化

① 地域防災力の向上

- 災害防止及び被害を軽減するため、教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図るとともに、初期消火や避難・救援を行う自主防災組織を強化し地域防災力の向上を目指します。
- 防災拠点の耐震化等を進めるとともに、耐震診断及び耐震改修の推進、家具の固定などの普及により減災対策を進めます。
- 自主防災組織による集落内の避難所、避難路、土砂災害等の危険箇所や、障害者、独居老人などの情報を記載した手づくりの「防災マップづくり」を推進します。これにより、地域の個別情報の確認や、災害時の迅速な初期行動が可能になり、ひいては「自主防災力の向上」につなげていきます。

② 防災体制の強化

- 国・県の動向を踏まえ、地域防災計画の検証・修正・追加等、見直しを推し進めます。
- 町及び防災関係機関の応急対策等を確実に実施するため、初動マニュアルの逐次改訂をはじめ、事前避難・避難勧告・避難指示の基準づくりなど行動規定を関係機関と協議し作成します。
- 応急対策をより迅速、的確に実施するために、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援体制の強化、防災ボランティアや防災リーダーの育成、企業等との協力体制の充実などを図ります。

- 警察、消防等と連携してテロ対策についての研究や必要な訓練など有事への備えを強化します。

③要配慮者対策

- 病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関との相互連携のもと、観光客等も含む要配慮者対策の推進を図ります。
- 災害時における高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の避難、救援、救急救助体制づくりを強化するとともに、孤立集落対策を図ります。

2. 保健・医療の充実

【現状と課題】

（保健）

生活環境の改善や、医学の進歩により、長寿化が進みましたが、一方では急速な高齢化とともに生活習慣病*の増加などが社会問題となっています。健康寿命*の延伸、生活の質の向上を目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、一人ひとりの健康の向上に関する取り組みが重点となっています。

本町は、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進行している中、各世代における健康保持、増進事業に取り組んできました。

健康寿命*の延伸を図るためには、死亡原因の約6割を占める生活習慣病*（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。

こうしたことを背景に、子どもから高齢者までのすべての町民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるように、食生活、生活習慣や体力面などのセルフコントロール能力を身に付け、健康課題の解決に向けた自主的な活動を進めていくための意識啓発や健康づくり活動を支援することが重要になっています。

（医療）

急速に進む高齢化や生活習慣病*の増加による疾病構造の変化など、町民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本町の医療機関は、現在、身延町早川町組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院及び医療法人財団交道会しもべ病院、開業医3、歯科医院7、僻地診療所5があり、地域医療の質の向上を目指しています。飯富病院については地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、町営バス・乗合タクシー・病院の送迎バス等で通院患者の交通を確保しています。

今後、高齢化の急速な進展や生活習慣病*の増加により、保健・医療の更なる充実が求められる中、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉等の連携のもと、地域における保健・医療の充実に努めることが大切です。

休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療*までのそれぞれが、医療機能に合わせた的確に対応しています。また、小児救急医療事業を実施しています。

（国民健康保険）

国民健康保険については、高齢化の進行及び医療内容の高度化により、医療費が増大し、医療費の適正化が課題となっています。そのため、診療報酬明細書*等（レセプト）の点検や適正な受診等への啓発を継続して進めます。今後とも、国民健康保険制度に対する理解を高めるとともに、国民健康保険税の確保など財政基盤の安定化対策を強化する必要があります。

また、医療費増大要因となっている生活習慣病*の予防のため「特定健康診査等実施計画」に基づき、「特定健康診査」や「特定保健指導」を実施します。

【基本方針】

保健・医療と福祉等の連携を図りながら、住民の健康維持・増進を図る保健事業を充実し、住民のセルフコントロール能力を高め、自主的な健康づくり活動を推進します。また、関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【施策体系】

2. 保健・医療の充実	【1-3-2】	(1)保健事業の推進	【1-3-2-1】
		(2)健康づくり活動の促進	【1-3-2-2】
		(3)地域医療体制の強化	【1-3-2-3】
		(4)保健・医療と福祉等の連携	【1-3-2-4】
		(5)国民健康保険制度の安定運営	【1-3-2-5】

【施策】

(1)保健事業の推進

①母子保健対策

- 子育て教室や乳幼児健診をはじめ、母親父親としての意識啓発、育児相談体制の強化なども含めた母子保健対策を推進します。

②生活習慣病*予防対策

- 健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育など、様々な分野と連携し実施することにより生活習慣病*予防に努めます。
- 各種健診の受診率の向上を図り、生活習慣病*予防教室、健康づくり事業などを通して生活習慣病*予防対策を推進します。

③感染症予防対策

- 予防接種、結核検診など感染症予防対策を推進するとともに、関係機関と連携し、その他の感染症に対し早期に対応できる体制の整備に努めます。

④歯科保健対策

- 保育所、学校保健との連携をはじめ、乳幼児からのフッ素塗布やフッ素洗口*及び口腔衛生の保健指導に努め、青年期・壮年期・老人期の生涯にわたる歯科保健対策を推進します。

⑤心の健康づくり

- 広域的な専門相談体制との連携をとり、健康相談・教室などの普及啓発事業をはじめとした、ライフステージに応じた心の健康づくり事業を推進します。

(2)健康づくり活動の促進

①健康づくり意識の浸透

- 福祉・教育・産業等の様々な分野において、関係団体との連携・協力を推進しながら、町民自らの健康づくり意識を高めるための啓発と情報提供を充実します。

②町民の主体的な健康づくりの推進

- 健康づくり推進協議会、保健推進員会などを中心とした健康づくり団体の育成支援や自主的な健康づくりを推進するため、意識啓発や活動支援を進めます。
- 家庭、学校、職場、地域において、健康の保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

(3)地域医療体制の強化

①中核病院の充実

- 飯富病院など中核病院については、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討します。

②町民に身近な医療の確保

- 関係機関との連携を図りながら町民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進します。

③急患対策

- 各医療機関及び関係団体の協力を得て、小児救急医療事業や休日夜間急患対策の維持、強化を図ります。

④後期高齢者医療制度の推進

- 後期高齢者医療広域連合と連携し、業務の適切な運営を推進します。

(4)保健・医療と福祉等の連携

①連携体制の強化

- 保健・医療・福祉の連携を推進するとともに、各関係機関の専門的・技術的な機能を活かしながら、地域における保健・医療と福祉等の密接な連携による相乗効果の発揮に努めます。

(5)国民健康保険制度の安定運営

①広報・啓発の強化

- 町広報誌などを通じて、国民健康保険制度や適正受診等についての広報・啓発を推進します。

②事業運営の安定

- 国民健康保険税の徴収率向上、レセプトの点検体制の強化、高額医療費等の分析を進めながら、事業の円滑かつ適正な運営の確保、及び保険財政の安定化を図ります。
- 「特定健康診査等実施計画」に基づき「特定健康診査」や「特定保健指導」を実施し、生活習慣病*の予防に努めます。

3. 消防・救急の充実

【現状と課題】

本町の消防・救急活動における体制は、峡南広域行政組合消防本部・中部消防署と身延町消防団により組織され、緊密に連携を図りながら活動を推進しています。

適切な消防活動の推進に向けて、常備消防である峡南広域行政組合においては消防施設や機械器具装備等の計画的な整備・充実に努めていますが、建築技術や生活様式の高度化等に伴い危険度の高い多様な災害も想定され、更なる装備の充実を図っていく必要があります。

消防団については、1団、10分団42部、740名（条例定数）で組織され、地域での消防活動や火災予防啓発活動を行っています。団員の中には町外への就業者も多く、日中に消防団員が不足することや人口の減少と、高齢化などにより団員の確保が難しくなっていることなどが課題です。こうしたことから訓練等を通じて、団員個々の実働能力を向上させるとともに、消防施設・装備の一層の整備を図る必要があります。

救急・救命活動は、中部消防署、下部分駐所に救急車を配備し業務にあたっています。交通事故の増加や高齢化の進展等により、出動は年々増加傾向で、さらに救急、救助の要請は増大する可能性があります。こうした変化に迅速かつ的確に対応できるように体制強化を図る必要があります。また、救急隊到着前の町民による応急手当の重要性やその知識の普及啓発が必要となってきています。

【基本方針】

常備消防、消防団とともに、生活様式の変化等による、災害の多様化に対応しうる装備の充実を図るとともに、町民に対して火災予防、防火意識の啓発を進めていきます。

救命率の向上を図るため、装備・施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成を進めます。また、住民に応急救護、救急協力の重要性の認識を広めていきます。

【施策体系】

3.消防・救急の充実	【1-3-3】	(1)消防体制の充実	【1-3-3-1】
		(2)救急体制の充実	【1-3-3-2】

【施策】

(1) 消防体制の充実

① 防火対策と防火啓発活動の充実

- 防火対象物や危険物施設への予防査察を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置の啓発など、住宅、施設の防火対策を推進し、火災の未然防止及び火災時における拡大防止、被害の軽減を図ります。
- 火災予防運動、年末年始特別警戒をはじめとした各種啓発事業等の実施により、住民の火災予防、防火意識の向上を図ります。

② 消防施設、資機材の充実

- 特殊火災や大規模火災など火災原因の変化にも対応できる防災対策の推進に向け、広域消防並びに消防団の消防車両や各種資機材の整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。
- 消火活動を円滑にし、被害を軽減するため、東海地震等も踏まえた耐震性の機能を持った防火水槽等の整備を計画的に推進します。

③ 消防団の活性化

- 若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の近代化を目指し、機動性ある消防施設整備に努め、魅力ある効率的な組織体制づくりを目指します。また、自主防災組織と連携した活動を推進します。

(2) 救急体制の充実

① 救急体制の充実

- 救命率の向上を図るため、峡南広域行政組合消防本部における各種装備、資機材、施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成、人命救助のための訓練を強化し、また、医療機関との連携強化に努め、救助活動の充実を図ります。

② 応急救護の重要性

- 自動体外式除細動器（AED）*を公民館、集客施設等に配備し、機器を用いた応急手当を普及させるなど、町民に対する救命講習の拡大、救急協力体制の充実を目指します。

4. 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通量の増加、運転者の高齢化、飲酒・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用率の低迷、道路への急な飛び出しなど、運転者・歩行者の交通モラルの低下等によって、交通事故発生要因は増加傾向にあります。また、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故の増加が懸念されます。

本町においては、地理的に公共交通機関が不足している状況にあり、住民生活の自動車依存度は非常に高くなっています。本町では交通事故防止に向けて、「身延町交通安全計画」に基づき、安全施設設置など、道路交通環境の改善を図るほか、行政、町民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。

今後とも、道路を管理する国・県・町に加え、地域や警察など交通関係団体と連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。また、関係機関と連携し、一人ひとりに正しい交通ルールとマナーを習慣付けるとともに、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底する必要があります。

【基本方針】

交通安全施設の整備など道路交通環境の改善を図るとともに、関係機関との連携により、交通安全教育・啓発活動を推進します。

【施策体系】

4. 交通安全対策の充実	【1-3-4】	(1)交通安全施設等の整備	【1-3-4-1】
		(2)交通安全教育と啓発	【1-3-4-2】

【施策】

(1)交通安全施設等の整備

①道路交通環境の改善

- ガードレール・防護柵や歩道の整備、山間部における車輛待避所の設置、カーブミラー設置要望に対しての材料支給・新設など、道路交通環境の改善を進め、交通事故防止に努めます。

(2)交通安全教育の啓発

①交通安全指導の充実

- 地域における交通安全指導の充実を図るため、交通安全協会等の活動を積極的に支援し、地域ぐるみの交通安全思想・意識の啓発と高揚に努めま

す。

②交通安全教育の推進

- 保育所・園や学校、家庭、地域などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。

③運転者への啓発

- 交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。
- チャイルドシートの着用徹底を図るため、乳幼児用チャイルドシートの貸出や着用の必要性の啓発などにより、着用率の向上に努めます
- 警察など交通安全関係機関と町、地域、飲食店等とが連携・協力し、飲酒・酒気帯び運転の徹底追放を進めます。

④交通安全運動

- 春、夏、秋、年末年始等の交通安全運動を中心に、住民の運動への積極的な参加と理解・協力を得て、運動趣旨の徹底と推進体制の充実を図ります。
- 交通安全期間中などで県外車輛に対する交通安全指導を行い、交通安全意識の徹底に努めます。

5. 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により、女性や社会的弱者である子ども達や高齢者を狙った犯罪が増加しています。「安全安心なまちづくり」を進める中で防犯対策は、重要な課題の一つです。

このため本町では、平成18年2月より青色防犯パトロールカーを継続して運行しています。地域においても、小学生の登下校時に地域の有志やスクールガード*による見守りや、一緒に登下校するなどの取り組みが行われています。

また、近年、地域防犯の要である駐在所について警察官駐在箇所が削減されたり、平成19年4月からは本町全域が南部警察署の管轄となったことから、これまで以上に地域に密着した警察の迅速な対応を行う体制を要請していく必要があります。

【基本方針】

防犯活動の基本は、警察であり地域に密着し、迅速かつ機動力のある警察活動を行う体制を強く要望していきます。

住民の防犯意識への高まりを背景として、子どもたちや高齢者の教育・啓発活動を警察署等の関係機関と協力して進め、住民による防犯活動を更に推進します。

【施策体系】

5.防犯対策の充実	【1-3-5】	(1)防犯啓発活動の推進	【1-3-5-1】
		(2)死角の排除	【1-3-5-2】
		(3)地域防犯活動の推進	【1-3-5-3】

【施策】

(1)防犯啓発活動の推進

①防犯教育・啓発

- 保育所・園・小学校・中学校・高等学校での防犯教育の推進を図るとともに、警察署等関係団体の協力を得て高齢者行事などの際には積極的に防犯への啓発活動を進めます。
- 防災行政無線を活用した情報提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。

(2)死角の排除

①死角箇所の認識と排除

- 犯罪を未然に防ぐため、住民が主体的に防犯マップを作成するなどによ

り、まず死角となる箇所を認識し、死角を排除する方策を講じるよう努めます。

- 防犯灯設置への支援を図り、地域の安全環境の改善に努めます。
- 悪質電話被害対策機器設置の推進に努めます。

(3) 地域防犯活動の推進

① 住民活動への支援

- 各種犯罪を未然に防ぐため、各種防犯組織との連携を図るとともに、住民活動に必要な助言と協力など、支援に努めます。

② 地域に根ざす警察の強化

- 地域住民の防犯活動には限界があることも事実です。地域の防犯活動の要である、警察官の増員や適正配置を所管警察署を通じて県警察本部へ継続して強く要望していきます。
- 駐在しなくなった駐在所への警察官の再配置を強く要望していくとともに、警察官のパトロール強化と住民・地域に密着した防犯啓発活動を要請します。

③ 児童生徒の安全確保

- 地域ボランティアの協力を得て、登下校時におけるスクールガード*活動などにより、児童生徒の安全確保を図ります。

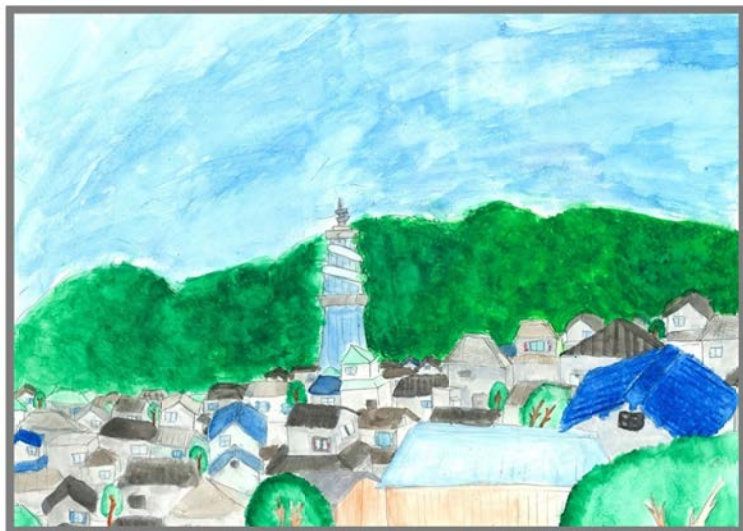
「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



第2章 うるおいの環境づくり

第1節 緑の継承

1. 自然・緑の保全

【現状と課題】

本町では、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区として、七面山自然保存地区（身延）が指定され、さらに自然記念物として、栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地（栃代）、反木川上流のヨコグラノキ（八坂）、早川橋のモクゲンジ林（遅沢）、一宮賀茂神社のサカキ林（下山）、小原島貝化石（粟倉）が指定されています。町ではこうした価値ある自然資源についてその保全を図っています。また、本栖湖西岸は本町東端に位置しており、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。この地域は富士山麓に位置し、2013年に富士山が世界文化遺産登録され、本栖湖は構成資産のひとつとなっており、国内外からの多くの来訪者で賑わっています。

自然公園区域にあっては、町民をはじめ多くの来訪者が優れた自然環境にふれあい、自然環境について学び考え、高い認識を持てるよう、適切な事業の推進と保全を図る必要があります。

本町の集落周辺の自然環境の大半は、地域の人々によって守り育てられてきた里山や農地からなっています。これらはかつて多様な生物生息空間を形成してきましたが、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなったため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加し、山際を中心に有害鳥獣による深刻な農作物被害をもたらしています。

このため、里山や農地などにあっては、これらが持つ多面的な機能を保全するため、農林業の振興を図るとともに、ボランティアの活用など新しい保全管理の手法を導入することが求められます。

また、本町では地域の住民の努力により、一色地域のホタルの里をはじめ、町内各地にホタルが自生する環境があります。これらは、都市住民の間で自然指向が高まる中で、観光客も多く集まる地域の魅力の一つとなっています。

こうした、身近な自然の保全活動が広がるよう、自然学習や環境改善活動などを促進し、活動が継承されるように努める必要があります。

【基本方針】

豊かな自然環境を守り育てながら、環境保護施策を推進するとともに、自然環境を人々の交流・観光・学習の場、健康保健・休養の場として活用します。

【施策体系】

1. 自然・緑の保全	【2-1-1】	(1)自然保護対策と保全管理の推進	【2-1-1-1】
		(2)フィールドミュージアム*づくり	【2-1-1-2】

【施策】

(1)自然保護対策と保全管理の推進

①自然保護の重要性の啓発

- 自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じて、その啓発に努めます。

②水辺環境の保全

- ホタルの里づくり事業を進めるとともに、河川や水路については、治水機能のほか、生きものの生息空間としての役割を重視し、整備・改修にあたっては、水辺環境の保全に努めます。

③周辺の緑の保全

- 周辺の緑を町民の散策や子どもの遊び場、また、学校における環境教育の場などとして活用するため、町民主体の保全活動を支援します。
- 身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性の保全や景観の保全を図るため、ボランティア活動の受け入れなど、新しい担い手の確保や保全管理手法について検討します。

④自然環境の保全管理

- 自然環境の多面的機能の保全と活用を図るため、町民をはじめ、都市住民などが自然に親しむ場としての森林の整備を推進するとともに、自然環境の適切な保全管理を進めます。
- 町民の自然環境に対する理解を深め、環境保全に積極的に関わっていくことができるよう、山梨県自然監視員や自然公園指導員を推薦していきます。

(2)フィールドミュージアム*づくり

①体験フィールドづくり

- 多様な自然環境を活用し、豊かな自然環境を舞台に体験学習ができるフィールドミュージアム*機能を整備します。

②ニューツーリズム*プログラムの提供

- 環境ボランティア団体、NPO*等と連携し、フィールドミュージアム*機能を活用した自然環境講座や体験イベントの開催などを通じて、ニューツーリズム*プログラムを提供します。

2. 自然との共生

【現状と課題】

地球温暖化やオゾン層*の破壊をはじめとする地球環境問題、有害化学物質問題等が顕在化し、その対応が求められています。国はCOP21*において採択された「パリ協定*」を踏まえ、温室効果ガス*について「2030年に13年比26%減」という目標を掲げています。

本町では「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設については、これに基づいて温室効果ガス*の排出量削減に取り組んでいます。このほかに、複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全、省資源、省エネルギー、廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、分別収集計画や一般廃棄物処理計画を策定しています。

本町には、太陽光発電設備が多く設置されており、今後も施設の導入が見込まれています。防災、景観、環境等に及ぼす影響を考慮しながら自然エネルギー資源を活用することが必要です。

【基本方針】

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、環境重視のまちづくりの強化に向けた総合的な指針を樹立していきます。また、環境教育・環境学習を進め、環境保全活動を促進します。

【施策体系】

2. 自然との共生	【2-1-2】	(1)地球環境保全への取り組み	【2-1-2-1】
		(2)環境教育・環境学習と保全活動の推進	【2-1-2-2】
		(3)環境にやさしい資源活用	【2-1-2-3】

【施策】

(1) 地球環境保全への取り組み

① 環境にやさしいまちづくり

- 多様化する環境問題に対処するため、町民、事業者、行政が一体となってこれに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

② 地球温暖化対策

- 「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づいた、省資源、省エネルギー、リサイクルなどの環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して実行し、さらに事業所、住民へとつなげることにより、地球温暖化に対するさらなる取り組みを推進します。

(2) 環境教育・環境学習と保全活動の推進

① 環境教育・環境学習の推進

- 町民・事業者・行政の環境に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習、地域のコミュニティ*活動との連携を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。

② 環境保全活動の展開

- 身近な環境保全活動に自主的に取り組む町民、事業者等に、必要な資料や情報などを提供し、その活動を支援します。

(3) 環境にやさしい資源活用

① クリーンエネルギーの活用

- 身延町の特性を活かし「太陽光エネルギー」を活用した環境にやさしい町づくりを進めます。

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル

【現状と課題】

環境問題が地球規模にまで拡大する中で、身近な地域においても、市民の生活様式の見直しから地域の経済・社会システムの環境適合型への転換まで、総合的な施策が求められています。

本町においては、循環型社会の構築を目指した地域づくりを進めているところであり、特にごみ問題については、分別収集による可燃ごみ減量対策や資源化を図っています。今後ともさらに、ごみの減量化、一般廃棄物の適正処理に向けて研究・検討を進めていく必要があります。

平成18年度に分別の種類を増やし、現在のような分別収集になっていますが、市民のごみの分別やリサイクル活動への関心も高まる中で、各家庭で取り組むことのできる活動が盛んに行われており、環境改善に対する意識の高揚が見られます。

しかし、生活環境・様式の変化に伴い、排出されるごみは多様化しており、一般家庭から出る可燃ごみの量はここ数年横ばいとなっています。なお、ごみ収集は、指定のごみ袋により収集ステーション方式で行っていますが、可燃ごみの中に不燃ごみや水きりのされていない生ごみなどが混入されており、これが焼却炉の能力低下や設備の故障の原因の一つとなっているため、さらに分別の徹底を呼びかける必要があります。分別収集は、各家庭での取り組みが最も重要な要素であることから、引き続き広報等による啓発活動を行い、分別の徹底を図るとともに、リサイクルを推進していく必要があります。

下水道整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の搬入量は年々減少傾向にありますが、峡南衛生組合では老朽化した処理施設を整備し、適正な処理体制の確立と施設の充実を図り生活環境保全の向上に努めています。

【基本方針】

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源化などへの取り組みを強化するとともに、広域的な連携による一般廃棄物の適正処理を推進します。

【施策体系】

1. ごみ処理・リサイクル	【2-2-1】	(1)ごみ減量、資源リサイクルの推進	【2-2-1-1】
		(2)し尿の収集・処理の推進	【2-2-1-2】

【施策】

(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進

① ごみの減量化・資源化意識の高揚

- 町民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・資源化に取り組むために、簡易包装やマイバッグの奨励など、身近なリサイクル活動を推進しながら意識の高揚を図ります。

② 分別収集や収集システムの改善

- 効果的なリサイクルシステムの確立に向け、資源ごみの分別収集や収集システムの改善等について、峡南衛生組合及び構成2町とともに、研究・検討を行い、ごみの減量化を推進します。

③ 一般廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物処理計画を基に、峡南衛生組合及び構成2町と連携を図りながら研究・検討を行い、地域環境の保全に留意した一般廃棄物の適正処理を推進します。

④ 生ごみ処理の普及

- 家庭における生ごみ処理の普及を図るため、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入者へ補助金を交付します。

(2) し尿の収集・処理の推進

① し尿の収集

- 収集業者に対する一般廃棄物処理業の許可にあたっては厳正な審査を行うとともに、適正な収集運搬を維持できるよう指導を図ります。

② し尿の処理

- 地域の環境保全を推進するために、峡南衛生組合における適正なし尿処理を継続します。

③ 浄化槽の管理

- 浄化槽の適正な保守・管理についての情報提供などに努めます。

2. 環境衛生・美化活動

【現状と課題】

ごみのポイ捨て、不法投棄などが町の美観を損ない、生活環境を悪化させています。快適な生活環境を維持していくためには、町民自らが地域に対する環境美化意識を高めることが大切です。

ごみゼロ運動として、景勝地における本栖湖西岸クリーン大作戦、身延山クリーン作戦、地域における町内一斉美化運動などの実践活動を展開する中で、町では、地区、学校、事業所などの地域清掃活動を支援するため、回収したごみの処理手数料を負担しています。一方、山間地や人目の付かない場所での不法投棄は後を絶たず、対策として不法投棄が恒常的に行われている箇所に、不法投棄防止柵を設置するとともに、山梨県不法投棄監視協力員や町の自然環境監視員などの協力による日常生活における監視活動を進めています。また、公用車に不法投棄、野焼き禁止のステッカーを貼付し、職員による日常業務の範囲内での監視を行っています。

本町では、県生活環境保全条例、その他環境関連法令等に基づき、公害防止に取り組んでおり、工場や事業所を起因とする大気汚染、水質汚濁などは大幅に改善されています。しかし、生活環境・様式の変化に伴う生活騒音、河川の水質汚濁等、町民の日常生活に起因する生活型公害の改善が求められています。

現在、町内では約900頭の犬が登録され、町の集合注射や動物病院において狂犬病予防注射の接種がされており、今後も引き続き集合注射実施により接種を促していく必要があります。昨今、犬・猫についての様々な苦情が寄せられており、野犬については捕獲用檻の設置により対応し、また、飼い犬・飼い猫については適正飼養の啓発や県関係機関に協力し飼い主に対する指導を行っていますが、動物飼養の責務者である飼い主のモラルや動物愛護意識の向上が求められています。

【基本方針】

町民参加による環境美化活動を展開するとともに、不法投棄対策の強化、公害防止や公衆衛生の向上対策を進め、快適な生活環境の維持に努めます。

【施策体系】

2. 環境衛生・美化活動	【2-2-2】	(1)環境美化対策の充実	【2-2-2-1】
		(2)公害防止対策の推進	【2-2-2-2】
		(3)動物管理指導の推進	【2-2-2-3】

【施策】

(1) 環境美化対策の充実

① 環境美化活動の展開

- 町民参加による環境美化を推進するため、啓発・実践活動を展開するとともに、道路、公園、河川等の公共施設における清掃や美観の保持に努めます。

② 不法投棄対策の強化

- 不法投棄防止のため、防止柵設置や監視パトロール体制などの整備を進めるとともに、関係機関と連携した対策を強化していきます。

(2) 公害防止対策の推進

① 環境監視と指導

- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、指導等の強化を図ります。

② 生活型公害の防止

- 環境教育・環境学習を通じて、生活型公害の防止に向けた啓発を進めます。

(3) 動物管理指導の推進

① 狂犬病予防と管理指導

- 飼い犬についての登録、狂犬病予防接種など、動物の適正な飼養について啓発するとともに、野犬捕獲などによる、公衆衛生の向上と人と動物の快適な生活環境づくりに努めます。

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成

【現状と課題】

本町は景勝地として、身延山久遠寺（都市計画*法における、風致地区*）、富士箱根伊豆国立公園に指定されている本栖湖、さらに山梨百名山のうち9山（八鉢嶺、七面山、身延山、富士見山、蛾ヶ岳、三方分山、竜ヶ岳、毛無山、三石山）、さらに関東の富士見百選として、本町北東部（林道折八古関線、本栖湖）及び本町西部（林道富士見山線、身延山）からの富士山景観などを擁し、観光をはじめ、参拝、トレッキング*や登山など多くの人々が訪れています。また、林道開設事業を進めている三石山は富士川を一望できる景観を誇ります。

本町のふるさと景観は、農林業を中心とした先人達の営みとともに、長年をかけて形成されてきました。歴史や伝統・文化の中で培われた生活の景観が、自然景観に溶け込むように、それぞれが美しく調和しています。

JR身延駅前にある「しょうにん通り」は、平成元年に駅前地区商店街が主体となり「身延駅前通り街づくり推進協議会」を結成し、住民と行政が一体となって区画整理事業により整備されたもので、鎌倉時代をイメージした街路景観で統一しています。また、門内商店街も風致地区*内に立地し、「門内活性化委員会」を中心に落ち着いた町並みづくりと活性化に取り組んでいます。その他、地域の自然資源であるホテルやしだれ桜、国指定史跡甲斐金山遺跡、句碑の里などをいかし地域の景観形成に寄与する地域づくり活動が行われています。

こうした自然景観、農村景観、歴史文化景観等が、地域のより大きな魅力となるよう身延町景観計画を策定するとともに、身延町の美しい景観を保つため、身延町景観条例を制定し、適切な景観形成や誘導に努めます。

【基本方針】

豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全を図りながら、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくりを進めます。

【施策体系】

1. 景観の形成	【2-3-1】	(1)景観の保全と整備	【2-3-1-1】
		(2)景観に配慮した公共施設・空間の整備	【2-3-1-2】

【施策】

(1)景観の保全と整備

①景観の保全

- 身延町景観計画及び身延町景観条例に基づいた景勝地の景観保全や美しいふるさと景観を継承していきます。

②集落景観の整備

- 美しい山岳・里山に立地する農村集落景観等に代表される自然・田園景観を守り育てていくために、農林業の振興施策と連携した景観保全、空き家や廃屋対策を含めた集落景観の形成に努めます。

③河川景観の保全

- 富士川水系の良好な河川景観の保全を図ります。

(2)景観に配慮した公共施設・空間の整備

①景観づくり事業

- 地域拠点景観づくり事業などによりホタルの里、句碑の里、しだれ桜の里等の整備を進めます。
- 町民による主体的な景観形成活動への支援を図り、美しい景観づくりをさらに推進します。
- 歴史文化景観の保全を図るため、景観形成地区の指定や町並み景観整備を図る事業導入を推進します。

②公共空間の景観づくり

- 周辺環境と調和した公共施設等のデザインや落ち着いた沿道景観の整備・誘導に努めます。

③統一サインの整備

- 景観計画に基づく統一サインなどにより地域特性をいかした景観の創出を図ります。

2. 公園・憩いの空間整備

【現状と課題】

本町には、道の駅みのぶ、富士川クラフトパーク、道の駅しもべ・下部農村文化公園、湯町ホテル公園など交流拠点を兼ねた公園をはじめ、住民生活により身近な地区の小公園があります。

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ*活動の場、交流の場であり、快適な生活環境を創出する機能を有しています。そのため、だれもが親しみ、憩いと安らぎの場である公園の機能を適切に保持していくため、特に身近な公園については、住民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

今後、豊かな自然環境に包まれた多自然居住空間に調和する居住環境を整備するためにも、公園や緑地の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*の視点に立ちだれもが利用しやすい設備の整備、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

【基本方針】

町民及び観光客等の来訪者の憩いと交流の場、防災面を考慮した公園等の整備と有効活用を進めるとともに、町民参画による整備と地域協働の維持管理を促進します。

【施策体系】

2. 公園・憩いの空間整備	【2-3-2】	(1)公園・緑地の整備	【2-3-2-1】
		(2)地域協働の管理	【2-3-2-2】

【施策】

(1)公園・緑地の整備

①公園・緑地の整備と改善

- 定住環境の整備、観光・交流の推進と連携した公園・緑地の整備を進めるとともに、町民ニーズに即した質の高い公園として再整備に努めます。

②ポケットパーク*や小緑地の整備

- 住民の生活により身近な公園・緑地の整備を進めるため、集落環境の整備や防災対策等と合わせたポケットパーク*や小緑地等の整備に努めます。

(2) 地域協働の管理

① 町民参画による整備と維持管理

- 公園の計画においては、町民が緑を身近に感じ、親しめるようにワークショップ*等への住民参画を促し、地域に根ざした公園づくりを町民とともに進めていきます。
- 身近な公園への愛着心を促すために、町民ボランティアや地区活動等の自発的な活動を積極的に導入し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



第3章 発展の活力づくり

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

【現状と課題】

町域は、東西約24km、南北約25kmに広がり301.98km²の面積を有しています。土地利用は、宅地3.64km²(1.2%)、農用地4.16km²(1.4%)、森林243.42km²(80.6%)、その他50.76km²(16.8%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

近年の土地利用は、高齢者向けの福祉施設に関わる開発と中部横断自動車の建設残土による埋め立てがあるものの、その他の商工業開発の動きは見られず、依然として耕作放棄・遊休化による農地の減少は進んでおり、特に山間部農地の荒廃化と保育管理の行き届かない森林が目立っています。このような状況の対策は、今後人口減少が進む中、適切な町土管理に向け、地域に応じた土地利用と集約化や自然環境・景観等の保安全管理、安全安心の実現に向けた防災・減災対策を進める必要があります。また、近年中に全面開通する中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的に活かしていく土地利用を着実に進めなければなりません。なお、本町域には、農業振興地域、都市計画*区域、自然公園区域などの指定があり、各関係法令等に基づき土地利用に一定の制限がなされ、約8割の面積を占める森林区域は、森林法をはじめとした関係法令等により、水源の涵養や災害防止を目的とした保安林指定区域など森林保全のための土地利用制限などが行われています。現在、身延町土地利用指導要綱により、一定規模以上の土地開発について事前協議を実施しています。また、県とも連携を図りながら都市計画*法、自然公園法、森林法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例等により適切な開発がなされるよう誘導に努めています。今後とも無秩序な土地開発を抑制し、環境の保全を優先する対策を強化していくことが必要です。このほかに、土地利用の基礎となる地籍調査を継続していますが、広大な調査面積に加え、不在地主も多く、境界決定に時間を要するなど、進捗率の向上に課題を抱えており、効率的な事業推進が必要となっています。

【基本方針】

土地を効果的に活かしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進します。また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

【施策体系】

1. 土地利用と開発	【3-1-1】	(1)計画的な土地利用の推進	【3-1-1-1】
		(2)地積調査の推進と情報活用	【3-1-1-2】

【施策】

(1) 計画的な土地利用の推進

① 計画的な土地利用

- 土地利用の指針を定めた「国土利用計画（身延町計画）」をはじめ、都市計画マスタープラン*、農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、また、災害の防止など安全性に配慮しながら適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

② 都市計画マスタープラン*の策定

- 機能的で良好な居住環境を創造するため、長期的な指針となる都市計画マスタープラン*を県方針に即して策定します。

③ 都市計画*の推進

- 都市計画マスタープラン*の策定により、都市計画*用途地域の変更や住民の主体的な取り組みを基本にした都市計画*法における地区計画手法などについて検討します。

④ 適切な開発指導の促進

- 開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

⑤ 環境保全等を図る規制の検討

- 環境保全や防災を重視し、独自の規制をつくり出す本町独自の土地利用の確立に向けて、規制の内容と開発許可の基準や開発行為の事前協議の手続きなどについて検討します。

⑥ 中核拠点づくりの展望

- 長期的な観点から、中部横断自動車道インターチェンジの周辺整備や富士川護岸整備事業の進捗による新たな土地利用・土地開発の可能性を見通し、本町及び峡南地域の新たな中核拠点づくりを将来展望として検討していきます。

⑦空き家・遊休地の活用

- 空き家や遊休地、農地の取得や賃貸を含め、地権者などと土地取得希望者をつなぐ「空き家バンク」など、土地情報提供や斡旋機能の充実を関連機関等と連携して取り組みます。

⑧建設発生土の有効利用

- 中部横断自動車道の建設発生土を有効活用するため、処理用地等残土活用の調査を進め、地域活性化を促進する新たな土地開発及び農産物の生産拠点等としての利用を図ります。

(2)地籍調査の推進と情報活用

①地籍調査の促進

- 土地の管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

2. 交通網の整備

【現状と課題】

（交通網）

本町の主要幹線道路は、国道52号、国道300号、主要地方道市川三郷身延線及び富士川身延線からなり、富士川を横断して延びる6本の県道等が梯子状に接続され、西部、東部地域の往来を確保しています。これらは、甲府方面、静岡方面へのアクセスと本町の生活基盤の中核となる道路網といえます。また、国道300号は富士東部地区を結ぶ観光ルートとしての役割も担っています。この基本的な道路網に町道・農道・林道等が付加され、大規模集落から中山間地域の小集落までを結ぶ全体的な道路ネットワークとして形成されています。大雨等の際には、急峻な山地と脆弱な地質等を切り開いて建設した道路であるため土砂崩れ等数多く発生しています。また、これらの道路網は、こうした地形条件などから、雨量通行規制を受けやすく、防災工事の促進や通行止めの際の迂回路となる道路整備が課題となっています。なお、本町は富士川により、町が東西に二分されており、富士川に架かる7箇所（中富IC関連 中富橋（建設中））の橋梁は東西を結ぶ交通の重要基盤となっていますが、国道300号の富山橋を除いて老朽化が著しい状況にあります。本町は東海地震等の強化地域にも指定されていることから、富士川に架かるこれらの橋梁の耐震性確保及び落橋防止のための整備強化が喫緊の課題となっています。さらに、富士川兩岸地域を結ぶ上下水道・通信網等管路添架も橋梁の耐震整備等と併せて進めるべき重要な課題となっています。また、今後は新町一体化を早期に図るために、各地域間を結ぶ道路網の整備の構築を図っていく必要があります。

（中部横断自動車道）

中部横断自動車道の建設が平成31年度の全線開通を目指して進められており、本町域のルートに当たる富沢～六郷間は、富士川沿いを通り、新直轄方式で建設が進められており、町内には身延山インターチェンジ・下部温泉早川インターチェンジ・中富インターチェンジが建設中で、より利便性の高い道路を目指します。この道路が開通すると、本町と首都圏、東海・中部・上信越地方各地との時間・距離の短縮や交流圏域の拡大がもたらされ、物流の円滑化や観光客の増加など地域産業の活性化に寄与する効果や、災害時には沿岸部と内陸部を結ぶ命の道であり、緊急輸送ルートとしての機能確保などが期待されています。一方、国道52号等の通行車輦の減少による地域経済への影響も懸念され、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていくことが重要になっています。

（国道・県道）

国道52号は、雨量通行規制の緩和を図る防災工事及び歩道等の安全対策等を進めていますが、防災幹線道路として工事の早期完成を求める必要があります。

国道300号は、富士山地域と富士川地域を結ぶ幹線生活道路であるとともに、観光道路としての機能も果たしています。しかし、現状では本栖湖までは多くの観光客が訪れるものの、本栖湖から先の富士川地域に足を延ばす観光客は少ない状況に

あり、今後は魅力ある道路整備や沿道景観整備等を通じて観光客を富士川地域に誘導することも重要な課題です。今後、円滑な交通の確保に向けて、中ノ倉バイパス工事など地域産業の振興等も視野に入れた更なる機能の充実が必要です。

また、主要地方道市川三郷身延線は、狭隘なカーブと冬季の路面凍結などを解消する道路整備や三沢・市之瀬間バイパス構想の早期実現、中部横断自動車道中富ICから国道300号線を結ぶ道路などを県及び関係機関に要望しています。

一般県道は、未改良区間が多く、改良を進めていますが、急峻な地形であるため進みにくい状況にあり、また、不在地主も多く用地等の確保も困難になっています。今後、地域の理解を得ながら、改良事業の推進を図る必要があります。

（町道）

町道は、幹線町道である1級21路線、2級36路線、その他の町道665路線があり、集落間を結ぶ道路改良と、きめ細かな生活道路の整備を進め、より体系的な道路ネットワークを構築していく必要があります。

（鉄道・バス等）

本町唯一の鉄道であるJR身延線は、通勤・通学の利用や観光客流動の大動脈ですが、その利用者は減少しています。しかし、地域における重要な交通基盤であるため、安全な運行と利用しやすい路線の確保の継続運行を推進する必要があります。また、利用拡大策として、沿線市町村との連携による観光を取り入れた利用のPR活動など利用拡大のための諸事業の推進は今後も継続する必要があります。

JR身延線を取り巻く環境としてリニア新幹線開通が平成39年と発表され、さらにリニア駅とJR身延線が近接していることから、今後重要な交通手段として注目されることが予想されます。

このほかに都市間交通機関としては、身延山と新宿を結ぶ高速バスが運行され、観光客をはじめ利用者等の利便性が改善されて来ています。

身近な交通手段については、現在町内では、路線バスに加えて町営バス・乗合タクシー・貸切代替バス（民間2社運行）等が運行し、交通空白地域の減少、高齢者等の移動手手段の確保等の改善がなされて来ています。今後は、バス運行を軸として乗合いタクシー・JRとの乗り継ぎを考慮し、学生や高齢者など交通弱者のニーズに対応した効率的な運行を進めていきます。

【基本方針】

中部横断自動車道の建設をはじめ、町外との交流を活発化する広域幹線道路網の整備の促進と町内各地区の道路交通の円滑化、防災・安全を重視した整備を進めます。また、鉄道・バスの公共交通機関の利用増進と利便性について全町的な視点から向上を図ります。

【施策体系】

2. 交通網の整備	【3-1-2】	(1)高規格道路整備の促進	【3-1-2-1】
		(2)国道整備の促進	【3-1-2-2】
		(3)県道整備の促進	【3-1-2-3】
		(4)町道等の整備の推進	【3-1-2-4】
		(5)道路環境の整備	【3-1-2-5】
		(6)鉄道運行等の充実	【3-1-2-6】
		(7)バス運行等の充実	【3-1-2-7】

【施策】

(1)高規格道路整備の促進

①中部横断自動車道全線開通の促進

- 中部横断自動車道富沢～六郷間の平成31年度全線開通を要請します。

②中部横断自動車道アクセス道路の整備

- 中部横断自動車道の整備と連動し、アクセス道路の整備を促進します。

③中部横断自動車道の建設促進

- 早期完成を図るため、地域の合意形成や地域住民の協力体制の確保、中部横断自動車道建設促進連絡協議会の活動推進など事業の円滑な推進に努めます。

④波及効果の検討と地域活性化

- 身延町中部横断自動車道活用プロジェクトチームにより、中部横断自動車道完成後の波及効果と地域活性化対策の検討を進めます。

(2)国道整備の促進

①国道52号の整備促進

- 国道52号の安全性の向上や交通混雑解消等に向けた整備の促進を要請します。

②国道52号の工事目標の再検討

- 国道52号の降雨による通行規制の解消に向けた防災工事目標（雨量規制）の再検討を働きかけていきます。

③国道 300 号の整備

- 本栖湖を訪れる多くの観光客の富士川地域への誘客を図るため、安全性が高く道路からの自然景観等に魅力付けができるような特色ある沿道景観の創出に配慮した道路整備を要請していきます。

④広域観光道路の整備

- 下部温泉から富士宮方面にアクセスする道路の整備を要請していきます。

(3) 県道整備の促進

①主要地方道の整備

- 主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間バイパス構想の実現、中部横断自動車道中富 IC から国道 300 号線を結ぶ道路など、安全確保と利便性の向上を要請します。

②橋梁の架け替え

- 本町における道路網の強化を図るため、老朽化した県道橋の耐震化に向けて架け替え等を要請していきます。併せて上下水道管路、情報管路等のライフラインの添架について設置要請します。

③一般県道の整備

- 一般県道については、未改良区間や交通危険箇所の早期整備を要請していきます。

(4) 町道等の整備の推進

①重点的な町道整備の推進

- 全町の体系的な道路ネットワークを強化する道路整備計画を策定するとともに、同計画に基づいて、整備優先順位を設定して、年次的改良・整備を着実に進めます。また、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の耐震化、落橋防止に努めます。

②都市基盤整備と連動する道路整備

- 集落における公共下水道事業や住宅・宅地等の住環境整備と一体化した町道の整備を進めます。

③町道整備等による迂回路の確保

- 利便性や非常時対応など防災面の配慮も重視して、町道、農道、林道等を組み合わせ、幹線道路の迂回路としての機能を合わせ持った道路網を構築するため、行き止まり道路の解消や急カーブ・待避所等の改良整備を進めます。

④農林道の整備

- 農林道の計画的な整備・維持管理により道路ネットワークを強化します。

⑤道路整備計画への町民参画

- 道路整備の計画段階から住民が積極的に参画できる体制づくりを進め、地域のニーズに即した道路整備を進めます。

(5) 道路環境の整備

① 交通安全を重視した道路指定の促進

- 通学路や集落内の交通安全環境を強化するため、スクールゾーン等の指定検討を進め、安全、安心な交通環境を形成します。

② 歩道の整備

- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩道整備を進めるとともに、特に通行が多い町道については、高齢者・障害者などだれもが安心して利用できる歩道空間の確保に努めます。

③ 地区コミュニティ*との協働による道路環境の維持・管理

- 地区コミュニティ*活動との協働により、道路沿線の美化活動、台風などによる倒木や冬季における路面の凍結・積雪等の対策に努めます。

(6) 鉄道運行等の充実

① 身延線の利便化

- 身延線沿線活性化協議会をはじめ、身延線沿線各関係組織が連携し、PRポスターの活用など利用拡大策を推進しつつ、利便性の高いダイヤ編成を要請していきます。

② 身延線の魅力化

- 鉄道利用者拡大に向けたイベント列車の運行などを要請していきます。

③ 鉄道利用の促進

- 利用増加に向けて、駅への町営バス乗り入れを進めます。

(7) バス運行等の充実

① バス交通の利便化と効率化

- 利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、便数、運行時間帯や料金体系等の継続的な改善と路線網の充実を図ります。
また、業務委託方式により効率的で専門的な安全策を備えたなバス運行事業を検討します。

② 公共交通の乗合タクシー等との連携

- 乗合タクシー、町営バス、JRの利用について相互に乗継ぎを可能とし、地域、町内はもとより町外への足の確保を図ります。

3. 集落の整備

【現状と課題】

本町では、集居集落が富士川沿い、およびその支流の中・下流域の平坦地に広がり、山間部の中小河川沿いや中山間には、小規模な集落が散在しています。

都市計画*区域は、身延駅周辺地域と身延山地域から下山地域にいたる3,707haが指定され、うち身延駅前、梅平、門内の84haが用途地域指定区域になっています。また、門内地域一帯は風致地区*に指定されています。

都市計画*区域では、道路、公共下水道、土地区画整理など都市計画*事業を進めてきましたが、下水道事業をはじめとする都市基盤整備など、長期的な指針に基づいたより秩序ある快適な居住環境の形成が課題となっています。特に、中部横断自動車道の波及効果をいかす土地の有効利用の推進、防災機能を強化する都市基盤の整備が必要です。

都市計画*区域の長期的な整備方向を示す山梨県策定による「山梨県都市計画マスタープラン*（県マス、県土全域が対象）」・「都市計画区域マスタープラン*（区域マス、都市計画*区域が対象）」を踏まえた「身延町都市計画マスタープラン*」を策定し、計画に即した都市基盤の整備を行います。

一方、農山村地域の集落においては、多自然居住空間としての環境や地域特性をいかにしながら、上下水道や生活道路、交通機関など生活基盤の整備、防災機能の充実など定住環境の改善を図る必要があります。

特に、山間地の小規模集落では、過疎の進行と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて、集落コミュニティ*の維持が困難になっています。中でも増加を続ける空き家については、適切な管理がなされずに防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。生活環境の改善や防災対策に多くの課題を抱えています。

【基本方針】

本町における定住促進に効果的な都市計画*の在り方や都市機能整備の具体的な指針を樹立するとともに、各地域の特性をいかした集落環境の整備を進めます。また、小規模集落の動向に対応した集落再編、生活基盤と防災機能の充実など、安心して生活できる集落環境の整備を進めます。さらに、地区・地域・集落間相互のネットワークを強化する基盤整備を進めます。

【施策体系】

3. 集落の整備	【3-1-3】	(1)都市計画*の推進	【3-1-3-1】
		(2)集落環境の整備	【3-1-3-2】
		(3)地区間ネットワークの強化	【3-1-3-3】

【施策】

(1) 都市計画*の推進

① 都市計画*区域等の見直し

- 中部横断自動車道の波及効果をいかしていくための都市機能の整備、定住促進に効果的な居住空間の整備などについて、長期的な視点から方向付けるため、都市計画マスタープラン*を策定し、都市計画*区域や用途地域指定区域の見直しを進めます。

② 都市整備事業の推進

- 住民主体の地区計画方法などを活用しながら、居住環境を改善する土地区画整理事業、歴史的な街並みと調和する観光拠点機能を強化する整備事業などを推進します。

(2) 集落環境の整備

① 集落の生活基盤整備

- 上下水道や生活道路、交通機関などの生活基盤整備の推進と連動して、防災機能の充実など定住環境の改善を進めます。

② 集落機能の再編

- 集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築、集落動向に対応する集落再編を進め、安心して生活できる環境を整えます。

(3) 地区間ネットワークの強化

① 地域拠点の機能強化

- 役場本庁舎と支所が中核拠点を成し、区、組、公民館単位の地域を拠点として、まちづくり活動や地域づくり活動をする支援を進めます。

② 身近なサブ拠点の整備

- 公民館分館単位の地域をサブ地域拠点として、地域拠点を補完する機能を整備するとともに、各集落の拠点として活用します。

③ 地域相互の連携を強化する基盤整備

- 各拠点をつなぐ道路、交通、情報等の維持・整備を進め、高齢化小規模化が進む地区・地域・集落相互の連携を強化するネットワークを充実します。

4. 地域情報化の推進

【現状と課題】

近年 ICT*（情報通信技術）が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活・地域社会の諸活動においても情報化が不可欠のものとなっています。CATVについては、下部地区では平成 22 年度からネットワーク下部にほぼ全世帯が加入し、中富地区と身延地区では、民間の CATV にそれぞれ約 5 割、約 7 割が加入しており、町全世帯の 70%以上が CATV を利用しています。山間地の集落では 13 組合を組織し共聴アンテナによる受信、その他は個別受信となっています。前期計画における課題であった、下部地区の町営 CATV については、PFI*方式で民間資金と民間のノウハウの活用により平成 22 年度に構築され指定管理者による運営がなされており、併せてインターネットなどのブロードバンド*環境も整いました。現在の指定管理による運営契約期間が平成 32 年に満了することに伴い、平成 29 年度から指定管理者である民間 CATV 会社と契約後の運用について、協議をしていかなければなりません。この間培われた民間のノウハウを確認しながら、過疎地においてもサービス水準が低下しないような協議を進めていく必要があります。また、中富、身延地区の CATV については、同じく平成 22 年度に、民間会社による光ファイバーによる高速通信環境(FTTH*)で整備されました。平成 28 年度にリニューアルした身延町ホームページには、災害時に切り替わる「災害時情報発信サイト」、議会中継や富士山ライブ映像などが公開されており、インターネット環境がある全ての世帯で視聴できます。インターネット環境が不可欠となっていますが、本町では、民間業者により高速通信可能な光ファイバーの敷設や Wi-Fi*環境の整備が行われ、インターネット環境は整いつつあります。しかしながら、今後も地域情報化の推進に向けては、情報教育の強化、山間地域のブロードバンド*化など課題を抱えています。本町における携帯端末のサービス提供エリアは概ねカバーされており、国の政策として電子自治体の構築が求められており、情報技術を活用し、「いつでも」「どこでも」「必要なときに」「簡単かつ迅速に」行政サービスが受けられることが基本とされています。このような環境変化の中で、電子申請・電子予約など一部システムは県全体で利用できる環境にあり、社会保障・税番号制度（マイナンバー*制度）に基づく、マイナポータル*の実施準備が進められており、さらに効果的な利用に向けてシステムの充実・拡充に努めていく必要があります。

【基本方針】

急速に進展する高度情報化に対応したまちづくりを進めていくため、マイナポータル*への対応、地域情報化基盤の整備と維持管理、様々な媒体による情報提供の充実、電子自治体の構築による住民生活の利便性の向上に努めます。

【施策体系】

4. 地域情報化の推進	【3-1-4】	(1)地域情報化基盤の整備	【3-1-4-1】
		(2)情報提供の充実と住民生活の利便性向上	【3-1-4-2】

【施策】

(1) 地域情報化基盤の整備

① 情報基盤の充実

- 情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、情報環境を的確に把握すると共に、民間のノウハウを確認しながら、過疎地においてもサービス水準が低下しないような協議を進めて行きます。
- 庁内各課等で利用の出来る GIS*の構築を検討します。

② Wi-Fi*環境の拡大

- 住民への情報提供やその他連携システムに活用していくため、Wi-Fi*環境の拡大を各関係機関に引き続き要請していきます。

③ ブロードバンド*環境の整備

- 町内においてブロードバンド*環境を実現するため、民間 CATV 業者やブロードバンド*業者も含めた関係機関に働きかけるなど、様々な整備手法を追及し実現に引き続き努めます。

④ 情報教育の強化

- 情報基盤の整備に併せ、町民の情報教育の強化を図るため、他部署との連携による情報教育を推進し、身延町ホームページや広報誌等を活用したコンテンツの提供を検討します。

(2) 情報提供の充実と住民生活の利便性向上

① 情報発信の充実

- 平成28年度より、リニューアルした身延町ホームページを今まで以上に活用し、既存、新設もしくは変更された制度を生活カテゴリ別、担当課別に随時掲載、更新し、また、同ホームページより申請書を取得できることで、町民の方がスムーズに申請ができるよう目指します。

②行政手続の電子化

- 行政手続きの電子化をさらに拡充させるため、県下の市町村と共同開発している「市町村電子申請受付共同システム」の構築に積極的に係わりるとともに、マイナポータル*への対応の検討を実施し、この利用に欠かせない個人番号の普及促進をはじめとする各種啓発活動を展開します。
- 行政手続きの電子化をさらに拡充させるため、県下の市町村と共同開発している「市町村電子申請受付共同システム」の構築に積極的に係わりるとともに、マイナンバー*カードの普及促進をはじめとする各種啓発活動を展開します。

③情報システム化の推進

- 防災情報をはじめ、観光情報、医療・健康福祉情報、教育分野などの情報システム運用を検討し、住民ニーズを踏まえた施策展開を実施します。
またそれに伴う、システム・ネットワーク環境の整備、保守及び維持管理を実施します。

④情報セキュリティの強化

- 身延町情報セキュリティポリシー*を基にした情報セキュリティ対策を実施します。

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

【現状と課題】

本町の農業は、52.05haの経営耕地面積（2010年農林業センサス*）を基礎に、1,091戸の農家（一戸当りの経営耕地面積4.8a）によって営まれています。総農家数の内、販売農家は94戸で兼業が多く、自給的農家は997戸と約9割を占めています。

農業従事者については、高齢化が進み、農家数と経営耕地面積及び農業粗生産額が減少するとともに、耕作放棄地の拡大も進行しており、農業の現状維持さえ困難な状況に直面しています。加えて鳥獣被害が深刻化し、営農意欲の減退に拍車をかけています。

こうした中、機械化、省力化等による農業振興を図るため、農道や用排水路など農業生産基盤整備が必要ですが、全般的に営農意欲が低下する中で、未整備地域における事業推進が困難な状況にあります。今後とも地域ニーズの把握に努め、農地の保全と活用を着実に進めていく必要があります。また、農業の新たな担い手づくりとして、企業の農園づくり、教育ファーム*、農業体験等の事業を推進することも必要です。

農地の流動化については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定めた利用権設定等促進事業の推進に努めており、NPO*法人、農事組合法人等の農業生産組織などが新たに設立され、活動を拡大しています。しかし、まだまだ後継者・担い手不足の中で借り手が足りない状況にあり、今後、更なる農業生産組織の育成と受委託体制の強化につながる耕作を請け負う組織の拡大などが必要です。

集落営農については、中山間地域等直接支払制度における17箇所の集落協定があり、組合を組織して計画的な作付けをはじめ耕作放棄地の抑制や環境保全型農業に努める集落もあります。今後、団塊の世代等の農業参入等も促しながら、集落営農に対する公的補助の活用などにより集落ぐるみの事業を展開することが必要です。

今後の農業においては、食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まる中で、農産物の生産履歴の開示（トレーサビリティ）や環境にやさしい農業への取り組みも不可欠となり、本町の環境保全対策と連携した着実な推進が必要です。

地産地消への取り組みにおいては、自給的農家等の余剰生産物を道の駅や農林産物直売施設で販売することや、味噌づくりなどの農業体験企画の実施を進めることなどにより、野菜等の換金化や農家女性の就業、活躍の場づくりなどの面において成果をあげています。今後とも、自給的農家や小規模農家で可能な少量多品種の農産物生産に着目し、特産物や農産物加工材料の生産などと結び付けていくとともに、グリーン・ツーリズム*の推進など農業と観光・交流事業との連携をさらに進めることが必要です。

特産物づくりにおいては、あけぼの大豆の生産拡大等を図るため平成28年3月設立された「あけぼの大豆振興協議会」を中心に、在来種曙大豆保存会、JAふじ

かわ、身延町商工会、身延町が共同し、販路拡大やブランド力強化等も積極的に推進し、あけぼの大豆を材料にした味噌や豆腐、並びに湯葉などの加工品づくりや新商品の開発に取り組みます。また、EM*を活用した環境保全型農業の実践からEM*卵の生産などが取り組まれており、一定の成果をあげています。今後も、特産物の生産と直売、特産物の付加価値化を図る加工品づくりの推進体制を強め、住民や観光客等の消費拡大への取り組みをさらに推進していくとともに、地域団体商標の登録を含めた身延ブランドづくりを目指して、地産地消を基本に町外へも販路拡大していくことが必要です。

(林業)

本町の森林面積（森林整備計画）は、24,321haで、町域面積の約8割を占めています。保有形態別では国有林305ha（1.3%）、公有林7292ha（30%）、私有林16,723ha（68.8%）で構成され、人工林率は約4割（9213ha）となっています。林業経営体数（2015年農林業センサス*）は11戸を数えるのみで、減少の一途をたどっています。

木材価格が低迷する中で、林業経営意欲が減退し、また、林業労働力の減少と高齢化が進み、保育管理が実施されない放置山林が増加しています。このような森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに、水源涵養や土砂災害防止機能の低下、河川環境の悪化や洪水の危険性の拡大、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、本町の将来に関わる大きな課題となっています。

町では森林整備計画を策定し、民有林を対象に造林、保育、間伐等の森林整備の推進、その基盤となる林道網整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興、林業機械化の促進、流通の合理化などを方向付けており、計画の着実な推進による森林整備が必要です。

さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化を図る必要があります。

【基本方針】

農用地を確保し、生産条件を整える農業生産基盤の整備、多様な担い手の育成と営農体制の整備を推進するとともに、森林の適正な管理を促進する林業生産基盤の整備、林業経営体の育成を推進し、農地や森林が持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能の維持に努めます。

また、自給型農家等の生産を含めた地産地消の仕組みづくりなど農林産物の流通・販売の強化、観光・交流事業との効果的な連携を図り、農林業の新たな付加価値の向上を促進します。

【施策体系】

1. 農林業の振興	【3-2-1】	(1) 農業生産基盤の整備	【3-2-1-1】
		(2) 担い手・農業経営組織の育成	【3-2-1-2】
		(3) 生産体制の強化	【3-2-1-3】
		(4) 林業の振興	【3-2-1-4】
		(5) 農林産物の流通・販売の強化	【3-2-1-5】
		(6) 観光・交流との連携	【3-2-1-6】

【施策】

(1) 農業生産基盤の整備

① 農業振興地域整備計画の適正な管理

- 農業振興地域整備計画の適正な管理を行います。

② 農業基盤整備の促進

- 農用地の確保や良好な生産条件を確保するため、受益者や地域ニーズに対応し、農業基盤の整備を進めます。
- 農作業の受委託や省力化の促進につながる生産条件を確保するため、農道、用排水施設など、ほ場*条件の改善を進めるとともに、農地集積を促進します。

③ 鳥獣被害対策の推進

- 集落環境の向上と農作物被害の軽減を目指し、中山間地域総合整備事業 獣害防止柵設置工事を推進します。
- 鳥獣害防除資材への補助の継続、有害鳥獣駆除隊への駆除依頼、捕獲用の箱檻の設置等を進め、農作物被害の軽減を目指します。
- 鳥獣被害対策のため、野生動物との緩衝地帯に当たる里山の整備を地域住民との協働により推進します。

(2) 担い手・農業経営組織の育成

① 担い手の育成

- 認定農業者や新規就農者をはじめとした担い手を育成するため、関係機関と連携して情報提供や技術普及などの支援を行います。

② 農作業受託組織の育成

- 農作業受委託を促進するため、農作業受託組織の育成を促進します。

③ 集落営農体制の強化

- 農地の利用調整と集積を進め、集落営農体制の強化を支援します。

④ 集団化の促進

- 集団化・作業委託・共同機械の整備など農業省力化への支援を進めます。

⑤ 生きがい型シルバー農業の振興

- 高齢農業者、休日農業者など多様な担い手を育成する支援を進めます。

⑥ 企業・NPO*等の農業参入の促進

- 農業生産組織の法人化、企業・NPO*ボランティア組織等の農業参入を啓発していきます。
- 企業の農園づくり、CSR（企業の社会的責任）活動の受け入れを推進します。

⑦ 地域おこし協力隊員の受け入れ

- 地域おこし協力隊員の受け入れを進め、新規就農者確保を進めます。

(3) 生産体制の強化

① 特産品生産をいかす農業経営の展開

- 曙大豆の枝豆生産など身延ならではの特産物生産を強化し、農作業受託・請負の円滑化、特産品の製造・販売等、農業の6次産業化*を目指し新たな農業経営を推進します。

② 環境保全型農業の促進

- 有機無農薬栽培など環境保全型農業、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。

(4) 林業の振興

① 林業生産基盤の充実

- 林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進め維持管理に努めます。

② 森林施業の合理化

- 森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

③ 林業経営体の育成

- 森林の保育管理体制を強化するため、森林組合など林業経営体の強化、担い手の育成に努めます。

④森林の適正管理

- 森林の保育管理、広葉樹林の育林を進め、森林の環境保全に努め、水源涵養をはじめ、土砂災害や河川氾濫の防止など国土保全、鳥獣被害の防止など多様な公益機能を強化します。

⑤特用林産物の生産振興

- シイタケ、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

⑥間伐材の利用促進

- 間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

⑦鳥獣の生息環境の改善

- 鳥獣による農産物被害対策の一環として、集落周辺の里山づくり、広葉樹林の拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。

⑧森林整備の活動支援

- 森林の有する多面的機能が充分発揮されるよう森林整備活動支援交付金等により森林整備を支援します。

⑨広域林道の整備

- 林業振興や観光振興に資する広域林道(県営林道)の整備を要請していきます。

(5)農林産物の流通・販売の強化

①小口農産物の流通確保

- 自給型・小規模農家が生産する少量多品種の新鮮農産物を直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みをつくります。
- 農林産物の地域内流通の推進に加えて、都市部での定期的な産地直送販売やインターネット販売など地域外販売を促進します。

②農産物加工・食への展開

- 地産地消の仕組みづくりの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などとともに、それに取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めます。

③スローフード*への取り組み

- 郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を見直し、伝統的食材・料理を通じてゆっくりとした健康な生活を楽しむ「スローフード*」への取り組みを進め、農産物の流通付加価値を高めます。

④加工分野の開拓

- 林産物や地域木材の加工分野の開拓を進めます。

⑤林産物の地産地消

- 地域木材の活用など、林産物の地産地消を促進します。

⑥環境関連ビジネスの推進

- 木材資源等バイオマス*を活用した竹炭や竹粉碎屑肥料の販路拡大、EM*等を活用した環境保全型農業生産の拡大や物産開発など地域資源循環型の環境関連ビジネスの推進に努めます。

(6)観光・交流との連携

①農業体験機能の充実

- 農工商連携による6次産業化*を進め、農業体験、教育ファーム*、企業の農園づくり、CSR（企業の社会的責任）活動や作物のオーナー制度等の充実に支援していきます。

②グリーン・エコツーリズム*の展開

- 田舎体験機能の充実、農林産物を材料にしたものづくり体験や郷土料理の提供など、身延町の特性をいかした体験プログラムの提供によるグリーン・エコツーリズム*の受け入れ事業を展開します。

③農業をいかした交流

- 都市部の住民等を対象とした貸農園の運営や作業体験、農家とともに農作業を手伝い交流するワーキングホリディ*の情報提供など団塊世代等の田舎暮らしと就農希望者等への斡旋機能を充実し、近年増加している空き家の利活用と遊休農地等の再利用を図ります。

2. 商業の振興

【現状と課題】

本町の商業（平成26年商業統計・卸売業と小売業）は、事業所数216店、従業者数769人、年間商品販売額118億9,900万円で、事業所数及び販売額は減少傾向にあります。特に、車社会などの進展に伴う商圈の拡大から、甲府都市圏の郊外型大型商業施設などへの購買力の流出が続いており、経営環境は一段と厳しさを増しています。

JR身延駅前、身延山門内に商店街が形成されており、さらに国道52号沿いの西嶋や飯富にはホームセンターやスーパー、飲食店等の商業立地が見られますが、その他の地区は商店が散在している形態となっています。

JR身延駅前にあるしょうにん通りは、身延山を訪れる観光客等を主な対象とし鎌倉時代をイメージした街路景観で統一し、住民自らまちづくりに取り組んだ事例として、高い評価を受けています。また、身延山門内の活性化ビジョン*が樹立されており、今後も、下部温泉などとともに観光と連携した魅力ある商業機能の整備が求められています。

このような中で、商工会では、ポイントカード加盟組織の拡大など町外への購買力流出への対策を推進するとともに、地域商品券の発行や観光と連携した特産品開発など、観光関連消費の拡大に取り組んでいます。しかしながら、商業事業者の高齢化が進んでおり、空き店舗が増え、活性化への課題が深刻化しています。

日常の消費生活を支える商業は、定住環境の充実において重要であり、地域における商業機能を確保するとともに、観光振興面との効果的な連携強化が必要です。また、地域商業の振興には、事業者の経営意識と改善への努力とともに、他の産業分野等との連携も含めた事業者が持つ経営ノウハウをいかした共同事業など、地域環境の変化に即した取り組みが必要です。特に、高齢化が進む中で、買い物代行サービス等の高齢者に対応する新たな事業展開、農業や観光、交流や田舎暮らし、物産等のモノづくりと販売など、商業関連の事業分野を開拓、起業できる体制を整えていくことが必要です。

【基本方針】

定住環境に不可欠な商業機能の充実を図るため、商工会等との連携による住民生活に密着した商業活動、観光や交流と連携した商業活動など、事業者の共同事業や新たな事業分野への取り組み、新たに起業する者を支援します。

【施策体系】

2. 商業の振興	【3-2-2】	(1) 事業分野の拡大	【3-2-2-1】
----------	---------	-------------	-----------

【施策】

(1) 事業分野の拡大

① 新規創業支援

- 空き店舗等を活用したチャレンジショップ*等の事業、観光関連事業の起業など、新規創業のための支援体制を整備します。

② まちづくり活動と連動する商業展開

- 乗合タクシーを活用した、買い物難民対策や、高齢者対応の宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連携する活動を支援します。

③ コミュニティ・ビジネス*の促進

- 商業者が持つ経営ノウハウをいかし、コミュニティ・ビジネス*起業への事業者の事業参画を促進します。

3. 工業の振興

【現状と課題】

本町の工業（平成26年工業統計・4人以上の事業所）は、事業所数25、従業者数696人、製造品出荷額等147億5,607万円であり、いずれも大幅に減少しています。

身延工業団地や峡南地域中核工業団地には、金属、プラスチック等の工場が立地しており、農村地域工業等導入促進法等の活用により、税制面での支援をしてきました。この企業進出により、町内雇用の場の拡大に大きな役割を果たしてきましたが、製造業における厳しい経営環境の中で合理化が進み、雇用の増加には制約が大きい現状にあります。また、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっています。

現在、製造業は、経済のグローバル化*、情報化の進展などにより世界規模での激しい競争の時代に置かれており、急速な技術革新や産業の情報化に対応するため、経営の改善、人材育成、異業種間交流などによる新たな事業展開への支援が必要です。

今後、中部横断自動車道の開通による流通の確保をはじめ、国道52号や国道300号の防災工事を進め降雨の通行規制を緩和するなど、企業進出の基盤整備の推進を図るとともに、企業誘致の積極的な推進や既存企業の育成を図り、雇用を「つなぎ」、「まもる」ことが必要です。

【基本方針】

関係機関等との連携により各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めます。また、立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めます。

【施策体系】

3. 工業の振興	【3-2-3】	(1) 地域工業の育成	【3-2-3-1】
		(2) 企業の立地促進	【3-2-3-2】

【施策】

(1) 地域工業の育成

① 経営基盤の強化

- 商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

②新規事業等への支援

- 新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学間連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

(2)企業の立地促進

①企業誘致条件の整備と環境改善

- 工業団地等への地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援に関する町法令を活用するとともに、業種要件の緩和や賃貸借方式など、柔軟な対応により立地を促進し、流通を支える道路等の基盤整備を進め、企業立地の環境整備を進めます。

②優遇税制の検討

- 優良企業の誘致を積極的に推進するための優遇税制等について検討していきます。

4. 地場産業の振興

【現状と課題】

本町には、伝統技術をいかした地場産業として、西嶋和紙や印章業などが継承されています。また、地域の生産物や資源をいかした「ゆば」や「ミネラルウォーター」の製造など、本町の風土に根ざした特色ある特産品の生産も行われています。

画仙紙*、書道紙を主とする西嶋和紙は、後継者問題や従業者の高齢化をはじめ、外国製品に押されるなど、厳しい経営環境にあります。こうした中、なかとみ和紙の里においては、博物館的店舗を目標にして日本全国の和紙 2,500 種類の販売や、地元生産業者と連携した多種類に及ぶ和紙漉き体験も行っています。今後とも、なかとみ和紙の里との効果的な連携を図るとともに、技術を伝承する後継者育成、新製品開発や調査研究、販路拡大などブランド化への取り組みが必要です。

印章業については、後継者も少なく、需要の低迷が続いており、後継者の確保とともに、特色ある製品づくりや販路の拡大を進める必要があります。

特産品についても、これまでの取り組み実績を踏まえながら、地域の資源や農林産物を効果的に活用した製品開発や販路開拓、農工商の連携による6次産業化*などの、新たな振興策を推進していく必要があります。

【基本方針】

伝統技術の継承に努めるとともに、新たな製品開発や販路開拓、観光・交流分野との連携などを強化し、地場産業の振興を図ります。

【施策体系】

4. 地場産業の振興	【3-2-4】	(1) 伝統産業の振興	【3-2-4-1】
		(2) 特産品づくりの推進	【3-2-4-2】

【施策】

(1) 伝統産業の振興

① 和紙や印章業の振興

- 各種支援制度を活用しながら、和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを支援します。
- 和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携やインターネットによる都市部への販路の拡大・開拓を促進します。
- 効果的な PR につながる篆刻体験など、伝統産業と親しむ機会を増やすなど、観光・交流の分野との連携を強めます。

(2) 特産品づくりの推進

① 地域資源の効果的な活用

- 地域で生産される農林産物を活用した物産づくりの調査・研究を進め、6次産業化*による新たな特産品開発を促進します。
- 地域資源活用促進法に基づき、特産品づくり等への取り組みを積極的に支援するとともに、コミュニティ・ビジネスなどの事業組織の設立と起業を促進します。
- 農業者を中心に、商工会や農協などがコーディネート役となり、農工商連携を推進し、あけぼの大豆の地域団体商標登録、ゆば、しいたけ、味噌などの「身延ブランド」の更なる育成・定着に努めます。

5. 観光の振興

【現状と課題】

本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きく、観光・交流客を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光や交流に関連して地域経済効果を生む仕組みづくりが課題となっています。

本町の観光は、北には西嶋和紙をテーマとしたなかとみ和紙の里のある「中富エリア」、東には世界文化遺産の構成資産、千円札のデザインである本栖湖、1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山のガイダンス館として立地している甲斐黄金村・湯之奥金山博物館のある「下部エリア」が、また、南には日蓮宗総本山身延山久遠寺がある「身延エリア」など、三つのエリアに区分できます。

観光客の動向は、身延山久遠寺への参拝・観光客は年間約120万人、下部温泉の入湯者数は年間約10万人と推定されていますが、近年の観光スタイルの変化とともに減少を続けています。

観光資源としては、身延山と下部温泉のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、なかとみ和紙の里体験施設、さらに本栖湖アクティビティ*、富士川ラフティング*、富士山の眺望を誇る山岳トレッキング*コース、町内 JR 身延線駅周辺散策コース・トレッキングコース、道の駅しもべ・下部農村文化公園、みのぶゆばの里、一色のホタルの里など多くの資源があり、それぞれに誘客イベントも実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の砂金採り体験、なかとみ和紙の里の紙漉き体験など各種体験メニューを提供しています。また、特産あけぼの大豆の枝豆オーナー制度と収穫体験、ゆばづくり、味噌づくり体験を実施するとともに、さらに都市住民との交流を通じて、農地や農業体験の場の提供など、農工商連携事業を強化しています。

こうした中、平成27年度見直しを行った「身延の観光振興ビジョン」により、短・中・長期の行動計画を定め、観光事業のマネジメント組織となるNPO*法人みのぶ観光センターによる、身延ブランド構築、人材育成など具体的な事業を展開しています。

今後、オール身延の考えのもと、みのぶ自然の里を拠点とし、観光や交流、田舎暮らし等の情報発信をさらに強化するとともに、インバウンド*対策にも目を向け資源相互の連携による観光プログラムの開発など観光の魅力を強化し、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ体制の整備に努めることが必要です。町民自らが楽しめる観光地づくりを目指しつつ、観光客誘致を促進し、雇用の維持・創造を基軸とした地域内消費の拡大による活性化に効果的に結び付けていく必要があります。

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源をいかした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践していきます。

【施策体系】

5. 観光の振興	【3-2-5】	(1)観光推進体制の強化	【3-2-5-1】
		(2)観光地の整備	【3-2-5-2】
		(3)観光プログラムの開発	【3-2-5-3】
		(4)観光事業連携の促進	【3-2-5-4】
		(5)水辺・水産資源の活用	【3-2-5-5】

【施策】

(1)観光推進体制の強化

①観光推進組織体制の整備

- 観光連盟を中心とした観光関係団体の活動を育成するとともに、観光立町を支える推進母体として、NPO*法人みのぶ観光センターをはじめとする関係団体の体制を強化します。
- みのぶ自然の里を観光推進の拠点に位置付け、豊かな自然と歴史・文化などの資源を活かした、体験型・交流型旅行を民間事業者などと連携し企画します。

②広域観光づくりの強化

- 富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・富士川町・早川町・南部町の5町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域的な連携をとり、富士川地域の広域観光コースづくりなどの連携事業を強化し、峡南地域への誘客を図ります。

③観光情報の発信

- 各種メディアやインターネットによる情報の発信、PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

④観光受け入れ体制の整備

- 体験学習において観光機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。
- 遊休施設等の利活用と各観光地との連携の観点から、修学旅行・林間学校等の教育旅行の受け入れ体制整備を推進します。

⑤外国人観光客の誘客

- 広域的連携の中で、世界文化遺産構成資産の本栖湖、2009年に開港した富士山静岡空港や中部横断自動車道の開通を視野に入れた外国人への観光PRと誘客を推進します。

(2) 観光地の整備

①観光資源の発掘・整備

- 豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに努めます。

②景観づくりの促進

- 地域拠点景観づくり事業などにより、ホタルの里、句碑の里、しだれ桜の里をはじめ特色ある里づくりの整備を進めます。

③観光基盤施設の整備

- 観光の基盤となる、観光サービス施設の整備（駐車場、トイレ、案内所等）を促進します。

(3) 観光プログラムの開発

①体験機能の整備

- 体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

②グリーン・ツーリズムの展開

- 農業体験・民泊等田舎体験機能、農地や作物のオーナー制度の提供、農林産物を材料にしたものづくり体験など、農工商が連携して6次産業化*によるグリーン・ツーリズムを展開します。

③エコツーリズム*の展開

- 本栖湖畔の豊かで多様な自然環境を中心に、都市部との交流を含めた環境講座や自然体験ツアーの開催などを通じて、エコツーリズム*プログラムを提供します。

④温泉保養プログラムづくり

- 温泉関係事業者を中心に、保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効能をいかした健康づくりプログラムの開発を進めます。

⑤国際化対応の観光地づくり

- 外国人観光客に分かりやすい観光ガイド、外国語併記のサインや案内板の整備、外国人誘客のための観光商品開発など、関係組織や町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。

(4) 観光事業連携の促進

① 観光関連商品の開発支援

- 関連事業者や団体等の連携により特産品の PR 及び販売拡大を図るとともに、地域資源を活用した郷土色豊かな個性ある新たな特産品・土産物、料理の開発を積極的に支援します。

② 関連事業者と連携した商品づくり

- ニューツーリズム*の受け入れ体制等の整備に対応し、旅行会社や鉄道事業者等との連携強化により、町内観光施設利用や宿泊を効果的に組み合わせた身延パックなど、観光商品の開発を促進します。

③ 事業おこしの支援

- NPO*等の民間活力を活用した、新しい観光プログラムの開発と観光客受け入れ組織の整備、都市部等との交流企画など、新たな観光交流関連の事業おこしを支援します。

(5) 水辺・水産資源の活用

① 水産資源の確保

- 河川・湖や水辺の環境保全を図りつつ、水産資源の確保に努めます。

② 内水面漁業組織の育成

- 富士川漁業協同組合、本栖湖漁業協同組合等の内水面漁業組織を育成します。

③ 遊魚の振興

- 観光・交流と連携した釣り等の遊魚の振興を図ります。

④ 本栖湖の活用

- 富士山世界文化遺産の構成資産である「本栖湖」の優れた環境をいかした多様なレジャー機能の整備を促進します。

第3節 起業支援と就労の場の確保

1. 新たな事業おこし

【現状と課題】

定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠となります。地域の特産品あけぼの大豆を生かした雇用創出に関しては、あけぼの大豆振興協議会が中心となり、在来種あけぼの大豆保存会、JAふじかわ、身延町商工会、身延町が共同し、ブランド化確立、生産量増加、出荷拠点整備を進める事により新規就農者の他、加工品製造従事者として就労の場の確保を行います。交通環境の変革など町の優位な条件をいかした企業等の誘致も重要ですが、企業の合理化が進む中で雇用にも制約があるとともに、我が国の経済状況からも地域外の他力に依存する対策は厳しい状況があります。

そのためには、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実を図り、それらに伴う起業と就労・雇用の方向付けを行う必要があります。また、各産業間、異業種が横断的に連携しながら、町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

平成21年度には、建設業者、商工会、身延観光センター等で設立した身延町観光振興協議会が、富士川を利用したラフティングツアーを開始し、23年度には「株式会社富士川倶楽部」として起業しています。

さらに、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよおか、NPO*法人エコクラブみのぶ、農事組合法人下部特産物食品加工組合、大島農林産物加工所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する先導的な事業体が活動しています。このような住民自らが主体性を持ち、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した事業は、生産世代はもとより高齢者、主婦などの雇用の場の創出、経済的な事業おこしに対応するものであり一層の推進を図ることが大切です。

【基本方針】

産業間連携による新規事業の開発や新たな産業創造と就労・雇用の場の創出につながる事業おこしへの積極的な支援を進めます。

【施策体系】

1. 新たな事業おこし	【3-3-1】	(1)産業間連携の促進	【3-3-1-1】
		(2)起業の促進と支援	【3-3-1-2】

【施策】

(1) 産業間連携の促進

① 事業おこし活動の推進

- 産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、JA、森林組合、農業法人、商工会など産業団体間の情報交換を支援し、産業振興や事業おこしに向けての研究開発活動を促進します。

② 産業複合型の事業化促進

- 観光体験プログラムやモノづくり事業など産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。

③ 特産品販売施設の連携

- 各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(2) 起業の促進と支援

① 新たな産業創出の研究支援

- 新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献する起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等における学習会、話し合い、ワークショップ*などを通じて、事業おこしの可能性を研究する活動を推進します。

② 起業支援の強化

- 起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、事業おこし支援など、事業おこしを推進する環境を整備します。

③ 多様な事業組織の育成

- 事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO*法人、組合、会社等の事業体など、事業を担う多様な組織形態を育成します。

2. 就労環境の充実

【現状と課題】

本町の就業者総数は 6,383 人（国勢調査・常住地による平成 22 年）で、減少を続けており、15 歳以上人口に占める就業率も、人口の高齢化を背景に低下を続けています。

農業を主とする第一次産業*就業者数（205 人、3.2%）は急激に減少を続けており、特に就業者の高齢化も進んでいます。第二次産業*（2,043 人、32.0%）や第三次産業*（4,017 人、62.9%）の就業者数は、ともに減少していますが、第二次産業*の構成比率はやや減少、第三次産業*の構成比率は拡大を続けています。

本町は古くから農林業を基幹とし、多くの参詣者が訪れる身延山と下部温泉郷等の観光地があることから商業・サービス業が発展し、さらに近年は造成した工業団地への企業誘致により、雇用の場を拡大してきました。また、町外周辺地域への通勤就労は、広域的な雇用動向にも影響されますが、甲府市と近郊地域への通勤が増えています。

本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題であり、これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。今後も、より働きやすい職場環境、福利厚生などの改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労・雇用の場の創出に取り組むことが必要です。また、中部横断自動車道の工事が進む中、中部横断自動車道 IC へ接続する町内交通網の整備など周辺地域への通勤就労の環境改善も重要な取り組みとなります。

さらに、高齢者層や退職後の就労・雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要です。また、U・J・Iターン*を促進するとともに、経験を生かす就業や起業及び定住を支援し、地域産業の担い手を育成することが重要です。

【基本方針】

関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の安定化、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

【施策体系】

2. 就労環境の充実	【3-3-2】	(1)勤労者福祉の充実	【3-3-2-1】
		(2)雇用・就労の安定	【3-3-2-2】

【施策】

(1) 勤労者福祉の充実

① 勤労者の福利厚生

- 勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、保健・福祉対策の充実や福利厚生施設の利用を促進します。

② 働きやすい職場づくり

- 商工会等との連携を図りながら、雇用労働条件の向上や安全な職場環境づくりを促進します。

③ 子育て支援の職場づくり

- 仕事と子育てが両立できる環境改善を働きかけていきます。

(2) 雇用・就労の安定

① 雇用情報の提供と技能習得の促進

- 関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能習得の促進や生涯学習での職業人実践講座の開講を進めます。

② 町内雇用の促進

- 地域での雇用・就労環境の向上を図るため、企業の経営安定化の支援を進めるとともに、中部横断自動車道の波及効果を見据えた工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めます。

③ 通勤環境の整備

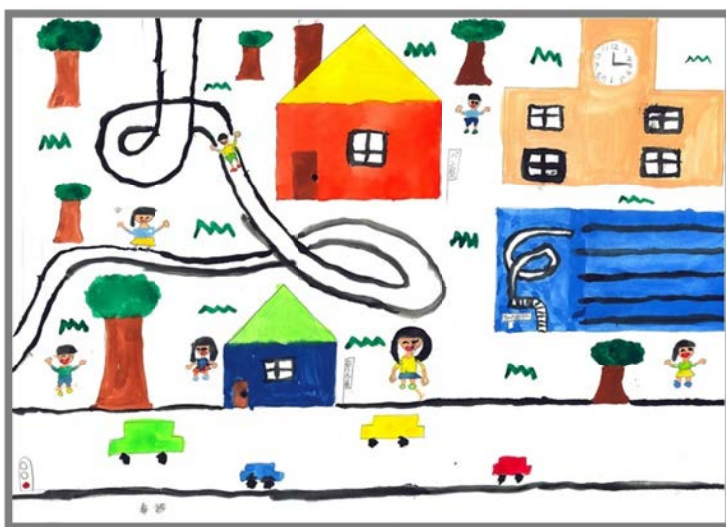
- 中部横断自動車道 IC へ接続する町内交通網の整備など周辺地域への通勤就労を利便化する環境改善に努めます。

④ 就業機会の拡充

- 高齢者や女性、U・J・Iターン*者などの経験や技術を生かしうる雇用・就労の場の拡大を促進するとともに、コミュニティ・ビジネス*等の起業を支援します。

「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



第4章 学びの人づくり

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実

【現状と課題】

本町では、町民が自主的に生涯学習に取り組むために生涯学習推進体制の充実を進めています。公民館においても少子高齢化が進み公民館活動が困難な傾向である中、自己啓発や自己充実を目指す人づくりを基本に自主自立に向け取り組んでいます。

生涯学習施設としては、身延町立図書館、中央公民館、地区公民館（中富総合会館、身延町総合文化会館）、公民館分館（下部3、中富5、身延4）、さらに集落公民館（下部50、中富28、身延38※休館・活動なしを除く）があり、また、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館等は地域の特色を活かした生涯学習の拠点となっています。

身延町立図書館では、全てのサービスの基本となる蔵書の充実に努めるとともに、読書活動推進のための各種事業の開催、地域資料のデジタル化と公開、公民館図書室や学校図書館との連携、図書館ボランティアの育成とその活動支援等を今後も継続させながら、“地域を支える情報拠点”としての機能強化をさらに図っていきます。

生涯学習事業については、各種団体が衰退する傾向のなか、自主企画講座の浸透に努めています。また、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館やなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館などの主催講座に加えて、身延山大学と公開講座も共催しています。

公民館分館事業は、各地域の特色をいかした事業を自主運営のもと進めており、地域に根付いた伝統や文化を伝承する指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成、学習情報の整備と提供などを進め、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していくことが必要です。

【基本方針】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

【施策体系】

1. 生涯学習の充実	【4-1-1】	(1)生涯学習推進体制の強化	【4-1-1-1】
		(2)学習情報の整備・提供	【4-1-1-2】
		(3)学習機能の整備	【4-1-1-3】
		(4)学習施設管理・運営の充実	【4-1-1-4】
		(5)学習活動の支援	【4-1-1-5】

【施策】

(1)生涯学習推進体制の強化

①学習指導者等の育成・支援

- 生涯学習活動の牽引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成・支援に努めます。

②学習団体への支援

- 自発的意志により学習活動している団体は生涯学習に不可欠であり、これらの団体などの自主的活動を促進するため、可能な範囲において支援を行います。

(2)学習情報の整備・提供

①学習情報の整備

- 各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化などの整備を進めます。

②学習情報の提供

- 身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人への学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3)学習機能の整備

①学習施設の機能充実

- 町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

②図書館機能の充実

- 町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、公民館図書室や学校図書館等とのネットワークの推進を図り、図書館サービスの充実に努めます。

③施設開放及び利用の利便化

- 学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用などの予約システムを導入します。

(4)学習施設管理・運営の充実

①学習施設管理体制の充実

- 公民館分館の自主運営による活動を支援し、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5)学習活動の支援

①学習機会の提供

- だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座により町民の主体性を重視した学習機会が提供できるよう努めます。また、発明クラブなど児童生徒の創造性を育む学習機会の提供に取り組んでいきます。

②地域資源をいかす学習

- 甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や文化財等の地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

③放課後学習活動の充実

- 平日における放課後の時間を利用した「放課後子ども教室」の開催に向けて、学校や放課後児童クラブ*と連携していきます。

2. スポーツの振興

【現状と課題】

本町には、体育館、グラウンド、野球場、テニスコート、弓道場、武道場など社会体育施設19施設と、学校施設（グラウンド、体育館）が各地区に点在し、各施設ごとの利用者による自主管理を基本とした管理運営体制にありますが、施設全体の管理運営面の統一が必要となっています。

体育協会専門部の競技スポーツをはじめ、スポーツ推進員の企画によるスポーツ教室、イベント開催などにより町民一人いちスポーツの普及に努めています。

また、青少年のスポーツは、スポーツ少年団9団、クラブチーム（中学生）1チームも独自の活動を展開し、団員数は減少傾向にあるものの活動は盛んに行われています。

今後も、生涯にわたってスポーツを楽しみ、生きがいづくりや健康づくり、また、住民相互の交流にいかしていくことができる環境を整えることが重要です。そのため、競技スポーツに加えて、老若男女を問わずだれもが取り組める軽スポーツの導入を進め、様々なスポーツを自由に選択できる場の提供を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成など、活動の場づくりを検討していく必要があります。さらに、指導者の確保をはじめ、体育協会専門部や各団体による教室開催などを通じたスポーツ活動への参画推進を支援していく必要があります。

【基本方針】

スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援し、生涯にわたる健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

【施策体系】

2. スポーツの振興	【4-1-2】	(1) スポーツ施設の活用	【4-1-2-1】
		(2) スポーツ指導者の育成・確保	【4-1-2-2】
		(3) スポーツ活動への支援	【4-1-2-3】

【施策】

(1) スポーツ施設の活用

① スポーツ施設等の充実

- 社会体育施設の適正な維持管理に努め、施設の管理運営の充実と効率化を図ります。

② スポーツ施設の有効利用

- 施設の有効利用と見直しを進め、多用途への活用を研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

① 指導者の育成

- スポーツ推進員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

② 指導者の確保

- 各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンク*の活用など、指導者の発掘、後継者の養成に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

① スポーツ教室の開催促進

- 生涯スポーツ振興のため各種スポーツ教室の開催を支援し、町民一人いちスポーツなどの普及を促進します。

② 競技スポーツの振興

- 体育協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③ スポーツ少年団等への支援推進

- 町内において活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。

④ 総合型地域スポーツクラブの設立・育成

- だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を支援する総合型地域スポーツクラブの設立・育成に取り組みます。

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

【現状と課題】

本町では、児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化・過小規模化が急激に進行し、学校運営や教育活動などに様々な課題が生じていることから、小中学校の適正規模・適正配置等を確立するため、平成19年5月に身延町立小中学校適正配置審議会へ諮問し、平成20年8月22日に答申されました。教育委員会では、この答申の趣旨に沿い、小中学校統合計画・前期計画及び後期計画を策定して取り組み、平成30年4月には小学校3校、中学校1校となり、計画した小中学校の統合が完了します。

この統合計画では、開校後は既存施設を利用することとしたため、老朽化する学校施設を更新する必要があります。また、学校給食施設についても、新たな学校配置や児童生徒数の変化に対応した施設の整備が必要になり、中長期的な展望に基づく学校教育環境の充実が重要な課題です。

児童生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、積極的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな心」、たくましく生きるための健康や体力「健やかな体」、知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指した学校教育内容の充実を図ることが必要です。

また、心身ともに健康な児童生徒を育成するため、命の大切さを教える取り組みや児童生徒が適切な教育相談等を受けることができる体制整備、食育の推進を含めた児童生徒の健康管理体制の充実を図ることが必要です。

明日を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、学校教育環境の充実、学校教育内容の充実、健康な児童生徒の育成が重要となります。

【基本方針】

学校施設の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めます。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、心身ともに健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てます。

【施策体系】

1. 学校教育の充実	【4-2-1】	(1)学校教育環境の整備充実	【4-2-1-1】
		(2)学校教育内容の充実	【4-2-1-2】
		(3)健康な児童生徒の育成	【4-2-1-3】

【施策】

(1) 学校教育環境の整備充実

① 適正配置の推進

- 小中学校後期統合計画に基づいた適正規模・適正配置等を推進します。

② 学校施設の整備

- 経年劣化や老朽化した学校施設の改善のため、中長期的な展望に基づいた学校施設の新築、改修を進めます。
- 学校施設は、災害発生時に地域の応急避難場所として利用される重要な役割を担うため、防災機能を備えた施設整備を図ります。
- 防災・防犯などの安全性を備えた施設環境の整備とともに、環境に配慮した施設整備を図ります。
- 教育内容の多様化や情報化の進展等に合わせ、学校施設の高機能・多機能な施設環境の整備に努めます。
- 新たな学校配置や児童生徒数の変化に対応した学校給食施設（センター方式）の整備を図ります。

③ 安全・安心な学校づくりの推進

- 自然災害への対処や不審者による犯罪、交通事故の防止等のため、通学路の安全点検、要注意個所の把握と関係者への周知徹底を図ります。
- 不審者情報、有害獣の出没情報、道路交通情報等については、保護者、地域の関係団体等の間で迅速な情報共有が行われるよう取り組みます。
- 児童生徒に危険予測及び危険回避能力を身に付けさせ、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- 学校防災計画を策定し、災害時の連絡体制など学校の危機管理体制等の充実に努めます。
- 避難所となる学校施設の円滑な運営のため、関係機関による連絡会議等を開催し、体制整備を図ります。

④ 通学支援の充実

- 各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が安全に通学できるよう通学支援の充実に努めます。
- 町営バス、乗り合いタクシー、その他の公共交通機関等を併用する効率的な通学支援の在り方について検討します。

⑤就学支援の充実

- 準要保護制度の充実と児童生徒の貧困対策を推進します。
- 給食費・補助教材費の公費負担、修学旅行費への補助、入学祝金の支給など教育費の保護者負担軽減を図ります。
- 就学奨励金制度の拡充を図ります。

⑥地域と連携する学校運営の確立

- 「学校運営協議会制度」(コミュニティスクール)*や「学校支援地域本部」など、地域と学校の協働関係の構築に努めます。
- 学校評議員制度の充実、地域の人材や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりを進めます。

(2)学校教育内容の充実

①学力の向上

- 基礎・基本の確実な理解を図り、確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。
- 学力向上のため、土曜日や長期休業等を活用し、児童生徒の学習支援を進めます。
- 中高連携による計画的継続的な教科・科目等の教育活動を通して、生徒が主体的に進路実現できることを目指します。

②教員の指導力の向上

- 教職に対する責任感、探究力、自主的に学び続ける力の向上を目指します。
- 教員の資質能力やICT*教育などの実践的指導力の向上を図ります。

③体験的地域学習の展開

- 生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実に取り組みます。
- 地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、産業等の体験学習の充実を図ります。

④現代的教育課題への対応

- 英語指導助手の活用による外国語活動や英語教育の充実を図ります。
- 情報教育、道徳教育、人権教育、福祉教育、環境教育、国際教育、防災教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

⑤高度情報化への対応と活用

- 情報活用能力の向上と情報化の進展に伴う様々な課題に対応するとともに、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。
- ICT*機器を活用した教育力の向上を図ります。

⑥特別支援教育の充実

- 特別支援教育支援員の配置により、学習障害、情緒障害など児童生徒一人ひとりの特性に向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善を目指した適切な教育的支援を進めます。
- 障害のある児童生徒への支援については、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等必要な措置を講じます。
- 障害のある児童生徒への一貫した支援を行うため、関係機関の連携を図ります。

⑦異校種間連携の強化

- 保育所（園）、小学校、中学校、高校等の連携を強化し、情報等の共有をより緊密にし、きめ細かい就学指導体制の確立に努めます。

(3)健康な児童生徒の育成

①生きる力の育成といのちの大切さを教える取り組み

- 児童生徒一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を養うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実と、社会人・職業人としての資質や意識の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりといのちを大切にすることを児童生徒の育成に努めます。

②相談体制の充実

- いじめや不登校への早期対応、様々な悩みを抱える児童生徒など、教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*等の外部専門家の活用など、教育相談体制の整備を図ります。
- いじめ、体罰などの問題行動の実態把握に努めるとともに、未然防止策の充実を図ります。
- 経済的支援を必要とする児童生徒に対し、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

③健康管理体制の充実

- 学校保健に係る教員の資質・能力の向上を図るとともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの協力を得ながら体系的な保健教育を推進します。
- 学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を充実します。

④食育の推進

- 地産地消の推進、安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実と衛生管理の徹底を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を図り、子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。
- 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。

2. 青少年の育成

【現状と課題】

家庭及び地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる中、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

青少年育成身延町民会議では、町民総参加のもと、総会や子ども・若者育成支援身延町推進大会などを通じて町民意識の高揚を図り、地域活動への参画や町内の小学生交流事業にも取り組んでいます。また、地区公民館では親子活動や地域の特色ある事業を主体的に進めています。

少子化が進む中で、育成会・子どもクラブ活動が困難になってきている状況もあり、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ*活動との一体化などを検討する必要があります。

さらに、本町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用していくことが必要です。

今後も青少年の非行防止活動や相談体制の充実、親子での地域活動への参画、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

【基本方針】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育て育むため、ボランティア活動など地域や事業者と連携した活動を促進し、青少年の社会参画を進めます。

【施策体系】

2. 青少年の育成	【4-2-2】	(1) 青少年育成推進体制の強化	【4-2-2-1】
		(2) 青少年育成活動の推進	【4-2-2-2】

【施策】

(1) 青少年育成推進体制の強化

① 青少年育成組織の強化

- 家庭・地域・学校等の連携、子育て支援対策との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

② 相談体制の充実

- 小中学校、高校との情報共有、認定カウンセラーによる相談会など青少年相談体制を充実し、問題の早期発見、対応に努めます。

③ 青少年育成団体の活性化

- 青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどの団体への支援に取り組んでいきます。

(2) 青少年育成活動の推進

① 社会参画・交流機会の拡充

- 育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参画を促進します。また、コミュニティ*活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族と一緒に参加する活動を促進します。

② 地域環境の浄化

- 有害な環境の浄化活動、声かけ運動、見守り隊など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

③ 体験活動の拡充

- 本町の多様な自然や歴史文化資源等の活用を図りながら、野外活動の体験やリーダー講習等を通じ、青少年期における体験活動の充実を図ります。

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開

【現状と課題】

本町では、身延町総合文化会館が文化事業の中核拠点となっており、音楽や演劇等の公演、映画上映会などを主催するほか、各種大会や講演会、発表会などの貸館事業を行っており、身延町総合文化祭芸能発表会の会場としても活用されています。また、各地域の文化活動の拠点としては、地区公民館が利用されています。

郷土の歴史文化を継承するなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは、企画展や文化講座、体験学習イベントなどの文化事業を実施しています。

今後も、こうした文化施設については、地域のニーズに対応するとともに、独自性と継続性のある運営を図るため、文化事業を支えるサポーター及びボランティアスタッフ体制、施設管理・運営の在り方等を検証し、改善を図っていきます。これまでも、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化協会の活動を支援し、文化祭や展示会の開催など文化活動への町民参加と文化交流に努め、住民の自主的な活動を強化し地域活性化を促進してきました。

今後は、心の豊さを求める志向が一層高まる中で、町民がより充実した文化芸術を楽しめる機会や場づくりを進め、町内外の交流を深めていくことが必要です。今後とも文化団体の自主活動や指導者の育成に努めるとともに、多様な文化情報の提供や文化施設相互の情報ネットワーク化を推進します。

【基本方針】

芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画を促し、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

【施策体系】

1. 文化活動の展開	【4-3-1】	(1)文化振興体制の充実	【4-3-1-1】
		(2)芸術文化活動の推進	【4-3-1-2】

【施策】

(1)文化振興体制の充実

①活動団体の支援

- 身延町文化協会及び各種文化団体のグループ相互の交流、指導者の養成など、活動団体の活性化を図ります。

②文化施設の管理体制等強化

- 文化施設の管理及び機能充実について、指定管理者制度導入の検討も含め管理運営体制の強化と効率化を進めます。

③文化による情報発信

- 観光や交流事業等と連携し、文化イベントを企画してその情報を発信します。

(2)芸術文化活動の推進

①鑑賞・発表機会の充実

- 優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。

②文化事業の推進

- 文化団体や総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館等の自主事業を推進します。

③文化芸術サポーターの育成

- 芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるサポーター及びボランティアスタッフを育成します。

④地域文化活動の支援

- 文化活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

2. 歴史と文化遺産の継承

【現状と課題】

本町は、甲斐と駿河を結ぶ身延道（河内路・駿州往還）の中心として古くより開け、13の国指定文化財をはじめ多くの歴史文化遺産に恵まれた特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。

身延山久遠寺は日蓮宗の総本山として 多くの人々の信仰を集め、年間を通じて全国各地から数多くの参拝者や観光客などが訪れています。身延山には、古来からの伝統行事をはじめ身延山宝物館の文化財、日蓮聖人草庵*跡、総門、三門等の建築物、周辺の宿坊*・古刹*など、貴重な歴史文化遺産が継承されています。また、身延山はしだれ桜の名所であり、復元された五重塔やゆばに代表される精進料理なども含め、国際的な歴史文化遺産としての価値を有しています。

このほかに、国指定史跡である中山金山遺跡*は、戦国時代の鉱山技術を伝える貴重な遺跡です。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館では、その出土品や歴史事実を紹介するとともに、中山金山を含めた湯之奥三金山の構成史跡である茅小屋金山、内山金山の追加指定を視野に調査及び情報収集を進めるほか、金山史研究書の刊行、企画展や公開講座、研究発表会などを開催しており、本町の歴史文化を発信する拠点として全国的にも高い評価を受けています。また、砂金採り体験やイベントの開催など、特色ある観光拠点にもなっています。

武田信玄公の時代から脈々と伝わる西嶋和紙の活性化拠点であるなかとみ和紙の里は、紙漉き体験施設において各地の小中学生の卒業証書づくりなどが行われています。今後も伝統技法を受け継ぐため後継者育成に努めるとともに、観光・交流との連携強化など、更なる利用促進が必要です。

これらのほか、本遠寺*、門西家住宅*、旧市川家住宅*などの建造物、寺社が所蔵する美術工芸品、南部氏や穴山氏の史跡、富士山世界文化遺産の構成資産である本栖湖、オハツキイチョウやブッポウソウ繁殖地に代表される天然記念物、西島の神楽、下山甚匂などの無形民俗文化財と多様な文化財を保有しています。また、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館があり、さらに下山大工の建築物など本町を彩る歴史文化資源があります。

これらの多様な歴史文化、自然遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。また、観光・交流の振興への活用を進め、本町が歩んできた歴史文化や豊かな自然を感じることができるまちづくりへの取り組みを進めます。

【基本方針】

本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

【施策体系】

2. 歴史と文化遺産の継承	【4-3-2】	(1)文化財の保護と活用	【4-3-2-1】
		(2)地域文化の継承と育成	【4-3-2-2】

【施策】

(1)文化財の保護と活用

①文化財調査・保護活動の促進

- 歴史文化、自然遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

②文化財等の活用

- 文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム*機能整備の一環となるウォーキングコースづくりを進めます。また、町が誇る歴史文化の情報発信により誘客を図ります。

③専門的人材の確保

- 文化財保護等の専門的人材の確保や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

(2)地域文化の継承と育成

①郷土芸能等の伝承

- 郷土芸能や伝統技術等の伝承のため記録を保存し、継承事業を支援します。

②伝統文化の掘り起こし

- 地域コミュニティ*活動と連携した伝統行事など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③文化をいかした地域づくり

- 本町の歴史文化、自然遺産を活用する学習教室などの開催、県内の博物館等と連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

④人材の育成

- 身延歴史文化ガイドなどの人材育成を図り、郷土学習や観光面への活用を促進します。

⑤ 歴史文化資料の蓄積・情報提供

- 古文書や遺物などの歴史文化史料のデジタル化及びウェブサイト等による情報提供と、研究成果の公開を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- 民具など民俗資料の収集を進めながら、展示・保存方法を検討していきます。

「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



第5章 協働のまちづくり

第1節 住民が主体となる

1. 男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会」です。

本町では、「みのぶヒューマンプラン」（男女共同参画プラン）を定め、男女共同参画社会の行動目標を定めています。

今後も様々な機会を捉え、男女共同参画社会を実現するための基本理念「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等への立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の環境づくりを進めることが重要です。

また、各種行政委員への女性の登用を推進し、きめ細やかな感性と実行力を活かしていくことが大切です。

【基本方針】

男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、意識改革を進めるとともに推進体制を整備し、女性の力が発揮される場づくりと活動を促進します。

【施策体系】

1. 男女共同参画	【5-1-1】	(1)男女共同参画社会の推進	【5-1-1-1】
-----------	---------	----------------	-----------

【施策】

(1) 男女共同参画社会の推進

① 推進体制の整備

- 「みのぶヒューマンプラン」（男女共同参画プラン）の実践を推進するため、町民による推進委員会を設置し、総合的な施策を進めます。

②意識改革への啓発

- 講演会やフォーラム*等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識の是正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。
- 生涯学習や公民館活動、学校教育における男女平等教育を推進します。
- 現在社会問題となっているDV*（ドメスティックバイオレンス）に関する情報を提供し、DV*への認識を高めます。

③女性の参画の場の拡大

- コミュニティ*活動などへの女性の参画を促進するとともに、政策決定の場への参画、各種審議会等への女性の登用を進め、男女共同参画を促進します。

④就労環境の整備

- 就労のための条件整備、女性の多様な働き方への支援を進め、男性の育児休暇の取得しやすい環境づくりなど、男女が共に助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。
- 「身延町子ども・子育て支援事業計画（みのぶ 子ども・子育て応援プラン）」に基づき、男女が平等に仕事を続けられるための子育て環境、保育サービス、学童保育などの充実を図ります。

2. 住民と行政の情報交流

【現状と課題】

住民自治の強化と地域協働のまちづくりを進めるためには、住民のまちづくりへの関心を高めるとともに、住民と行政相互の情報の交流・共有が不可欠です。情報の交流・共有とは、行政運営や施策事業についての住民への様々な情報提供を進めながら、住民の意向やニーズを把握し、まちづくり施策に反映することであり、住民と行政双方が地域課題の解決に向けて共に考え、意見を交わし合う仕組みを円滑に進めていくための基礎となるものです。

本町では、町広報誌や議会広報、防災行政無線を活用した放送を行い、ホームページについては災害時、専用サイトに切り替わる機能により、災害時に必要な情報の発信をわかりやすく伝えることが可能となりました。さらに、ホームページやSNS*などにより様々な行政情報を提供しており、ホームページには町広報誌や議会広報をデータ化したものも毎月載せています。近い将来さらなるデータ通信端末の普及、活用が見込まれる中、現在、紙媒体にて住民に提供されている町広報誌や、回覧物をデータ化し、各世帯において閲覧していただくような環境づくりがどの程度まで可能なのか、模索、検討し、町民への情報提供の一層の充実を図っていく必要があります。

各種の事業実施にあたって関係住民との意見交換の場を設けています。その他、審議会等の各種の諮問審議機関があり、事案に応じて開催しています。今後は、住民自治の強化や地域協働のまちづくり推進に効果的で、多くの町民参画が得られる多様な方法を検討していく必要があります。

本町では、「身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例」に基づき、情報の公開を実施しています。行政からの説明責任を果たし、透明性と信頼関係を確保するために、今後も適正に情報公開していくことが求められており、文書管理の徹底など公開体制を整えていく必要があります。

今後とも、住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる、双方向型の情報交流の仕組みを充実していく必要があります。

【基本方針】

多様な手法による広報・広聴活動を推進するとともに、適正な情報公開を実施し、行政の透明性を高め、町民との信頼関係を築いていきます。

【施策体系】

2. 住民と行政との情報 交流	【5-1-2】	(1) 広報・広聴の充実	【5-1-2-1】
		(2) 情報公開の推進	【5-1-2-2】

【施策】

(1) 広報・広聴の充実

① 広報媒体の充実

- 住民と行政の情報の共有化を強めるため、地域情報化の推進と連携した広報誌や議会広報誌、ホームページなど引き続き広報媒体の充実に努めます。
- データ情報端末を最大限利用した町からの情報提供がどの程度可能か検討していきます。

② 双方向型の情報交流

- 住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる双方向型の情報交流の場として、意見交換の場の充実や住民からの要望にこたえる出前講座の実施を進めます。

③ パブリックコメント*制度の推進

- 町政の重要な計画や条例等の素案等を公表し、町民意見を公募し、政策等立案に反映させるパブリックコメント*制度を推進します。

④ ワークショップ*の開催

- 地域課題をテーマとする町民参画のワークショップ*の開催を進め、提言を施策に反映していきます。

(2) 情報公開の推進

① 文書等行政資料管理の強化

- 各種文書、各種の統計データなど、行政文書資料の収集管理体制の強化や文書管理システムの構築により、的確で迅速な情報公開に努めます。

② 制度の適正な運用

- 町情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用に努めます。

3. 地域協働のまちづくり

【現状と課題】

地域協働は、まちづくりに大切な目標である「福祉の充実、安心な暮らし、環境の保全、雇用の場の確保、将来を担う人財、文化の継承、教育の充実」などを達成するために町民や地域組織、各種団体、行政などの組織等が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力または、それぞれの役割を担い合い、相乗効果による大きな成果を上げる取り組みです。

これからは、行政主導によるまちづくりから住民主導のまちづくりに転換し、地方創生に向けて地方の自主性・自立性による取り組みを進め、「自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていく」ことが求められています。地域の発展のためには、町の将来のビジョンを行政と町民が共有し、それぞれの役割と責任を担いながら連携し協働のまちづくりに取り組むことが必要になります。

本町では住民の自主的な活動を促進するため、平成17年度から「身延町まちづくり推進事業」を創出し、地域の創意、工夫に基づいた快適な生活環境の実現や地域経済の活性化のための事業の実施など、活力ある住みよい地域づくりに資する諸活動を推進するグループの育成と、事業を支援し、地域ぐるみのまちづくり、むらおこしの気運を醸成することを目的とした取り組みを進めています。また、町民自治の充実と町民主体のまちづくりの推進を図り、夢と希望に満ちた身延町を創ること、地域協働のまちづくりを推進するための町民活動、団体等の組織化や活動の自主運営化などを推進しています。

今後も、住民自治意識の高揚とまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、課題の解消に向けて、行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを進め、住民主体の活動に対する支援を充実していくことが必要です。

【基本方針】

行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりと住民主導のまちづくり活動を進めていくため、住民自治意識の高揚を図りながら、まちづくりを支える人材や公共的なサービスを担う多様な主体を育成するほか、主体的な活動を支援します。

【施策体系】

3.地域協働のまちづくり	【5-1-3】	(1)地域協働まちづくりの仕組みづくりと展開	【5-1-3-1】
		(2)町民の自主的なまちづくり	【5-1-3-2】
		(3)まちを元気にできる人財の育成	【5-1-3-3】

【施策】

(1) 地域協働まちづくりの仕組みづくりと展開

① 地域協働まちづくり指針の策定

- 住民自治と地域協働のまちづくりの仕組みを強化するため、「住民自治と地域協働のまちづくりの手引き」の作成を進め、協働の手法や支援制度について町民に案内します。

② 協働意識の高揚と活動組織の育成

- 生涯学習と連携したまちづくり研修会、出前講座やフォーラム*の開催などを通じて、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人財育成を進めます。

また、公共的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO*、民間事業所など多様な主体の育成と支援を進め、地域の活性化に向けたまちづくりを行うコミュニティ*組織や各種団体、活動グループ等の人財育成、相互の情報交流、活動資金調達等への助言など町民活動への支援を図ります。

③ 住民参画促進

- 地域課題の解決に向けた対策と地域協働の活動などについて、町民と行政相互が交流しながら、共に考える機会を充実し、まちづくり事業等の企画立案、実施の過程において、町民の事務事業への参画を促進します。

(2) 町民の自主的なまちづくり

① 地域協働を促進する事業の拡充

- 自主的なまちづくり活動を助成するまちづくり推進事業や地域協働を促進する事業を支援します。

② まちづくり自主活動の支援

- 地域の創意、工夫に基づいた快適な生活の実現、地域経済の活性化のための事業など、地域課題の解消に継続的に取り組むまちづくり活動を積極的に支援します。

③ 効果向上に向けた民間委託の推進

- 民間の専門的な技術の情報や手法を取り入れてより良い効果を上げるため、NPO*、企業などの多様な主体へ、指定管理者制度や業務委託等による施設管理、各種事務等の業務委託を進めます。

(3) まちを元気にできる人財の育成

① 地元高校と大学との連携事業を支援

- 地元高校と大学とが連携して行う調査研究会への参加や、「まちづくり」関連施策等の提言を町へ行える様な、地域を担う人財の育成に対し支援します。

②高校生との意見交換会を開催

- 地元在住の高校生とまちづくり等をテーマに町と意見交換をする機会を設け、住んでいる町への関心を高め、地域の将来を担う人財を育成します。

③人財育成カリキュラムの実施

- 若い人が積極的に地域を考え行動できる組織づくりを通じ、町を元気にできる人財の育成に取り組みます。

第2節 多様な交流の力を活かす

1. 町内外の交流の展開

【現状と課題】

本町では、各種イベントを通じて住民や各種団体の交流と相互理解を促進することに努めてきました。少子高齢化が進む本町においては、町民や各種団体などが多様に交流する機会と場を充実し、相互の親睦を図り、町民の一体感を醸成し、町民の力、互助の意識を結集していく必要があります。

町外との交流は、平成20年度に鴨川市と姉妹都市協定を結んでおり、教育・文化・産業等の交流を継続してきました。また、かつてこの地を治め、やがて東北の地に移り住み南部藩を興した南部氏とのゆかりから、青森、岩手、山梨3県の関係9市町で平成・南部藩として交流を通したまちづくりも行われてきました。

林道豊岡梅ヶ島線で繋がる静岡県静岡市とは、地元住民を中心とした実行委員会によるイベント開催を通じて地域おこしと交流を続けています。

今後は、これまでの交流を見直しながら、交流目的を明確化し、まちづくりに有効な交流を進め、交流地域相互の活性化に結び付けていく必要があります。

本町は身延山や下部温泉などに多くの観光客が訪れる観光のまちであり、観光客との様々な交流もなされています。地域住民自らの工夫による都市住民との交流活動を推進しているグループもありますが、さらに交流を力にする地域活性化への取り組みが必要です。

また、平成28年度にスタートしたしだれ桜の里づくり事業では、広くPRを行わない事業賛同者を募り、ネームプレート・施設利用サービス券を販売して身延町へ足を運んでいただくきっかけをつくり観光交流を深める取り組みを進めています。

このような多様な交流を通じて、町民の結集力に町外の人々の力を加えて、まちづくりを推進する力を増強していくことが重要です。特に、交流の展開は、観光振興につながり、地域を訪れる人々を拡大し、観光関連事業の振興、域内消費の拡大につながります。また、交流を通じて本町を広くPR・情報発信することができるとともに、地場製品の販路拡大や田舎暮らしを求める人々の定住も期待できます。

【基本方針】

町民相互の交流と相互理解を深め、一体感を醸成するとともに、本町の特性をいかして地域活性化に効果的な多様な地域間交流活動を進め、まちづくりを応援してくれるパートナーを増やしていくなど、交流を力にするまちづくりを強化します。

【施策体系】

1. 町内外の交流の展開	【5-2-1】	(1)町民相互の交流の推進	【5-2-1-1】
		(2)町外との交流活動の推進	【5-2-1-2】
		(3)町内外への情報発信の強化	【5-2-1-3】

【施策】

(1)町民相互の交流の推進

①町民の一体感の醸成

- 町民相互の親睦と融和・互助を図るため、町民交流イベントの開催、各種団体等の交流と相互理解を深める機会を拡大し、町民の一体感の醸成に努めます。

また、各地区の様々な地域活動の紹介など情報提供を強化することにより我が町を知る機会を充実し、相互の理解を深めます。

(2)町外との交流活動の推進

①町の資源をいかした交流の推進

- 身延ふるさと便や枝豆収穫体験、しだれ桜の里づくり事業などを通じた交流事業を推進するとともに、町出身者との交流を深める機会を充実します。

②自主的な交流活動の促進

- 空き家や遊休農地の活用につながる交流活動など、地域活性化に取り組む住民の自主的な交流活動を促進し、支援します。

③姉妹都市交流等の推進

- 平成20年度に締結した千葉県鴨川市との姉妹都市協定に基づき、市町相互の活性化やまちづくりに有効な交流を推進します。

また、豊岡地区に隣接し、林道豊岡梅ヶ島線で繋がる静岡県静岡市とは、地元住民を中心とした実行委員会によるイベントを通じた交流の継続を推進し、青森、岩手、山梨3県の関係9市町で構成する平成・南部藩は、小学生の宿泊交流や町長・市町が他市町を訪れる国替えを通じた交流から見聞を広めまちづくりにいかします。

(3) 町内外への情報発信の強化

① 様々な機関や媒体の活用

- 田舎暮らしやふるさと志向に対応する全国的な組織と連携した情報提供、観光情報の発信との連携など、様々な機関や媒体を活用した情報提供を進め、町からの情報発信機能を強化し、効果的なイメージアップ、PRを進めます。

② リアルタイムな情報発信

- 地域ポータルサイトの創設と連携し、ホームページやブログ(身延 Life)等で各種の情報発信を行うと共に、町内ブロガーの参画を得て、身延町からのリアルタイムな情報発信を強化します。

③ 町内観光関連施設との連携

- 「なかとみ和紙の里」、「甲斐黄金村・湯之奥金山博物館」、「道の駅しもべ」、「ゆばの里」などの観光関連施設と連携し、来訪者に情報提供していきます。

2. 国際交流の展開

【現状と課題】

本町では、外国人による小中学生への英語学習に力をいれるとともに、保育所等での英会話に親しむ時間を設けています。

今後とも、学校における国際理解や英語教育、国際交流機会の充実を図り、保育所等で英語にふれる機会を設けるとともに、町民対象の英語講座の開講など、広く外国人と町民との交流機会を拡大していく必要があります。

近年、本町にも外国人観光客が見られるとともに、工業団地従業員等の外国人登録者もあり、国際理解を深めながら、国際化に対応したまちづくりを強めていくことが必要です。

また、ICT*社会、グローバル化が進行しています。小中学校において、タブレットを使用した学習の取り組みをはじめましたが、若い世代からグローバル社会に対応できる感性を身に付けていくことは重要です。

【基本方針】

国際理解を深めるとともに、海外との交流、来訪する外国人、在住する外国人との交流を進めるとともに、国際化・グローバル化に対応した地域環境を整備します。

【施策体系】

2. 国際交流の展開	【5-2-2】	(1)国際交流の推進	【5-2-2-1】
		(2)国際化対応の地域環境の整備	【5-2-2-2】

【施策】

(1) 国際交流の推進

① 国際化の啓発

町民に広く国際化・グローバル化を啓発し、国際的・世界規模な視野と知識を広げるため、生涯学習と連携した講座の開設を進めます。

② 国際交流活動組織の育成支援

■ 国際交流を推進するため、住民主体の国際交流組織の育成支援を進めます。

③交流機会の確保

- 本町には、日本文化を代表する資源として、身延山・下部温泉・西嶋和紙などの魅力に触れることができます。久遠寺参拝、宿坊*の利用、温泉入浴、砂金採り、紙漉き体験や、四季を通じた豊かな自然をいかし、交流活動に活かします。

④英語教育の充実

- 学校教育における国際理解・英語教育の充実を図ります。
- 保育所等において英語に親しむ時間を設け充実します。

(2)国際化対応の地域環境の整備

①外国人が暮らしやすい環境整備

- 町内に在住する外国人対応の行政サービスの在り方を検討し、暮らしやすい環境整備に努めていきます。
- 在住外国人と町民の交流機会を充実します。

3. 定住の促進

【現状と課題】

本町は、高齢化と少子化が進む過疎の地域構造下であり、今後も人口の減少は避けられない状況が見通されます。このような中、様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要です。

そのためには先ず、町内の若者が結婚相手を見つけ、結婚し家庭を築くことが大切です。また、定住できる環境整備、特に若者定住を拡大する住宅建設・宅地供給や子育て世代への医療・教育環境の整備と支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境への着実な改善、そして、地域産業の振興と新たな事業おこしの促進による就労・雇用の場の拡大が必要です。さらに、周辺地域への通勤就労環境の整備による雇用・就労の場の創出など、住みたい人が住み続けられるための定住環境の様々な改善を重点的に進めなければなりません。

また、空き家や分譲地、空き公共施設、遊休農地等に移住に結びつける基盤として豊かな自然と観光資源を武器に、田舎暮らし（身延町暮らし）の情報提供を強化するとともに、移住者の受け入れ環境を整えていくことが必要です。

【基本方針】

定住人口を確保するため、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、住みたい人が住み続けられるよう定住環境の改善に重点的に取り組みます。また、U・J・Iターン*を促進し、居住・定住者を増やします。

【施策体系】

3. 定住の促進	【5-2-3】	(1)様々な分野での定住促進対策の推進	【5-2-3-1】
		(2)U・J・Iターン*の促進	【5-2-3-2】
		(3)受け入れ環境の整備	【5-2-3-3】

【施策】

(1)様々な分野での定住促進対策の推進

①暮らしの環境改善の重点

- 産婦人科、小児科の整備検討、子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めます。
- 若者向け住宅の建設・宅地供給など、若者層が住み続けられる環境改善を進めます。

- 住宅改築や持ち家確保等への支援、特に若者世帯向け低価格住宅など定住促進に向けた新たな優遇・支援策の検討を進めます。
- 福祉と生活支援、生きがい対策など、高齢者が安心して暮らせる環境改善を進めます。
- 町内結婚適齢期の若者に生涯の伴侶を見つけてもらうため、出会いの場の提供を進めます。
- 山間集落の町民が協同して生活し、交流できる場を提供する「身延町版 C C R C *」の検討を進めます。
- 将来にわたり持続的に暮らせる地域づくり「小さな拠点」づくりについて検討します。

②就労・雇用の創出の重点

- 農業・林業、商工業、観光関連業の従事者の主体的な振興策への取り組みを促進し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の改善を進めます。
- 中部横断自動車道の早期完成を目指すと共に、幹線道路の雨量規制の着実な改善を促進し、周辺地域への通勤就労環境の整備を進めます。

(2) U・J・I ターン*の促進

① U・J・I ターンに関する情報提供

- 田舎暮らしを求める志向の高まりに対応し、本町を訪れる交流企画の実施や全国的な情報提供機関と連携して、U・J・I ターン*希望者に対する住まい情報、求人情報など、定住に関する情報提供を強化します。

(3) 受け入れ環境の整備

① 定住者への支援

- 空き家の利活用を含めた住宅、町内での雇用・就労情報の提供など、定住への多面的な支援を検討しながら、定住の促進に努めます。

② 地域おこし協力隊の活用

- 都市から地方へ生活の拠点を移した者が一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等や農業への従事などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」の活用を推進します。

第3節 行財政改革を進める

1. 行政運営の効率化

【現状と課題】

本町における行政運営の現状は少子高齢化による人口減少が著しく、同時に地方分権型社会の進展等々、行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後の行政運営を考える上での課題として「職員の行動改革」、「町民自治の充実」を基本とし、「人事評価制度」、「行政評価制度」、「事務事業の整理合理化」、「情報公開の推進」など評価と検討、公表、再評価等々を繰り返し、透明性の高い行政運営に心がけながら、「町民と協働のまちづくり」実現に向けて、行政運営の改革に積極的に取り組む必要があります。

【基本方針】

職員の行動改革、町民自治の充実を図り、限られた財源と人材を有効に活用し、新たな行政課題に柔軟に対応し得る、小さくて効率的な役場経営を目指します。

【施策体系】

1. 行政運営の効率化	【5-3-1】	(1)行政組織と人事管理の適正化	【5-3-1-1】
		(2)行政事務の改善	【5-3-1-2】

【施策】

(1) 行政組織と人事管理の適正化

① 行政組織・機構の改善

- 事務事業の見直しを進めるとともに、定員適正化計画に連動した、また、その時代において最も望ましい組織・機構の編成に努めます。

② 本庁と支所の在り方の検討

- 本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、それに伴う組織体制などについての検討を進めます。

③ 職員の育成

- 人材育成基本方針に基づき計画的、積極的に職員研修を推進し、職員の行動改革を推進するとともに、地方分権型社会に対応できる能力と資質を持った職員また、町民の視点で発想のできる職員の育成に努めます。

④職員の人事諸制度の充実

- 職員の持つ多様な能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的、継続的に把握・評価する人事評価制度を確立します。
- 人材育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置など、効率的な人事異動を実施します。

(2)行政事務の改善

①行政評価制度の導入と事務事業の見直し

- 予算編成、政策形成に連動するPDCAサイクル*を行う行政評価制度を一層推進します。
- 行政評価制度の活用などにより、必要性・優先性・効率性など町民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の継続的な見直しを進め、事務事業の整理合理化を図ります。

②民間活力の導入

- 公的なサービスを担う力を備えた民間事業者などの育成を進めながら、民間で行った方が効率的に出来る業務については、積極的に民間に任せていきます。

③適正積極的な情報公開と情報の共有化

- 町民との信頼関係を深めるため、より多くの情報を適正に公開し、透明性の高い役場を目指すとともに、情報の共有化を図り、町民の要求を適確に把握し町民参加型のまちづくりを推進します。

④経営意識と経営能力の向上

- 事務・事業は、短期的な成果目標を設定し、単に事務・事業を続けることが目的にならないよう目標実現への課題解決に向けて、最小の経費で最大の成果を生み出していくことが求められ、職員にも経営意識と経営能力が求められています。そのため経営意識と経営能力の向上を図りつつ、目的指向・成果重視の役場経営を進めます。

2. 財政運営の健全化

【現状と課題】

本町の財政における歳入の状況は、自主財源である町税等の地方税が減少し、地方交付税に大きく依存しています。その依存財源である地方交付税も、合併算定替えの段階的縮減や本町の人口減少などの要因もあり年々減少傾向に推移していることから、今後の財源確保による財政の安定化は本町の課題となっています。

特に、歳入の中で増加を見込む要因が少ない状況において、歳出では、将来における義務的経費の増加も見込まれ、財政構造全体の硬直化が更に加速していくことが懸念されています。

このような本町財政状況を勘案すると、自主財源確保が難しい状況においては、更なる町税収入などの財源確保対策、優先順位による事業の重点化や事業の見直しを着実に進める一方、過疎対策事業債、合併特例事業債等の有効活用、補助事業の積極的活用によって諸事業を進めるとともに、併せて、事務の効率化や人件費の抑制などによる経費の削減、受益者負担の適正化などを図り、これまで同様に財政の健全化に努める必要があります。

今後は国の経済財政運営の動向を注視しつつ、より自主・自立した財政運営を目指し、さらに多様化、高度化する行政需要に対応するためには、行財政改革を着実に進め、地方再生を目指し、各種交付金等の積極的活用により、財政指標の適正化を基軸とした新たな諸課題に対応した柔軟な財政運営への取り組みが必要です。

【基本方針】

自主財源確保に努め、財政基盤の安定化を図る一方、事務事業の整理合理化、財産管理や受益者負担の適正化を進め、財政運営の健全化を図ります。

【施策体系】

2. 財政運営の健全化	【5-3-2】	(1) 財政基盤の安定化の推進	【5-3-2-1】
		(2) 財政運営の適正化の推進	【5-3-2-2】
		(3) 町税の公正・公平な賦課徴収	【5-3-2-3】

【施策】

(1) 財政基盤の安定化の推進

① 財源の確保

- 総合計画を中心とした各種計画により重点施策・事業を展開していくため、各種財源の確保に努めます。
- 町税等の収納率向上を進め、更なる自主財源確保に努めます。
- 国・県交付金、地方交付税措置のある地方債及び基金などの有効活用により、課題に対応できる弾力性のある財政運営に努めます。

② 経費の節減

- 事務事業の整理合理化、職員の定員管理を進めるとともに、公共施設の有効活用を進め、経費の節減に努めます。

③ 受益者負担の適正化

- 事業の公共性や政策的側面を考慮しながら、受益と費用負担のバランスを検討し、受益者負担の適正化に努めます。

(2) 財政運営の適正化の推進

① 予算編成、予算執行の適正化

- 公会計制度の導入により予算編成及び予算執行について細分化し、事業の効果測定と伴に実施計画、予算が連動した事業の重点化を図り、資産活用を含め適正な財政運営に努めます。

② 資産等の今後の在り方を検討

- 本町が所有する公共施設について、総合計画を基軸とした将来に向けた活用策などを老朽化状況並びに財政状況などを勘案し、資産更新の有無を判断すると共に、併せて現存する基金の状況を精査し、公共施設を含めた資産等の今後の在り方について検討をします。

③ 公営企業等の経営改善

- 水道、下水道事業及び広域行政組合等の経営状況を把握しつつ分析を行うとともに、経営計画を策定し、採算性を重視した経営改善や経営健全化に向けての取り組みを推進します。

④ 財政情報の提供

- 町民に分かりやすい財政状況の情報提供や予算、決算などを公表し、情報公開に努めます。

(3) 町税の公正・公平な賦課徴収

① 公正・公平な徴収、納税の推進

- 税のしくみについて、分かりやすい啓発に努めます。
- 迅速、適格な滞納整理を推進します。
- 口座振替等の普及拡大に努めます。

② 効率的な事務処理

- 計算センターを通じた電算処理システムの充実を検討します。

3. 広域連携の推進

【現状と課題】

本町は、市川三郷町、富士川町、早川町、南部町とともに峡南広域行政組合を組織し、消防本部、計算センター、特別養護老人ホーム*・養護老人ホーム*を共同で運営しており、また、情報ネットワーク構築、観光情報の発信など峡南圏域の振興に関わる広域事業を実施しています。さらに、市川三郷町（旧六郷町の地域）、早川町、身延町で峡南衛生組合を組織し、ごみの収集と処理施設、し尿・汚泥処理施設、火葬場を運営しています。早川町とは飯富病院を共同で運営しています。

防災面では、富士北麓地域7市町村で構成する富士山火山防災協議会、山梨・静岡17市町村で非常時の相互応援協定などを締結している環富士山火山防災連絡会を組織し、また、静岡・神奈川・山梨3県と関係自治体で構成する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議では、観光振興や防災など多様な課題に対応しています。

今後とも、周辺地域と連携して施設共同利用や共通する課題の解消に取り組むとともに、幅広い交流活動を地域活性化にいかしていくことが必要です。さらに、広域圏の枠を越えた各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことが重要になります。

【基本方針】

より有効な広域的事務事業を推進します。また、広く各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と協働し、地域課題の解消を図る事業を進めます。

【施策体系】

3.広域連携の推進	【5-3-3】	(1)広域行政の展開	【5-3-3-1】
		(2)その他の連携事業の推進	【5-3-3-2】

【施策】

(1) 広域行政の展開

① 広域圏事業の充実

- 峡南広域行政組合の事業運営など広域事業の充実に努め、広域圏の地域活性化を図ります。

② 広域的な情報ネットワークの強化

- 情報通信ネットワークの相互接続性・運用性やセキュリティ確保についての連絡・調整を図り、広域的な情報ネットワークの強化を進めます。

(2) その他連携事業の推進

① 幅広い共通課題への対応

- 広域市町村圏域や県境を越えた地域との各種連携事業の検討・推進に努め、相互に共通する課題に対応するまちづくり連携を進めます。

② 多様な連携事業の推進

- 災害時の相互支援協定、観光や物産の相互 PR など遠方各地の自治体・企業や業界団体等との交流を活発化し、相互の協力関係を築き、地域課題を解消する効果的な連携事業の推進を図ります。
- 地域活性化課題に対応し、研究機関や大学、企業等と協働した産学官連携による調査研究を進めます。

「私のまち 身延町の未来」

「私のまち 身延町の未来」をテーマに将来の身延町の夢や希望を絵で表現していただきました。身延町内の小学生からの応募作品です。



将来に希望のもてるまちづくり

～「町長と語る高校生の集い」より～

住んでいる町への関心を高めていただくとともに、まちの将来を担う人財育成を目的として「まちづくり」をテーマに町長と地元高校生が意見交換をする「町長と語る高校生の集い」を開催しました。

高校生のまちづくりに対するご意見は、今後の取り組みの参考といたします。また、集いを通じ、将来を支える人財として、頼もしく感じました。

- ・開催日 平成 28 年 12 月 18 日（日）
- ・場 所 身延町役場本庁舎会議室
- ・参加者 身延高等学校、身延山高等学校、峡南高等学校、増穂商業高等学校、市川高等学校から 21 名の生徒が参加しました。

◆意見交換の要旨

「身延町が好きですか。」

全員が「好き」と回答しました。

- ・身延町は自然が多くて、空気がおいしくて住みやすい。
- ・生まれ育った町だから好き。

「これからも身延町に住みたいですか」

11 名が「住みたい」と回答しました。

10 名が「住みたくない」と回答しました。

- ・町内の病院で対応できないことがあった。病院を充実したら住みたくなるかもしれない。（最新の治療ができないことがあった）。

「高校生から町への要望や提案」

- ・スポーツ関係の職業に進みみたい友達がいます。高齢者でも利用できるような、総合的なスポーツ施設があると良いと思います。地域のコミュニティの場にもなります。身延町は高齢者も多いので、健康志向を高められれば、医療費の抑制にも繋がると思います。
- ・人気の豆乳に加工して、売上を身延町が充実させるためのものに使ったら良いと思います。
- ・あけぼの大豆は地区限定でしか育てられないと聞きます。しだれ桜の里のクラウドファンディングのように、自分自身であけぼの大豆を栽培する事業があれば良いと思います。
- ・身延町は紅葉が綺麗です。展望台が数多くあれば、写真家もたくさんくるのでは。
- ・現在ある身延町の観光資源、イベントをもっとテレビ等で宣伝、PR したら良いと思います。

- 日本一のしだれ桜の里はギネス登録へステップしたらどうか。そうすれば国内外からさらに観光客に来てもらえると思います。
- 町の情報は発信する相手によって変えてみたら良いと思います。年配の方であれば、回覧版や新聞、高校生や若者であればインターネット、スマートフォン対応が良いと思います。
- 若者向けの情報発信として、SNSを利用することに効果があると思います。
- PR動画を作成し、町のホームページだけでなく、タイトルなどの工夫をし、YouTube等に配信したら良いと思います。
- マニア、精通した人、地元の人しか知らないことを情報発信したらどうか。例えば、身延山のブッポウソウの研究内容などの発信も良いと思います。
- 空き家が多い、今後も増えていくと思います。高齢者もいなくなったら、畑や田んぼも荒れてしまう気がします。そういう場所を、農業関係の高校や大学と連携して利用してもらったらどうか。仕事や定住に繋がるかもしれません。
- 都会から人を呼び、身延町に住んでもらうためには、お店を増やすとか、便利になることが必要だと思います。中部横断自動車道が開通して町内にIC3箇所ができることにより便利になります。そこで、身延町民には有料区間を無料にするとか、割引とかすれば、人が集まると思うし、住みやすいと感じると思います。
- 町外から人を呼ぶのも大事かもしれませんが、町内に住んでいる人が町外に出ないような施策が必要だと思います。効果があると思います。
- 観光客は幅広い年代の方が訪れます。ゴミが落ちている汚い町ではだめです。高校でも地域のクリーン活動を実施しています。清掃活動の強化が必要だと思います。
- 身延町にも、ゆるキャラをつくれば、ポップな町になると思います。
- 聴覚障害者の人に対して、広報などでも手話の紹介をしたら良いと思います。

「高校生アンケートによる町への要望や提案」

- 身延町には遊ぶ場所やショッピングモールなどがなく不便ですが、そのために自然をけずるべきではないと考えます。自然を利用した、体を動かすような場所をつくれば良いと思います。
- お年寄りによる車の運転事故が多いので、運転をしなくても生活が不自由なく送れるように、予約なしの乗合バスや動く歩道などを設置して、どの世代も住みやすい町づくりをして欲しいです。

総合計画資料編

【総合計画審議会】

(1) 諮問

	身延町諮問身政第1号 平成28年 7月13日
身延町総合計画審議会 会長 笠井 章 殿	身延町長 望月 仁 司
第二次身延町総合計画に関する事項について（諮問）	
第二次身延町総合計画の基本構想、前期基本計画を定めたいので、身延町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。	
1、第二次身延町総合計画に関する事項	

(2) 答申

答 申 書	
身延町長 望月 幹 也 殿	
平成28年7月13日に諮問のあった「第二次身延町総合計画に関する事項」について、身延町総合計画審議会条例の規定に基づき審議を行った結果、別添のとおり答申します。	
なお、本計画の目指す将来像『安らぎと 活力ある ひらかれたまち～生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった と思えるまちを目指して～』の実現に向け、次の事項に意を用いながら計画の着実な推進に取り組まれるよう要望します。	
記	
1、計画の実現に向けては、激動する時代の中で社会経済動向を的確	

に判断するとともに、町民の考えやニーズを常に把握し、施策の優先度を見極めていくことが極めて重要であります。そのためには、国、県、近隣市町村との連携を一層強化するなど情報の収集・分析能力を高めることに努力されたい。

2、人口の減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持・向上していくことは、本計画の根源的な課題と言える。そのためには、子育て支援や教育環境の充実、道路交通環境の充実強化などによる利便性の向上、快適で安価な住宅・宅地の供給など総合的な施策の推進が必要となるが、とりわけ、雇用の場の確保は極めて重要であり、本計画の中心的課題であると考えます。

本町にとって、企業誘致による雇用の場の確保は、町の立地環境、さらには社会経済動向等から難しいものと考えます。

そうした中で「観光」は、総合産業とも言われるように雇用の場の創出を含め、地域の振興・活性化に与える効果は極めて高いものと考えます。

幸い本町には恵まれた自然景観や温泉、歴史的文化遺産、誇るべき伝統産業など豊かな観光資源を有している。

こうした優位な資源を活用し、観光産業による雇用の場を創出する。さらに定住の促進を図っていくためには何よりも地域の住民一人ひとりが「町に交流人口を迎え入れる」という強い思いを共有し、連携・連帯していくことが必要となる。

具体的には、観光立町を目指す運動を町民総参加で展開するなど町民一人ひとりの意識改革を進め、おもてなしの心を醸成して行く施策の推進に努められたい。

3、計画の推進にあたっては、まず、まちづくりを直接担う町民に対する本計画実現にむけての道筋を明らかにするとともに、町民と行政との連携を一層強化し、それぞれの役割を適切に分担しながら進めるよう取り組まれたい。

平成29年 1月30日

身延町総合計画審議会
会長 笠井章

※答申書文中の別添答申書は、本計画書に記載された事項がその全てであるため省略する。

(3) 審議会委員

(敬称略 順不同)

種 別	職名	氏 名
関係団体の役職員	会 長	笠井 章
関係団体の役職員	副会長	篠原 洋
町議会議員	委員	松浦 隆
町議会議員	委員	芦澤 健拓
一般住民（公募）	委員	榑間 裕子
一般住民（公募）	委員	久保田 勝彦
一般住民（公募）	委員	切金 修司
学識経験者	委員	畑野 顕
学識経験者	委員	依田 由有子
学識経験者	委員	上田 たまき
学識経験者	委員	若林 由美
学識経験者	委員	深澤 香里
関係団体の役職員	委員	若林 哲司
学識経験者	委員	秋山 裕一
学識経験者	委員	宮本 重男
学識経験者	委員	上條 醇
学識経験者	委員	池上 要靖
学識経験者	委員	渡辺 宏明
学識経験者	委員	佐野 昇
学識経験者	委員	望月 三千夫
学識経験者	委員	天野 隆二

用語集 (*印の付いた語句の説明)

CCRC

Continuing Care Retirement Community の略

日本版 CCRC は、東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すもの。

COP21

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議のこと。2015 年にフランスにて開催され、同 12 月 12 日にパリ協定が採択された。

DV

domestic violence の略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

EM

Effective Microorganism (有用微生物群) の略。

FTTH

Fiber To The Home の略。一般家庭まで光ファイバーを敷設した、光ファイバーによる通信形態のこと。

GIS

Geographic Information System の略。地理情報システムのことで、位置に関する情報を持ったデータを管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

ICT

IT (情報技術) に Communication (コミュニケーション) を加えた表現です。IT インフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、IT に代わり ICT が用いられている。

NPO

Nonprofit Organization の略。非営利団体のこと。

PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成された行動プロセスのこと。実施計画の管理を適切に行い、その成果を高める仕組み。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

SNS

social networking service の略。インターネット上で人と人とのつながりを構築、支援するサービスのこと。

TPP

Trans Pacific Partnership の略。環太平洋地域による経済連携協定のこと。経済連携協定とは2か国以上の国や地域で自由貿易協定の要素に加え、貿易以外の分野で2国間協力等を含めて締結される包括的な協定のこと。

U・J・I ターン

U ターン：地方で生まれ育った方が、都市部に進学、就職のため移住し、再び自分の生れ育った地方に戻って働くこと。

J ターン：地方で生まれ育った方が、都市部に進学、就職のため移住し、その後、生まれ育った地方とは別の地方に移住して働くこと。

I ターン：都市部で生まれ育った方が、地方に移住して働くこと。

Wi-Fi

無線でネットワークに接続する技術のこと。無線 LAN。

アクティビティ

旅行先での遊び。

一次救急医療から三次救急医療

一次救急医療

比較的軽症の救急患者に対応する医療機関

二次救急医療

入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する医療機関

三次救急医療

重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者に対応する医療機関

インバウンド

海外から日本国内に来る観光客のこと。

インフラ

基盤のこと。産業や生活の基盤として整備される道路や水道などの施設や設備の意味として用いられることが多い。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

オゾン層

大気中のオゾンは成層圏（約 10～50km 上空）に約 90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的に オゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン等のことであり、これらが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなるとされている。

開発圧力

必要に迫られ開発を行うこと。例えば人口増加に伴い、学校や下水道整備、区画整理等の必要性が生じる状況。

核家族

夫婦のみ、もしくは夫婦と未婚の子から成る家族のこと。

画仙紙

故紙や稲ワラなど、さまざまな材料を混ぜて製造した和紙。にじみが美しく黒色をはっきり表現できる。

学校運営協議会制度（コミュニティスクール）

学校と保護者や地域の方が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

活性化ビジョン

地域の現状や課題を踏まえ、地域の活性化に向けた将来像を描いたもの。

旧市川家住宅

かぶと造りの茅葺きの大型民家。県指定文化財。

教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。

行政評価システム

PDCA サイクル等を用い、施策の内容や進め方を改善し、更には無駄をなくすことで、どのような成果があったかを評価する。

グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々と体験、交流をしながら過ごす旅のこと。

グループホーム

障害や病気により、ひとりで生活することが困難な人たちが専門の職員の援助を受け、共同生活を行っていく施設のこと。

グローバル化

国や地域などを越え、経済や文化等のやり取りが行われるようになること。

ケアマネジメント

福祉サービスや介護サービス等の利用者の望ましい生活の維持継続を目指し、必要なサービスの提供、評価を行うこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

合計特殊出生率

期間合計特殊出生率のことで、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値に相当する。

高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合。

古刹

由緒ある古い寺のこと。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

コミュニティ

地域社会、共同体のこと。

コミュニティ・ビジネス

地域の問題・課題に対し、解決・対応するために町民主体で行う事業。

再生可能エネルギー

自然界から無尽蔵にエネルギー源を供給できるか、繰り返し再利用可能なエネルギーのこと。

財政計画

歳入・歳出の見込み額を算出し策定すること。

サイバー犯罪

コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪。主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として制定された法律。

自動体外式除細動器（AED）

心停止の際に自動で電気ショックが必要か判断し、除細動により心臓の動きを正常に戻す医療機器のこと。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

国民一人ひとりがもつ12桁の番号により、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となる制度。

宿坊

本来は僧侶や参拝者が心身を清めるための宿泊施設。現在は一般の方も宿泊可能な施設が多い。

情報セキュリティポリシー

企業や組織において、情報を守るための情報セキュリティ対策の方針をまとめたものの。

人口ビジョン

人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する町民の認識の共有を目指し、今後、目指すべき将来の方向性を提示することを目的とするもの。

診療報酬明細書

診療報酬明細書（レセプト）とは、患者が受けた診療について、医療機関等が国民健康保険の保険者や健康保険組合等に請求する医療費の明細のこと。

スクールガード

児童や生徒が犯罪に巻き込まれないよう、通学路等の巡視、子どもたちの見守り等を行うボランティアのこと。

スポーツ指導者バンク

スポーツを始めたいが指導者がいない、スポーツの技術向上のために熟練指導者に指導してほしい等の要望に対し、指導者を紹介・派遣する制度。

スローフード

地域や土地にあった伝統的な食文化や食材を見直し、大切に作る運動。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のことであり、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満などが挙げられる。

草庵

藁（わら）や茅（かや）などにより屋根をふいた小さい家のこと

ソーシャルワーカー

不安や困っていること等に対し、本人や周辺の問題解決のための助言や手助けをする専門家のこと。ここでのスクールソーシャルワーカーは主に児童生徒を対象とした相談を行う。

待機児童

保育所への入所申請を行っているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

第一次産業

第二次産業

第三次産業

経済学者コーリン・クラークが提唱した産業分類。

第一次産業：農業、林業、水産業など

第二次産業：製造業、建設業など

第三次産業：情報通信業、金融業、運輸業、販売業、サービス業など

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援するため専門の担当を配置し、出産や育児に対する保護者の不安や負担を軽減することを目的とした地域の育児支援を行うための施設

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、各市区町村に設置された機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等により、地域住民の介護や保健福祉等の相談に応じてくれる。

地域密着型サービス

高齢者が介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅または地域で生活していけるようにするためのサービス。

チャレンジショップ

商店街等の空き家店舗を活用し起業、開店してもらい、地域の活性化、空き家対策の一環として行っている。

超高齢社会

国連の報告書等で使用されていることから一般的になった用語で、高齢化社会＝高齢化率 7%～14%、高齢社会＝同 14%～21%、超高齢社会＝同 21%～とされています。

なお、日本は昭和 45 年に高齢化社会に、平成 14 年の時点で高齢社会に至っています。

東海地震による被害想定

平成 17 年 5 月に公表した山梨県独自独自の被害想定をまとめたもので、駿河湾一帯を震源域とするマグニチュード 8 の地震が発生したと仮定し、冬の朝 5 時、春秋の正午、冬の夕方 6 時の 3 ケースを設定して、人的被害、建物倒壊、火災などの被害を想定している。

特別養護老人ホーム

社会福祉法人や地方公共団体が運営する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方が対象となる介護施設であり、介護保険法に基づいて介護保険が適用される介護老人福祉施設のこと。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、市町村の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした計画。

都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。

トレッキング

山歩きのこと。

中山金山遺跡

毛無山の中腹、標高 1400m～1600m 付近に広がる大規模な鉱山遺跡。国指定史跡。

南海トラフ

トラフとは溝のことであり、東海地方から四国の南方沖合 100 km にある、水深 4 km ほどにある溝のこと。

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源 としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流 型の要素を取り入れた旅行の形態のこと。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けた者。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうことを目的としている。

農林業センサス

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計調査のこと。

バイオマス

エネルギー源として利用できる生物資源の量を表したもの。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パブリックコメント

パブリックコメント（意見公募手続）とは、行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く公から意見や情報を募集すること。

パリ協定

2020年度以降の地球温暖化対策について取り決めに交わした協定のこと。

病児・病後児保育事業

仕事などの都合により、病氣中・病氣回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業

ファミリー・サポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

フィールドミュージアム

地域の文化や資源を体験や学習の場、博物館または美術館に見立てて活用すること。

風致地区

都市計画法に定められた良好な自然環境を維持、保存していく地区のこと。

フォッサ・マグナ

本州の中央部で東西日本に分ける、南北に走る大断裂帯。

フォーラム

公開討論会のこと。

富士山火山災害対応

富士山火山防災に関連して、本町では富士北麓地域8市町村で構成する富士山火山防災協議会において、富士山火山に関するガイドブックを作成。また、山梨・静岡16市町村でつくる環富士山火山防災連絡会に参画し、相互応援協定などにより非常時に備えている。

不正アクセス

本来アクセス権を持たないコンピュータに対して、インターネットなどを介し、不正な方法により接触、操作すること。

フッ素塗布やフッ素洗口

フッ化物を用いて歯に塗布、もしくは水溶液にてうがいすることで虫歯を予防する方法。

プライバシー

他人に知られたくないこと。

ブロードバンド

高速・大容量のデータ通信が可能なインターネット接続サービス。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により日中家庭にいない児童を、授業終了後に児童館等を遊び、生活の場として提供し、お預かりする事業のこと。

ポケットパーク

歩道や交差点などの一角に設けられた小規模な公園のこと。

ほ場（圃場）

農作物を育てるところ。田、畑などと限定しない。

本遠寺

本堂、鐘楼堂が国指定重要文化財となっている。本堂は慶応3年（1867年）の火災を免れたもので、日蓮宗の本格的な大規模本堂。

マイナポータル

行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの

マイナンバー

住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

門西家住宅

江戸時代中期初頭に建てられた広間型形式の建造物。国指定重要文化財。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が利用できるよう、設計、デザインすること。

養護老人ホーム

特別養護老人ホームと異なるのは、基本的に経済的理由により在宅で生活できず、病気などはなく、介護を必要としない方が対象となる。介護保険施設ではない。

ライフサイクルコスト

製品を購入、使用、廃棄するまで、もしくは企画開発、製造・運用、破棄・中止するまでに掛かるすべての費用のこと

ライフスタイル

生活の営み方。個人の生き方。

ラフティング

ゴムボートを使って川下りをするレジャースポーツ。

リーマンショック

2008年頃、サブプライムローンと呼ばれる住宅ローンにより、銀行や証券会社が大きな損失を出し、世界的金融危機に陥った事象のこと。アメリカ大手投資銀行であったリーマン・ブラザーズが倒産し引き金になったことからリーマンショックと呼ばれる。

6次産業化

第一次産業の1に第二次産業の2と第三次産業の3を足して6になることから名づけた造語で、農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）まで手がけること。

ローリング方式

長期的な計画を実行する際に生じるずれを、定期的に修正して実行していくこと。

ワーキングホリデー

本来は2国間の協定により休暇を相手の国の文化を体験しながら生活し、生活費を補うために就労することを認める制度である。ここでは農業や農村に興味を持ち、農作業体験を希望する人を、地元の農家が受け入れ、寝食をともにする活動を指している。

ワークショップ（まちづくりワークショップ）

地域の問題・課題を解決・改善するため住民が中心となって発言を行える場。

ワークライフバランス

仕事と仕事以外の生活との調和のこと。

しだれざくら[町の木]



あけぼの大豆

下部温泉郷



やまゆり[町の花]



身延山門内



ほたる[町の虫]



本栖湖[千円札の富士山]



409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石350

身延町役場 政策室 企画政策担当

TEL0556-42-4801